

令和元年第 2 回

# 中種子町議会 6 月定例会会議録

開会 令和元年 6 月 11 日

閉会 令和元年 6 月 20 日

鹿児島県中種子町議会

# 会 期 日 程

令和元年第2回定例会

| 月 日   | 曜日 | 会議・休会・その他          |
|-------|----|--------------------|
| 6月11日 | 火  | 本会議（開会・施政方針・議案審議他） |
| 6月12日 | 水  | 休 会                |
| 6月13日 | 木  | 休 会                |
| 6月14日 | 金  | 議会運営委員会            |
| 6月15日 | 土  | 休 日                |
| 6月16日 | 日  | 休 会                |
| 6月17日 | 月  | 休 会                |
| 6月18日 | 火  | 休 会                |
| 6月19日 | 水  | 休 会                |
| 6月20日 | 木  | 本会議（一般質問・議案審議他・閉会） |

## 令和元年第2回中種子町議会定例会会議録目次

### 第1号（6月11日）（火曜日）

|                                                                    |    |
|--------------------------------------------------------------------|----|
| 1. 開 会                                                             | 3  |
| 2. 日程第1 会議録署名議員の指名                                                 | 3  |
| 3. 日程第2 会期の決定                                                      | 3  |
| 4. 日程第3 諸般の報告                                                      | 3  |
| 5. 日程第4 行政報告                                                       | 3  |
| 6. 日程第5 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（中種子町税賦課徴収条例の一部を改正する条例）             | 4  |
| 田渕川寿広町長提案理由説明                                                      | 4  |
| 春田功税務課長補足説明                                                        | 4  |
| 質疑                                                                 | 7  |
| 討論                                                                 | 7  |
| 採決                                                                 | 7  |
| 7. 日程第6 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（中種子町介護保険条例の一部を改正する条例）              | 7  |
| 田渕川寿広町長提案理由説明                                                      | 7  |
| 質疑                                                                 | 8  |
| 討論                                                                 | 8  |
| 採決                                                                 | 8  |
| 8. 日程第7 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度中種子町一般会計補正予算（第8号））           | 8  |
| 田渕川寿広町長提案理由説明                                                      | 3  |
| 阿世知文秋総務課長補足説明                                                      | 9  |
| 質疑                                                                 | 12 |
| 討論                                                                 | 13 |
| 採決                                                                 | 13 |
| 9. 日程第8 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度中種子町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第5号）） | 13 |
| 田渕川寿広町長提案理由説明                                                      | 13 |
| 質疑                                                                 | 13 |
| 討論                                                                 | 13 |
| 採決                                                                 | 13 |
| 10. 日程第9 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度中種子町介護保険事業勘定特別会計予算（第5号））    | 14 |
| 田渕川寿広町長提案理由説明                                                      | 14 |
| 質疑                                                                 | 15 |
| 討論                                                                 | 15 |
| 採決                                                                 | 15 |

|           |                                                             |    |
|-----------|-------------------------------------------------------------|----|
| 11. 日程第10 | 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度中種子町後期<br>高齢者医療特別会計補正予算（第5号）） | 15 |
|           | 田渕川寿広町長提案理由説明                                               | 15 |
|           | 質疑                                                          | 15 |
|           | 討論                                                          | 15 |
|           | 採決                                                          | 15 |
| 12. 日程第11 | 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度中種子町水道<br>事業会計補正予算（第5号））      | 16 |
|           | 田渕川寿広町長提案理由説明                                               | 16 |
|           | 質疑                                                          | 16 |
|           | 討論                                                          | 16 |
|           | 採決                                                          | 16 |
|           | 休憩                                                          | 16 |
| 13. 日程第12 | 報告第1号 平成30年度中種子町一般会計繰越明許費繰越計算書について                          | 17 |
|           | 田渕川寿広町長提案理由説明                                               | 17 |
|           | 質疑                                                          | 17 |
| 14. 日程第13 | 議案第25号 中種子町森林環境譲与税基金条例                                      | 17 |
|           | 田渕川寿広町長提案理由説明                                               | 17 |
|           | 質疑                                                          | 17 |
|           | 討論                                                          | 17 |
|           | 採決                                                          | 18 |
| 15. 日程第14 | 議案第26号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例                          | 18 |
|           | 田渕川寿広町長提案理由説明                                               | 18 |
|           | 質疑                                                          | 18 |
|           | 討論                                                          | 18 |
|           | 採決                                                          | 18 |
| 16. 日程第15 | 議案第27号 認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する<br>条例                  | 18 |
|           | 田渕川寿広町長提案理由説明                                               | 19 |
|           | 質疑                                                          | 19 |
|           | 討論                                                          | 19 |
|           | 採決                                                          | 19 |
| 17. 日程第16 | 議案第28号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例                            | 19 |
|           | 田渕川寿広町長提案理由説明                                               | 19 |
|           | 質疑                                                          | 19 |
|           | 討論                                                          | 19 |
|           | 採決                                                          | 19 |
| 18. 日程第17 | 議案第29号 町長の給与の特例に関する条例                                       | 20 |
|           | 田渕川寿広町長提案理由説明                                               | 20 |
|           | 質疑                                                          | 20 |

|           |                                         |    |
|-----------|-----------------------------------------|----|
|           | 討論                                      | 20 |
|           | 採決                                      | 20 |
| 19. 日程第18 | 議案第30号 中種子辺地に係る総合整備計画の変更について            | 20 |
|           | 田淵川寿広町長提案理由説明                           | 20 |
|           | 質疑                                      | 21 |
|           | 討論                                      | 21 |
|           | 採決                                      | 21 |
| 20. 日程第19 | 議案第31号 中種子町過疎地域自立促進計画の変更について            | 21 |
|           | 田淵川寿広町長提案理由説明                           | 22 |
|           | 質疑                                      | 22 |
|           | 討論                                      | 22 |
|           | 採決                                      | 22 |
| 21. 日程第20 | 議案第32号 令和元年度中種子町一般会計補正予算（第1号）           | 22 |
| 22. 日程第21 | 議案第33号 令和元年度中種子町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号） | 22 |
| 23. 日程第22 | 議案第34号 令和元年度中種子町と畜場特別会計補正予算（第1号）        | 22 |
| 24. 日程第23 | 議案第35号 令和元年度中種子町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）   | 22 |
| 25. 日程第24 | 議案第36号 令和元年度中種子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）    | 22 |
| 26. 日程第25 | 議案第37号 令和元年度中種子町水道事業会計補正予算（第1号）         | 22 |
|           | 田淵川寿広町長提案理由説明                           | 22 |
|           | 阿世知文秋総務課長補足説明                           | 33 |
|           | 質疑                                      | 36 |
|           | 討論                                      | 36 |
|           | 採決                                      | 36 |
| 27. 散 会   |                                         | 38 |

## 第2号（6月20日）（木曜日）

|                    |    |
|--------------------|----|
| 1. 開 議             | 40 |
| 2. 日程第1 会議録署名議員の指名 | 40 |
| 3. 日程第2 一般質問       | 40 |
| 日高和典君              | 40 |
| 休 憩                | 53 |
| 浦邊和昭君              | 53 |
| 休 憩                | 61 |
| 下田敬三君              | 61 |
| 休 憩                | 75 |
| 池山喜一郎君             | 75 |
| 橋口渉君               | 81 |
| 休 憩                | 90 |

|         |                                          |    |
|---------|------------------------------------------|----|
|         | 戸田和代さん                                   | 90 |
| 4. 日程第3 | 発議第3号 自衛隊誘致並びに馬毛島移設問題調査特別委員会設置に関する<br>決議 | 95 |
|         | 質疑                                       | 95 |
|         | 討論                                       | 96 |
|         | 採決                                       | 96 |
| 5. 日程第4 | 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件                       | 96 |
| 6. 日程第5 | 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査の件                     | 97 |
| 7. 日程第6 | 議員派遣の件                                   | 97 |
| 8. 日程第7 | 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件                     | 97 |
| 9. 閉 会  |                                          | 98 |

## 令和元年第2回中種子町議会定例会会議録（第1号）

令和元年6月11日（火曜日）午前10時開議

### 1. 議事日程（第1号）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 行政報告
- 第5 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて  
（中種子町税賦課徴収条例の一部を改正する条例）
- 第6 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて  
（中種子町介護保険条例の一部を改正する条例）
- 第7 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて  
（平成30年度中種子町一般会計補正予算（第8号））
- 第8 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて  
（平成30年度中種子町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第5号））
- 第9 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて  
（平成30年度中種子町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第5号））
- 第10 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて  
（平成30年度中種子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第5号））
- 第11 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて  
（平成30年度中種子町水道事業会計補正予算（第5号））
- 第12 報告第1号 平成30年度中種子町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 第13 議案第25号 中種子町森林環境譲与税基金条例
- 第14 議案第26号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 第15 議案第27号 認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例
- 第16 議案第28号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例
- 第17 議案第29号 町長の給与の特例に関する条例
- 第18 議案第30号 中種子辺地に係る総合整備計画の変更について
- 第19 議案第31号 中種子町過疎地域自立促進計画の変更について
- 第20 議案第32号 令和元年度中種子町一般会計補正予算（第1号）
- 第21 議案第33号 令和元年度中種子町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）
- 第22 議案第34号 令和元年度中種子町と畜場特別会計補正予算（第1号）
- 第23 議案第35号 令和元年度中種子町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）

第24 議案第36号 令和元年度中種子町後期高齢者医療特別会計補正予算  
(第1号)

第25 議案第37号 令和元年度中種子町水道事業会計補正予算 (第1号)

-----○-----

2. 本日の会議に付したる事件

議事日程のとおりである。

-----○-----

3. 出席議員は次のとおりである。(12名)

|     |           |     |            |
|-----|-----------|-----|------------|
| 1 番 | 浦 邊 和 昭 君 | 2 番 | 橋 口 渉 君    |
| 3 番 | 池 山 喜一郎 君 | 5 番 | 永 濱 一 則 君  |
| 6 番 | 蓮 子 信 二 君 | 7 番 | 濱 脇 重 樹 君  |
| 8 番 | 下 田 敬 三 君 | 9 番 | 迫 田 秀 三 君  |
| 10番 | 日 高 和 典 君 | 11番 | 戸 田 和 代 さん |
| 12番 | 園 中 孝 夫 君 | 13番 | 徳 永 留 夫 君  |

-----○-----

4. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

-----○-----

5. 説明のため出席した者の職氏名

|         |             |                    |             |
|---------|-------------|--------------------|-------------|
| 町 長     | 田 渕 川 寿 広 君 | 副 町 長              | 松 原 孝 三 郎 君 |
| 総 務 課 長 | 阿 世 知 文 秋 君 | 町民保健課長             | 横 手 幸 徳 君   |
| 福祉環境課長  | 上 田 勝 博 君   | 農林水産課長             | 里 重 浩 君     |
| 建 設 課 長 | 長 田 認 君     | 農地整備課長             | 池 山 聖 年 君   |
| 企 画 課 長 | 下 村 茂 幸 君   | 会計管理者兼<br>会 計 課 長  | 池 端 み どり さん |
| 税 務 課 長 | 春 田 功 君     | 水 道 課 長            | 牧 瀬 善 美 君   |
| 保 育 所 長 | 山 田 和 春 君   | 空港管理室長             | 石 堂 晃 一 君   |
| 行 政 係 長 | 徳 永 和 久 君   | 財 政 係 長            | 鮫 島 司 君     |
| 教 育 長   | 北之園 千 春 君   | 教育総務課長             | 浦 口 吉 平 君   |
| 社会教育課長  | 園 田 俊 一 君   | 選 挙 管 理<br>事 務 局 長 | 阿 世 知 文 秋 君 |
| 農委事務局長  | 遠 藤 淳 一 郎 君 |                    |             |

-----○-----

6. 職務のため出席した事務局職員の職氏名

|        |           |         |           |
|--------|-----------|---------|-----------|
| 議会事務局長 | 田 中 晋 二 君 | 議 事 係 長 | 榎 元 卓 郎 君 |
|--------|-----------|---------|-----------|

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（徳永留夫君） おはようございます。

ただいまから、令和元年第2回中種子町議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りした日程表のとおりであります。

-----○-----

○議長（徳永留夫君） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、3番、池山喜一郎君、5番、永瀆一則君を指名します。

-----○-----

○議長（徳永留夫君） 日程第2、「会期決定の件」を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月20日までの10日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から6月20日までの10日間に決定しました。

-----○-----

○議長（徳永留夫君） 日程第3、「諸般の報告」を行います。

5月7日、鹿児島市において、熊毛郡町議会議長会定期総会が開催され、平成30年度事業報告及び収支決算、令和元年度事業計画及び予算案が上程され、可決されました。同日、鹿児島県離島振興町村議会議長会臨時総会及び研修会が開催され、役員改選の結果、会長に外内喜界町議会議長、副会長に岩川屋久島町議会議長が選任され、その後「鹿児島の島々の魅力と振興施策」と題し、県離島振興課上舞課長の講演がありました。

5月8日、鹿児島市において鹿児島県町村議会議長会臨時総会が開催され、役員改選の結果、会長に福地与論町議会議長、副会長に岩川屋久島町議会議長が選任されました。

5月13日、西之表市において、種子島空港利用促進協議会総会、種子島宇宙開発促進協議会総会、屋久島空港整備促進協議会総会、種子屋久観光連絡協議会総会、種子島屋久島振興協議会総会がそれぞれ開催され、平成30年度事業経過、決算及び令和元年度事業計画、予算案等が上程され、原案のとおり可決されました。

また、お手元に配付しましたとおり、監査委員から地方自治法第235条の2第3項の規定による「例月現金出納検査」の結果について、報告書が提出されております。

これで諸般の報告を終わります。

-----○-----

○議長（徳永留夫君） 日程第４、「行政報告」を行います。

これを許可します。

町長。

〔町長 田渕川寿広君 登壇〕

○町長（田渕川寿広君） おはようございます。

議長の許可をいただきましたので、行政報告を２点させていただきます。

まず、５月２７日に全国離島振興協議会令和元年度通常総会が長崎県五島市のカンパーナホテルで開催され、全国の離島市町村長出席のもと２０項目についての決議の採択及び離島航路航空路支援の抜本拡充に関する特別決議を全会一致で採択いたしました。

次に、６月９日、名古屋市内のホテルにおきまして、第２４回中部中種子会総会が開催され、約１００名の会員の皆様、関係者とともに参加をいたしまして、盛大に開催がされたところでございます。

懇親会では会員の高齢化が進む中、若い会員の参加も多く見受けられ、来年第２５回の総会に向け活発な意見交換も出される中、ふるさとの思い出話しに大いに盛り上がっております。

以上２点行政報告を終わります。

○議長（徳永留夫君） これで行政報告は終わりました。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

**日程第５ 承認第１号 専決処分の承認を求めることについて（中種子町税賦課徴収条例の一部を改正する条例）**

○議長（徳永留夫君） 日程第５、承認第１号、「専決処分の承認を求めることについて」を議題とします。

本件について説明を求めます。

町長。

〔町長 田渕川寿広君 登壇〕

○町長（田渕川寿広君） 承認第１号について説明いたします。

地方税法等の一部を改正する法律政令省令が平成３１年３月２９日に公布され、原則として４月１日から施行されることとされたことから、本条例を専決処分により改正させていただきましたので御報告いたします。

主な改正内容は、軽自動車税のグリーン化特例の見直し、ふるさと納税制度の見直し、住宅ローン控除の拡充、子どもの貧困に対応した個人住民税の非課税措置、以上のほか、法令改正に伴う所要の条例改正について地方自治法第１７９条第１項の規定に基づき、平成３１年３月３１日に専決処分させていただきましたので、同条第３項の規定によりこれを報告し承認を求めるものでございます。

詳しい内容につきましては、税務課長に説明をさせます。

以上よろしく願いいたします。

○議長（徳永留夫君） 税務課長。

○税務課長（春田 功君） おはようございます。

それでは、承認第１号につきまして、概要を説明をさせていただきます。

お手元の議案書 14 ページからの新旧対照表により、主に改正後の内容について説明をさせていただきます。

なお、字句及び条項の整備に関する部分については、説明を省略させていただきます。

まず第 1 条による改正について説明をいたします。上段になります。

第 34 条の 7、寄附金税額控除につきましては、ふるさと納税制度に係るもので、特例控除額の措置対象を特例控除対象寄附金とするものでございます。

同ページの下段をお願いいたします。

附則の改正について説明をいたします。附則第 7 条の 3 の 2 につきましては、住宅借入金特別控除にかかる特別特定取得をした場合の控除期間の拡充と、住宅借入金特別税額控除にかかる申告要件の廃止を規定するものでございます。

16 ページをお願いいたします。下段のほうになります。

附則第 9 条、個人の町民税の寄附金税額控除に係る申告の特例等につきましては、申告特例の対象を特例控除対象寄附金とするなどの規定の整備をするものでございます。

18 ページをお願いいたします。上段となります。

附則第 9 条の 2 につきましては、特例控除対象寄附金を支出し、申告特例通知書が送付されたときに、申告特例控除額の適用があるものとするものでございます。

20 ページをお願いいたします。下段となります。

附則第 10 条の 3、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとするものがすべき申告につきましては、近年日本中で相次ぐ災害の発生や政府の重要政策課題であります国土強靱化の推進を図るといったことも踏まえた高規格堤防整備事業に係るもので、その事業実施の加速を図るために、税制上でもさらなる特例措置を創設することとしたことから、法規定の新設にあわせて新設するものでございます。

23 ページをお願いいたします。1 番下の行から次の 24 ページにかけてでございます。

附則第 10 条の 4、平成 28 年熊本地震に係る固定資産税の特例の適用を受けようとするものがすべき申告等につきましては、法規定の新設にあわせて新設するもので、平成 28 年熊本地震に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等について規定するものでございます。

26 ページをお願いいたします。中段より少し下となります。

附則第 16 条、軽自動車税の税率の特例につきましては、法改正にあわせて改正するもので、軽自動車税のグリーン化特例について、重課、いわゆる税率を高くする措置を平成 31 年度に限ったものとし、29 年度分の軽課、いわゆる税率を低くする措置を削除するものでございます。

なお、この附則第 16 条は 3 段階で改正されるもので、この後の 2 条による改正と第 3 条による改正のところでも未来施行分として出てまいります。

30 ページをお願いいたします。下段となります。

附則第 16 条の 2、軽自動車税の賦課徴収の特例につきましては、前条第 16 条の改正に伴い改正するものでございます。

31 ページをお願いいたします。上段となります。

附則第 22 条、東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとするものがすべき申告等につきましては、今後における具体的な復旧事業に着目した特例措置を税制上においても設けることとしたことによる規定の整備でございます。

次に、32 ページをお願いします。

2 条の改正についてでございます。上段のほうになりますが、第 36 条の 2、町民税の申告につきましては、申告書記載事項の簡素化をするものでございます。

同ページの中段となります。

第 36 条の 3 の 2、個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族申告書及び次のページ、33 ページの上段になりますが、第 36 条の 3 の 3、個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書につきましては、当該給与所得者及び公的年金等受給者の扶養親族が単身児童扶養者に該当する場合に、扶養親族申告書にその旨を記載する事項を追加するものでございます。

35 ページをお願いいたします。上段となります。

附則の改正についてですが、上から 5 行目、附則第 15 条の 2、軽自動車税の環境性能割の非課税につきましては、法律改正にあわせて新設するもので非課税とする臨時的軽減の規定を新設するものでございます。

同ページ下段をお願いします。

附則第 15 条の 2 の 2、軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例につきましては、前条を新設したことによる条のずれと環境性能割の賦課徴収の特例を新設するものでございます。

36 ページをお願いいたします。下段のほうになります。

附則第 15 条の 6、軽自動車税の環境性能割の税率の特例につきましては、税率を 1 % 減とする臨時的軽減の規定を新設するものでございます。

37 ページをお願いいたします。上から 5 行目となります。

附則第 16 条、軽自動車税の種別割の税率の特例につきましては、軽自動車税のグリーン化特例について、重課の規定を整備し、平成 32 年度及び 33 年度の軽減を新設するものでございます。

39 ページをお願いいたします。中段の表の下になります。

附則第 16 条の 2、軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例につきましては、前条の改正に伴い新設するものでございます。

次に 41 ページをお願いいたします。

3 条による改正についてでございます。上段になりますが、第 24 条、個人の町民税の非課税の範囲につきましては、単身児童扶養者を非課税措置の対象へと追加するものでございます。

同ページ中段となりますが、附則の改正についてでございます。

附則第 16 条、軽自動車税の種別割の税率の特例につきましては、軽自動車税

のグリーン化特例について、平成 34 年度分及び平成 35 年度分の軽課を電気自動車等に限った上で、新設するものでございます。

42 ページをお願いいたします。

下段のほうになりますが、附則第 16 条の 2、軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例につきましては、前条の改正に伴い改正するものでございます。

43 ページをお願いいたします。

第 4 条による改正についてでございますが、中種子町税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の一部を改正するもので、法律改正にあわせて所要の規定の整備をするものでございます。

最後に、ページが飛びますが、46 ページをお願いいたします。

第 5 条による改正についてでございます。

中種子町税賦課徴収条例の一部を改正する条例の一部を改正するもので、法律改正にあわせて所要の規定を整備するもののほか、48 ページの第 13 項から第 16 項につきましては、大法人に対する申告書の電子情報処理組織による提出義務の創設に伴う申告書等の提出方法の柔軟化及び電気通信回線の故障、災害、その他理由により、電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合の宥恕措置について規定するものでございます。

以上が、承認第 1 号に関する補足説明でございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（徳永留夫君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 討論なしと認めます。

これから、承認第 1 号を採決します。

本件は、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第 1 号は、承認することに決定しました。

—————○—————

#### 日程第 6 承認第 2 号 専決処分の承認を求めることについて（中種子町介護保険条例の一部を改正する条例）

○議長（徳永留夫君） 日程第 6、承認第 2 号、「専決処分の承認を求めることについて」を議題とします。

本件について説明を求めます。

町長。

〔町長 田淵川寿広君 登壇〕

○町長（田淵川寿広君） 承認第 2 号について説明いたします。

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等

に関する法律による介護保険法の改正に伴い実施される令和元年 10 月からの消費税率の引き上げに伴う低所得者の介護保険料の軽減強化として、第 1 段階の軽減割合を増加するとともに、第 1 段階のみであった軽減対象者を第 1 段階から第 3 段階までの対象者に拡大するものでございます。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、平成 31 年 3 月 31 日に専決処分させていただきましたので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し承認を求めるものでございます。

以上よろしくお願いいたします。

○議長（徳永留夫君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 討論なしと認めます。

これから、承認第 2 号を採決します。

本件は、承認することに御異議ありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第 2 号は、承認することに決定しました。

—————○—————

#### 日程第 7 承認第 3 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 30 年度中種子町一般会計補正予算（第 8 号）

○議長（徳永留夫君） 日程第 7、承認第 3 号、「専決処分の承認を求めることについて」を議題とします。

本件について説明を求めます。

町長。

〔町長 田淵川寿広君 登壇〕

○町長（田淵川寿広君） 承認第 3 号について説明いたします。

平成 30 年度一般会計予算につきましては、さきの 3 月定例会において補正予算の議決をいただきましたが、その後、予算の調整を行う必要があり、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、平成 31 年 3 月 31 日に一般会計補正予算第 8 号を専決処分しましたので、同条第 3 項の規定により報告するものでございます。

まず、歳出予算から主なものを御説明いたします。

総務費は、各事業実績による減額調整とふるさと応援基金及び財政調整基金の積立金を計上しています。

民生費は、障害者福祉サービスなどの実績による扶助費の減額と国保特別会計及び介護特別会計の確定による繰出金の調整を行っております。

衛生費は、定期予防接種の実績による委託料の減額と後期高齢者医療広域連合など一部事務組合の事業費確定による負担金の減額。

農林水産業費は、各事業費の確定に伴う減額が主なものです。

消防費は、災害出動数の減による費用弁償の減額。

教育費は、小中学校空調新設工事管理委託費の追加と執行見込みによる工事費の減額。

災害復旧費は、工事費確定による減額が主なものでございます。

次に、歳入予算について御説明いたします。

町税は、収納見込み額による調整、地方消費税各交付金、地方交付税は交付決定による調整を計上しております。

国県支出金は、交付決定による調整、寄附金は、ふるさと納税寄附金実績による増額。

繰入金は財源調整のため財調減債基金を減額しております。

諸収入は、再生可能エネルギー等導入推進事業の確定による減額が主なものでございます。

その結果、歳入歳出予算からそれぞれ1億2,983万6,000円を減額し、補正後の総額を67億8,950万5,000円とするものでございます。

以上の歳入歳出予算補正のほか、繰越明許費の変更8件、債務負担行為の変更1件、地方債の変更1件もあわせて計上しています。

詳しい内容につきましては、総務課長に説明をさせます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（徳永留夫君） 総務課長。

○総務課長（阿世知文秋君） それでは、平成30年度中種子町一般会計補正予算第8号の事項別明細書、歳入歳出予算の主なものについて御説明を申し上げます。まずは歳出から御説明いたします。

予算書の21ページをお願いします。21ページでございます。

1番下の、目の5財産管理費、節の25積立金、増額4,200万円は、次のページでございます。ふるさと応援基金積立金1,200万円と財政調整基金積立3,000万円でございます。同じページの上段の、目の6企画費、節の19負担金補助及び交付金、減額1,104万9,000円は、地域公共交通維持確保事業等の事業実績による調整でございます。

次の23ページ、中段の、目の2賦課徴収費、節の23償還金利子及び割引料は、過誤納付の減で230万円の減額でございます。

24ページをお願いします。

目の1社会福祉総務費、ページの1番下の、節の20扶助費、減額4,414万4,000円は、障害福祉サービス事業費等各福祉関連事業等の実績による調整、次の25ページの、節の28繰出金、減額201万4,000円は、国保特別会計繰出金の実績による調整でございます。

26ページをお願いします。

26ページ1番上の、目の1児童福祉総務費、節の8報償費、減額125万円は出産祝金支給事業等の実績による減額で、その4つ下の、節の20扶助費、減額1,130万8,000円は、乳幼児医療費事業等各児童福祉関連事業の実績による調整でございます。

次の児童福祉費、減額 196 万 6,000 円は、児童手当支給者減による減額でございます。

次に、27 ページでございます。

27 ページの中ほど、目の 1 老人福祉費、節の 20 扶助費、減額 215 万 1,000 円は、施設措置費の実績による減額でございます。1 番下の、目の 3 介護保険事業費、次のページの、節の 28 繰出金、減額 405 万 2,000 円は、介護保険事業特別会計繰出金の各事業実績による調整でございます。同じページの中ほどの、目の 2 予防費、減額 180 万円は、定期予防接種及び結核レントゲン業務委託の実績による調整でございます。次の、目の 3 環境衛生費、減額 300 万 6,000 円は、小型合併浄化槽設置事業確定による減額でございます。1 番下の、目の 9 後期高齢者医療費、節の 19 負担金補助及び交付金、減額 231 万円は、事業実績による鹿児島県後期高齢者医療広域連合負担金の調整でございます。

次に、29 ページをお願いします。1 番下でございます。

目の 2 農業振興費、減額 148 万 5,000 円は、各種事業実績による減額でございます。

次に 30 ページをお願いします。

30 ページの 1 番上の、目の 3 園芸特作振興費、節の 19 負担金補助及び交付金、減額 424 万 7,000 円は、輸送コスト支援事業を初め各種事業実績による減額でございます。次の、目の 4 畜産業費、節の 21 貸付金、減額 928 万円は、優良雌牛導入事業等の貸付頭数確定による減額でございます。次の、目の 5 甘味資源振興費、減額 124 万 7,000 円は、サトウキビ苗供給事業等の実績により減額するものでございます。1 番下の、目の 6 鳥獣被害対策費、次のページの、節の 19 負担金補助及び交付金、減額 132 万 5,000 円は、鹿との共存と被害ゼロ事業実績による減額でございます。次に、目の 13 地域畜産振興事業費、減額 244 万 6,000 円は、畜産担い手育成総合整備事業実績による補助金の減額でございます。下段の、目の 2 林業振興費、減額 336 万 7,000 円は、戦略産品輸送費支援事業実績による補助金の減額が主なものでございます。

次に 33 ページをお願いします。

33 ページ 1 番下の、目の 4 道路改良舗装費、減額 487 万 6,000 円は、町道大平中山線において、相続等の整理に不測の日数を要したため、用地及び補償費を減額するものでございます。

次の 34 ページをお願いします。

1 番上の、目の 7 公園寿命化対策事業費、節の 15 工事請負費、減額 522 万 9,000 円は、テニスコート観覧席改修工事において、業者が工事不履行となったため減額するものでございます。

次の 35 ページをお願いします。

上から 2 段目の、目の 1 非常備消防費、減額 170 万 5,000 円は、火災等災害出動回数の減に伴う減額でございます。

続いて 36 ページをお願いします。

上段の、目の 4 学校建設費、減額 611 万 3,000 円は、小学校空調工事の執行見

込み額の減額と工事管理委託の増額で、翌年度に繰り越すものでございます。

次のページの中ほどの、目の4 学校建設費、減額 257 万 2,000 円は、中学校空調工事の執行見込みの減額と工事管理委託の増額で、小学校と同様に翌年度に繰り越しをするものでございます。

次に、38 ページをお願いします。中ほどの、目の1 現年発生道路橋梁災害復旧費及び目の3 現年発生河川災害復旧費の、節の15 工事請負費、減額は入札執行残による減額でございます。

歳出は以上でございます。

次に歳入を御説明します。

10 ページをお願いします。

10 ページから 12 ページの中段にかけての、町税、地方譲与税、各種交付金、地方交付税につきましては、収納実績及び交付決定に伴う調整でございます。

その中で、12 ページ上段の、地方交付税は特別交付税 1 億 2,061 万 4,000 円の増額で、総額は 29 億 1,346 万 5,000 円となりました。

次に、12 ページの下段から 14 ページにかけての、分担金負担金、使用料及び手数料は実績による調整でございます。

14 ページをお願いします。

14 ページ上段の国庫支出金から 17 ページ中段の県支出金までは、各事業の事業費確定による調整でございます。

18 ページをお願いします。

18 ページ上段の、目の1 寄附金、増額 115 万円は、ふるさと納税寄附金の実績による調整でございます。その下、目の1 財政調整基金繰入金、減額 2 億 2,415 万 5,000 円は、財源確定による調整でございます。1 番下の、目の1 雑入、節の4 雑入、減額 1,093 万円は、次のページ、19 ページをお願いします。説明の欄の中ほどの、畜産担い手育成総合整備事業個人負担金で、事業費確定による減額 244 万 7,000 円、下から 2 番目の、再生可能エネルギー等導入推進事業補助金は、温泉保養センター太陽熱システム導入事業で事業実績に伴う減額 831 万円が主なものでございます。

下段 20 ページまでの、款の 21 町債は、各起債事業の確定に伴い調整を行ったものでございます。

歳入については以上でございます。

次に 7 ページをお願いします。7 ページでございます。

第2 表、繰越明許費補正でございます。

1 の変更ですが、プレミアム付商品券販売事業を 81 万 4,000 円に変更、町道 3 路線、橋梁 14 本改修事業、公園長寿命化対策事業、小学校及び中学校の空調設備新設事業、テニスコート改修事業をそれぞれ変更するものでございます。

次のページ 8 ページをお願いします。

第3 表債務負担行為補正でございます。

1 の変更ですが、中種子中学校のスクールバス運行を委託する経費を入札執行に伴い変更するものでございます。

次の9ページをお願いします。

第4表地方債補正でございます。

1の変更ですが、学校教育施設整備事業、空調整備事業の確定に伴う限度額の変更で1億1,280万円に変更するものでございます。

起債の方法、利率、償還の方法については変更はございません。

最後に1ページをお願いします。

第1条第1項は、既定予算から1億2,983万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ67億8,950万5,000円とするものでございます。

第2項は、補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」によることとするものでございます。

第2条は明許繰越費の補正、第3条は債務負担行為の補正、第4条は地方債の補正についてそれぞれ規定するものでございます。

地方自治法第179条第1項の規定により平成31年3月31日に専決処分させていただきました。

以上で説明を終わります。承認方よろしくをお願いします。

○議長（徳永留夫君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

5番、永瀆一則君。

○5番（永瀆一則君） 34ページ、公園長寿命化対策事業費のところ、テニスコート観覧席改修工事が不履行ということで、なされておられません。その後の工事予定はあるのでしょうか。

質問します。

○議長（徳永留夫君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 担当課長に説明をさせます。

○議長（徳永留夫君） 建設課長。

○建設課長（長田 認君） その後3月に、観覧席改修工事については再発注をいたしております。

○議長（徳永留夫君） ほかに質疑はありますか。

11番、戸田和代さん。

○11番（戸田和代さん） ページでは26ページ、民生費の、目で児童福祉総務費の中で、節の報償費、125万円減額、これ出産祝い金のことなんでしょうけど、もし出産人数、種子島全体と、それから中種子の人数がわかれば教えてください。

○議長（徳永留夫君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 担当課長に説明をさせます。

○議長（徳永留夫君） 福祉環境課長。

○福祉環境課長（上田勝博君） 平成30年度の出産祝い金の交付実績につきましては、全体で62名に支給をしております。

第1子が24名、第2子20名、第3子は16名、第4子以降につきましては2名の支給となっております。

種子島全体の人数につきましては資料を持ち合わせておりません。申しわけありません。

以上でございます。

○議長（徳永留夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 討論なしと認めます。

これから、承認第3号を採決します。

本件は、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第3号は、承認することに決定しました。

―――○―――

**日程第8 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度中種子町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第5号）**

○議長（徳永留夫君） 日程第8、承認第4号、「専決処分の承認を求めることについて」を議題とします。

本件について説明を求めます。

町長。

〔町長 田淵川寿広君 登壇〕

○町長（田淵川寿広君） 承認第4号について説明いたします。

歳入については、国民健康保険税 365 万 4,000 円の増額。繰入金 1,922 万 6,000 円の減額、県支出金 1,482 万 6,000 円の減額が主なものでございます。

歳出については保険給付費 2,408 万 9,000 円の減額、保健事業費 536 万 7,000 円の減額。基金積立金 10 万円の増額が主なものでございます。

その結果、歳入歳出それぞれ 2,997 万円減額し、補正後の予算総額を 11 億 9,268 万 4,000 円とするものでございます。

以上、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、3月31日に専決処分させていただきましたので、同条第3項の規定に基づき、これを報告し、承認を求めるものでございます。

以上よろしくお願いいたします。

○議長（徳永留夫君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 討論なしと認めます。

これから、承認第4号を採決します。

本件は、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第４号は、承認することに決定しました。

-----○-----

**日程第９ 承認第５号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度中種子町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第５号）**

○議長（徳永留夫君） 日程第９、承認第５号、「専決処分の承認を求めることについて」を議題とします。

本件について説明を求めます。

町長。

[町長 田渕川寿広君 登壇]

○町長（田渕川寿広君） 承認第５号について説明いたします。

歳入については、介護保険料見込み額増により保険料現年分 349 万円、過年度分 19 万円それぞれ増額です。

国庫支出金は、交付決定等に伴い介護給付費負担金 732 万 3,000 円、調整交付金 397 万 2,000 円、システム改修に係る介護保険事業費補助金 10 万 8,000 円、地域支援事業交付金 318 万 8,000 円それぞれ増額です。

支払い基金交付金は、交付決定に伴い介護給付費交付金 2,090 万 9,000 円、地域支援事業支援交付金 521 万 1,000 円それぞれ減額です。

県支出金は、交付決定に伴い介護給付費負担金 826 万 6,000 円増額、高齢者元気度アップ地域活性化事業費補助金 64 万 4,000 円減額、地域支援事業交付金で総合事業以外の分も含めて、24 万 7,000 円の増額です。

繰入金は介護サービス等給付実績及び地域支援事業の確定に伴い一般会計繰入金を 91 万 8,000 円、介護給付費繰入金 608 万 9,000 円、介護保険料軽減負担金繰入金 28 万 4,000 円それぞれ減額です。

地域支援事業繰入金は、総合事業と総合事業以外を合わせて 323 万 6,000 円の増額です。

介護保険準備基金繰入金 1,501 万 4,000 円の減額が主なものです。

歳出については、保険給付費が介護サービス費給付実績の確定により介護サービス等諸費 4,885 万 7,000 円、介護予防サービス等諸費 480 万 3,000 円、審査支払い手数料 12 万 7,000 円、高額介護サービス等費 6 万 6,000 円、高額医療合算介護サービス等費 32 万 9,000 円、特定入所者介護サービス等費 717 万 7,000 円をそれぞれ減額です。

地域支援事業費は、実績の確定により包括的支援事業任意事業費 53 万 6,000 円、介護予防生活支援サービス事業費 75 万 6,000 円をそれぞれ減額です。

基金積立金は、平成 30 年度の実績に伴い、国県支払い基金へ返納金として 4,665 万 7,000 円の増額が主なものでございます。

その結果、歳入歳出それぞれ 1,903 万 8,000 円を減額し、補正後の総額をそれぞれ 11 億 4,429 万 9,000 円とするものです。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、3 月 31 日に専決処分させていただきましたので、同条第 3 項の規定により、これを報告し、承認を求めるものでご

ございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（徳永留夫君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 討論なしと認めます。

これから、承認第5号を採決します。

本件は、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第5号は、承認することに決定しました。

-----○-----

日程第10 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度中種子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第5号）

○議長（徳永留夫君） 日程第10、承認第6号、「専決処分の承認を求めることについて」を議題とします。

本件について説明を求めます。

町長。

〔町長 田淵川寿広君 登壇〕

○町長（田淵川寿広君） 承認第6号について説明いたします。

歳入については、後期高齢者医療保険料の確定により15万6,000円の減額。

一般会計からの繰入金104万2,000円の減額、後期高齢者医療広域連合の保険事業確定などにより、諸収入24万1,000円の増額が主なものです。

歳出については、保健事業の確定により健康診査費72万7,000円の減額が主なものです。

その結果、歳入歳出それぞれ95万7,000円を減額し、補正後の予算総額を1億4,846万5,000円とするものです。

以上、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、3月31日に専決処分させていただきましたので、同条第3項の規定に基づき、これを報告し、承認を求めるものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（徳永留夫君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 討論なしと認めます。

これから、承認第6号を採決します。

本件は、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第6号は、承認することに決定しました。

-----○-----

日程第11 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度中種子町水道事業会計補正予算（第5号）

○議長（徳永留夫君） 日程第11、承認第7号、「専決処分の承認を求めることについて」を議題とします。

本件について説明を求めます。

町長。

〔町長 田渕川寿広君 登壇〕

○町長（田渕川寿広君） 承認第7号について説明いたします。

収益的収入については、営業収益の増により給水収益の水道使用料を110万円、営業外収益は消費税還付金など251万7,000円、過年度損益修正益の特別利益を25万円それぞれ増額するものです。

その結果、収益的収入の補正前の額に386万7,000円を追加し、総額2億6,463万2,000円とするものです。

以上、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、3月31日に専決処分させていただきましたので、同条第3項の規定に基づき、これを報告し、承認を求めるものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（徳永留夫君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 討論なしと認めます。

これから、承認第7号を採決します。

本件は、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第7号は、承認することに決定しました。

○議長（徳永留夫君） ここでしばらく休憩します。

再開をおおむね11時からとします。

-----○-----

休憩 午前10時48分

再開 午前10時57分

-----○-----

○議長（徳永留夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議事を続けます。

-----○-----

日程第12 報告第1号 平成30年度中種子町一般会計繰越明許費繰越計算書について

○議長（徳永留夫君） 日程第12、報告第1号「平成30年度中種子町一般会計繰越明許費繰越計算書について」を議題とします。

報告を求めます。

町長。

[町長 田淵川寿広君 登壇]

○町長（田淵川寿広君） 報告第1号について説明いたします。

平成30年度一般会計補正予算第7号及び第8号において、繰越明許費予算を計上しておりましたが、今回その繰越額が確定し、歳出予算の経費を繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、別紙、繰越計算書に記載のとおり報告するものでございます。

繰り越しとなりました事業は、風力発電修繕事業を初め、テニスコート改修事業など18件で令和元年度への繰越額は4億6,661万3,000円です。

その財源につきましては、既収入特定財源が国庫支出金など4,942万4,000円、一般財源の9,180万及び本年度に注入する県支出金など3億2,538万9,000円となっています。

以上で報告を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（徳永留夫君） 質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（徳永留夫君） 質疑なしと認めます。

以上で報告を終わります。

-----○-----

日程第13 議案第25号 中種子町森林環境譲与税基金条例

○議長（徳永留夫君） 日程第13、議案第25号、「中種子町森林環境譲与税基金条例」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 田淵川寿広君 登壇]

○町長（田淵川寿広君） 議案第25号について説明いたします。

令和元年度から各自治体への譲与が開始される、森林環境譲与税の創設に伴い、税の受け皿として基金を創設するものであります。

今後はこの基金を原資とし、これまでさまざまな課題等により手入れができなかった森林における間伐などの森林整備や、木材利用の促進、林業を担う人材育成や担い手の確保などの取り組みを推進していくために活用していきます。

以上よろしくお願いいたします。

○議長（徳永留夫君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（徳永留夫君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） これから議案第25号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第25号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

#### 日程第14 議案第26号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する 条例

○議長（徳永留夫君） 日程第14、議案第26号、「職員の勤務時間、休暇等に関する  
条例の一部を改正する条例」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 田淵川寿広君 登壇〕

○町長（田淵川寿広君） 議案第26号について説明いたします。

働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律が施行され、その中  
で、労働時間に関する制度の見直しがなされ時間外労働の上限が設定されました。  
それに伴い、職員の勤務時間についても同様の上限を設ける条例の改正を行う  
ものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（徳永留夫君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 討論なしと認めます。

これから、議案第26号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第26号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

#### 日程第15 議案第27号 認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を 改正する条例

○議長（徳永留夫君） 日程第15、議案第27号、「認可地縁団体印鑑の登録及び証  
明に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 田渕川寿広君 登壇]

○町長（田渕川寿広君） 議案第27号について説明いたします。

現在、認可地縁団体の台帳及び印鑑登録証明書については紙媒体、手作業による管理、証明書発行を行っているところでございます。

本年度から台帳管理、印鑑登録、印鑑登録証明書の発行などをシステム化することとしております。これに伴い、所要の改正を行うものでございます。

以上よろしくお願いいたします。

○議長（徳永留夫君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 討論なしと認めます。

これから、議案第27号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第27号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第16 議案第28号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（徳永留夫君） 日程第16、議案第28号、「災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 田渕川寿広君 登壇]

○町長（田渕川寿広君） 議案第28号について説明いたします。

災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正により、3%に固定されております災害援護資金の貸付利率について市町村が条例で定めることができることとなりました。市町村の政策判断に基づき、低い利率での貸し付けが可能となり、被災者の返済負担を軽減することで、被災者支援の充実強化に資することから、条例の一部を改正しようとするものでございます。

以上よろしくお願いいたします。

○議長（徳永留夫君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 討論なしと認めます。

これから、議案第28号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 28 号は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

#### 日程第17 議案第29号 町長の給与の特例に関する条例

○議長（徳永留夫君） 日程第17、議案第29号、「町長の給与の特例に関する条例」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 田淵川寿広君 登壇〕

○町長（田淵川寿広君） 議案第29号について説明いたします。

私の給料について、本年度も昨年に引き続き財政健全化のため 10%削減するものでございます。

以上よろしくお願いいたします。

○議長（徳永留夫君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 29 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 29 号は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

#### 日程第18 議案第30号 中種子辺地に係る総合整備計画の変更について

○議長（徳永留夫君） 日程第18、議案第30号、「中種子辺地に係る総合整備計画の変更について」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 田淵川寿広君 登壇〕

○町長（田淵川寿広君） 議案第30号について説明いたします。

中種子辺地に係る総合整備計画は、平成 27 年度から令和元年度までの 5 カ年の計画であり、今回事業の進捗状況及び財政状況などの観点から計画の見直しを行い、事業費を変更するものでございます。

変更の内容は、町道梶潟 1 号線改良舗装事業を追加し、教職員住宅建替事業は、野間小学校教職員住宅改築事業へ事業名及び事業内容の変更を行うものです。

また、サトウキビ増産対策農道等補修事業、子ども子育て支援施設整備事業、水槽付消防ポンプ自動車整備事業を新規に追加するものでございます。

これにより、全体計画事業費を 15 億 2,217 万 1,000 円に変更し、うち 12 億 5,650 万円については、辺地対策事業債をもって財源とする計画でございます。

以上よろしく願いいたします。

○議長（徳永留夫君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 30 号を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 30 号は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

#### 日程第19 議案第31号 中種子町過疎地域自立促進計画の変更について

○議長（徳永留夫君） 日程第19、議案第31号、「中種子町過疎地域自立促進計画の変更について」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 田淵川寿広君 登壇〕

○町長（田淵川寿広君） 議案第31号について説明いたします。

中種子町過疎地域自立促進計画を別紙のとおり変更したいので、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項において準用する同条第1項の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

本町の過疎地域自立促進計画は、平成28年度から令和2年度までの5年間の計画を策定し、住民とともに作るまちづくりを基本理念とし、人の和と豊かな実りに新たな希望が持てるまちづくりを推進するため、計画的に事業を進めているところでございます。

今回の変更の主なものとして、緊急性、財政事情等を勘案し、新規事業として、産業振興において農業農村活性化推進施設等整備事業、温泉保養センター改修事業、都市計画マスタープラン等見直し事業、サトウキビ収穫コスト支援事業、サトウキビ増産支援緊急対策事業を追加するものでございます。

交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進において、中之町猪鹿野線舗装繕修事業、満足山広ヶ野線舗装改修事業を追加するものでございます。

生活環境の整備において、浄水場改良事業、消防防災施設等整備事業を追加し、自然災害防止事業を2事業を追加するものでございます。

高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進において、子ども子育て支援施設整備事業、教育の振興において、中央体育館屋根改修工事事業、小・中学校ICT関連機器導入、そして全国離島中学生野球大会負担事業を追加するものでござい

す。また、集落の整備において、地域活性化支援交付金事業を追加するものでございます。その他の変更につきましては、事業内容の変更や事業の繰り延べなどが主なものでございます。

なお、本計画の変更につきましては、法律に基づき鹿児島県知事との協議の結果、異論のない旨の回答をいただいているところでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（徳永留夫君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 討論なしと認めます。

これから、議案第31号を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第31号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第20 議案第32号 令和元年度中種子町一般会計補正予算（第1号）

日程第21 議案第33号 令和元年度中種子町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）

日程第22 議案第34号 令和元年度中種子町と畜場特別会計補正予算（第1号）

日程第23 議案第35号 令和元年度中種子町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）

日程第24 議案第36号 令和元年度中種子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

日程第25 議案第37号 令和元年度中種子町水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（徳永留夫君） 日程第20、議案第32号、「令和元年度中種子町一般会計補正予算（第1号）」から日程第25号、議案第37号、「令和元年度中種子町水道事業会計補正予算（第1号）」までの6件を一括議題とします。

施政方針及び提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 田淵川寿広君 登壇〕

○町長（田淵川寿広君） それでは令和元年度の施政方針を申し述べさせていただきます。

その前に、議員の皆様方に一言御挨拶を申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、4月16日告示の町議会議員選挙において定数2減の厳しい闘い、見事当選なされたことを心よりお祝い申し上げます。

ともに中種子町発展のために、今後御尽力を賜りますとともに、私ども行政に対しましても叱咤激励のほどよろしくお願い申し上げます。

また私も4月16日告示の町長選挙におきまして、町民の皆様方の御支援のもと、幸いにも無投票での当選をさせていただきました。

その責任の重さと信頼に応えるためにも全力で日々取り組んでまいります。

御支援のほどよろしく願いを申し上げます。

継続と実行、1期目から継続して農林水産業の強力な振興、雇用の増大、観光交流による町内景気の回復、医療介護福祉の充実、町民に喜んでいただける行政サービス、そして、新たに充実した教育と子育て支援を加えた五つの重点的な施策を柱に、行政運営を進めてまいります。このほかにも重要な課題にも対応していかななくてはなりません。

議員の皆様、町民の皆様の御意見、御提案にもしっかりと耳を傾けながら、効果的な施策の実現を目指し頑張っております。

平成30年度の町政運営につきましては、町民の皆様、そして議員の皆様方の御理解御協力を賜り、各種事業がおおむね順調に推進できましたことに対し、厚く御礼を申し上げます。

平成から令和へと元号も新たに一つの時代が終わり、新しい時代が始まりました。

平成の時代を振り返りますと、国内外においてさまざまな政治課題や経済の激変、自然災害など、安定した中にもショッキングなニュースが後を絶たなかったような気がいたします。

本町におきましては、第7代松下道男町長、第8代日高實昭町長、第9代川下三業町長、私と4人の町長のもと、目まぐるしく移りゆく時代の中、議会町民一体となり、町政が進められてきたところでございます。

平成元年に中央運動公園野球場の完成、高速船ジェットfoil就航、平成2年には、第3次中種子町長期振興計画が始まり町制施行50周年を迎えました。

平成3年から平成12年にかけて、中央運動公園陸上競技場、テニスコート、流水プール、体育館、武道館、種子島こりーな、温泉保養センターなどが相次いで完成し、12年には町制施行60周年を迎えました。

平成13年からは、第4次中種子町長期振興計画が始まり、15年には中南衛生管理組合汚泥再処理センターが完成、風力発電所もこの年に完成しております。

平成16年は統合中種子中学校が開校、公立種子島病院も開院しました。

18年の3月には、新種子島空港が開港し、18年4月からあかつき学園、福寿園の民営化、20年の1月には公立産婦人科医院を開設、平成22年11月に町制施行70周年、23年4月から第5次長期振興計画が始まり、24年3月に種子島地区広域事務組合最終処分場が完成、また平成24年度から各学校や役場関係建築物の耐震補強工事や大規模改修工事が行われ、全ての工事が完了しております。

平成28年には、新たに建設中であった種子島産婦人科医院が完成し、妊婦さんの健診や安全な出産に大きく貢献しております。

そして、本町のここ数年でございますが、基幹作物のサトウキビの不作により農家の皆様が大変疲弊しつつも、各種事業などを活用し何とか頑張っております。

また、畜産関係が好調で、本町の農業振興の一翼を担っていただいております。

そのような中、本町の平成の時代は全般的に見ますと、人命に係るような大災害などもなく、穏やかに過ごせた時代ではなかったかと思ひますし、平穩な時代に感謝いたしたいと思ひます。

新しい時代を迎え、全ての分野において急激に変化していく時代であるがゆえに、それぞれの自治体の行政力の真価を問われる時代ではないかと考えます。

先般行われました町議会議員選挙におきまして見事当選なさいました皆様方に再度心よりのお喜びを申し上げますとともに、決意された思いを胸に、町政運営に対しましても、より一層の御指導御理解御協力を賜りますよう切にお願いを申し上げます。

令和元年度は、本町の行政推進の指針となる長期振興計画の第5次計画がスタートして4年目となります。

また、国の地方創生法に基づく中種子町まちひとしごと創生総合戦略は、本年度までの5カ年において集中して取り組むべき戦略を掲げております。

この二つの計画及び戦略は、本町が目指す「人の和と豊かな実りに新たな希望が持てるまち中種子」の実現のための柱であり、この計画に基づき、農業を中心とする第1次産業や観光交流人口の拡大、商工業の産業振興、道路や交通情報通信体系の基盤整備、教育や町民の文化スポーツ活動による豊かな心と健全な体の育成、さらに福祉の分野においては、町民それぞれの世代、置かれた環境において全ての方々が満足した生活が送れるための施策等を計画的に推進することが必要となっています。

このため令和元年度の行政運営においては、これらの計画などを基本的に考えながら、町民の豊かな生活を目指した施策の実行や安全安心な環境づくりを目標に、町民の皆様、議員の皆様と相互理解を深めながら、効果的かつ健全な行政運営に努めてまいりたいと思ひます。

令和元年度予算でございますが、歳入では、町税は、正確で迅速な収納管理に努め、自主財源の確保を図ります。

国県支出金については、国県の予算編成に留意し財源確保に努めます。

引き続き有人国境離島措置法の効果的な活用と予算枠の拡大、市町の負担軽減もあわせて国や県に強く要請してまいります。

また、ふるさと納税に関しましては、総務省の通達に基づき、より一層の御協力を賜れるよう努めてまいりたいと思ひます。

歳出については、町民の皆様を初め議員各位の御提案や御意見、振興会や各種団体等の意見も参考により効果が望めるものを中心に編成いたしました。

特に、農業が基幹産業である本町において 29、30 年度産のサトウキビ、でん粉原料用サツマイモなどの不作による影響の回復に努めることが急務であり、引き続き国の事業などを活用しつつ、サトウキビの新植やでん粉原料用サツマイモのバイオ苗供給をサポートして農業の振興を図ってまいります。

また、農林水産業と商工業の連携を模索しつつ、やる気のある農家、やる気のある商工業者等との連携を深めながら特産品の開発や6次産業化での農林水産物

の付加価値を高める研究も引き続き進めてまいります。

それではまず、農林水産業について御説明をいたします。

基幹作物のサトウキビについては不作が続く中、耕作者と栽培面積が減少しており、作付面積の拡大推進と単収向上へ向けた取り組みが喫緊の課題となっております。

このことから、平成 30 年末にサトウキビ増産基金事業及び国の補正予算が発動され事業を導入したところでございますが、これらの事業が効果的に活用され、今後増反増収に結びつくように、本年度も町単独、県営事業などによりキビ作の振興を図っていくこととします。

でん粉原料用サツマイモは、農家所得向上と作付面積の減少によるでん粉工場の稼働率低下の解消へ向けて、サトウキビとの輪作体系の推進とバイオ苗供給による優良種芋の確保、早期植え付けを促すための育苗段階での施設整備支援を行います。

また、サトウキビとでん粉原料用サツマイモ、安納芋やブロッコリー、スナックエンドウなどを含めた園芸作物との輪作体系も調査研究の上、安定した輪作体系の構築を進めていく必要があると考えます。

畜産につきましては、これまで本町の農業基幹作物目として規模拡大が図られ、農業振興に大きな役割を果たしてきました。

依然として子牛競り値価格の高値基調が続いており、多頭飼育農家もふえつつある中、家畜導入のための貸付事業と畜産担い手育成総合整備事業の推進を行うとともに、好調で推移している現在であるからこそ、家畜伝染病の発生はあってはならないことであり、その予防のための周知啓発を行いながら、地域自衛防疫体制の連携強化を図り、子牛の損耗防止対策を推進します。

また、畜産排せつ物の適正処理と堆肥の安定供給へ向けた調査研究を進めてまいります。

年々、農家の高齢化が進む中、本町の農業発展を図るためには、新規就農者を含む担い手を育成することが重要であります。

このため、農業次世代人材投資事業や農業公社研修事業、これまで行ってきたグリーン・ツーリズムや農業実習生の受け入れなどを通じて田舎暮らしの良さを体験していただき、本町の魅力の発信もあわせ、新規就農者や移住希望者の確保に努めてまいります。

また、農家経営の安定と耕作放棄地の拡大など、さまざまな問題を抱える現状において、今後も引き続き生産性の向上を見据え農村の潜在力を高める基盤整備事業や農道整備事業など、土地改良事業を推進してまいります。

農業農村整備事業は、将来の農業展開を描き、投資を契機として農業構造と営農を転換させ、基幹作物収益の高位平準化や高収益作物等の導入による所得向上に結びつけていくためにも重要であると考えます。

サトウキビの生産現場におきましては、道路条件や圃場の未整備等の理由で作付けがなされない農地もふえつつあります。

サトウキビ作以外の作物にも共通する地域の実情に応じた対策を講じることで、

機械化等に対応し農地の遊休化防止、生産効率の向上に向けた支援を行うとともに各種事業を積極的に推進し、持続的展開を図りながら、農地を守り、農業振興に努めてまいります。

さらには農家のコスト削減を目的に有人国境離島交付金を活用して、引き続き農産物の輸送支援を行います。

森林の整備に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させることが重要であり、その目的の一環として地元材の利用拡大推進のために、民間住宅分野への木材利用や公共工事での木材利用を推進していくこととします。

また、種子島屋久島連携による地元材利用の拡大を図りながら、家畜敷料としてのおが粉の搬入を行うこととしております。

鳥獣被害対策につきましては、引き続き猟友会との連携を密にしながら、電気柵、ネット、金網などの設置事業に取り組んでまいります。

地域に豊富に存在する特用林産物のニガダケについては、昨年度に引き続き加工技術の開発、販売促進を進め、地域産物の有効活用を図ってまいります。

水産業を取り巻く情勢は海水温の変化や資源の減少、魚価の低迷など厳しい環境が続いておりますが、離島漁業再生支援交付金事業及び種子島周辺漁業対策事業を活用し、沿岸漁業の振興を図ります。県営事業の広域漁場整備事業により魚礁設置を行い、周辺漁場の整備を行うことにより魚の生息しやすい環境づくりに努めます。さらには漁業者のコスト削減を図ることを目的に有人国境離島交付金を活用して、魚介類の海上輸送支援を行います。

本町の商工業については、家族的経営による小規模な零細事業者がほとんどであるとともに、景気低迷と本町基幹産業である農業の低迷もあって、消費活動も停滞気味であること、さらに大型店舗の出店による消費者等の流出により事業運営に苦慮している現状でございます。

このような中、町商工会などの事業者組織により会員事業者への経営指導のほか、ポイントカード導入により地元店舗での消費誘導に努めています。ただし、組織の財政基盤が脆弱であることから、組織体制の維持を支援するとともに、商工業者への金融支援により地域商工業の振興を図ります。

また、地元特産品の開発及び情報発信により販路拡大を推進するために、地域おこし協力隊の登用やふるさと納税返礼品の開発活用など積極的な取り組みに対する支援を行います。

観光交流事業は、国がその施策の一つとして観光立国を掲げ、県においても第1次産業と観光の振興を第1の主要施策としている中で、本町においても、観光交流人口の拡大による産業振興を長期振興計画及び地方創生総合戦略に掲げているところであります。

本町の観光資源としては他市町に比べ乏しく、島内観光ルートにおいても滞在時間が短く通過型となっていることから、観光に関連する産業の形成は、小規模となっている現状です。このような中、最近の観光形態が、体験やグリーン・ツーリズムなど自然、文化、歴史などに触れ、学ぶ観光を求める傾向にあることから、国指定文化財となっている古市家住宅や自然レクリエーション村及び阿獄川

マングローブ林を活用した観光、さらに、農林漁家での民泊、総合運動公園でのスポーツ合宿や趣味を生かしたイベントなどの体験交流活動に向けた取り組みと、地域おこし協力隊の活動による島の魅力の情報発信を推進します。

また、種子島はサーフィンの適地として周知されてきていますが、まだまだ全国的な浸透に至っていない状況であることから、全国規模の大会を開催し、サーフ・アイランドとしての情報発信を国内外に向け行い、サーフィン愛好家や観光客の増加を図ってまいります。

2020 年開催予定の東京オリンピック・パラリンピックのホストタウンとして各国選手の誘致に努めてまいります。

さまざまな人々の来島により、島の魅力に惹かれた移住定住者の増加による地域の活性化が期待されます。

また、移住定住促進に向け、空き家対策と町民の財産の維持のための未利用不動産の有効活用に向けた調査研究を行います。また、移住者へ貸し出すことを目的に、町内の空き家を改修する経費に補助を行い、定住環境の整備を行います。

観光や各種ツーリズムによる交流人口の拡大は、その経済効果、商店街のにぎわいなど短期間で大きな効果は望めませんが、地道に取り組んでいかなければならない施策の一つであると考えます。

さまざまな分野でここ中種子町が、種子島観光の拠点となるよう、スポーツ合宿なども含め、本町の魅力を体験していただき、あわせて移住希望者などとの情報交換も視野に入れながら、情報発信、活性化につなげていきたいと思います。

次に、福祉関係においては、住み慣れた地域で安全で安心して住み続けていただけるよう関係機関と連携し、「ともに支え合う共生・協働の福祉社会の実現」を目指し、乳幼児から高齢者まで、各種事業を着実に推進していきます。

本町では町民の約 37%が 65 歳以上という超高齢化社会を迎え、福祉施策へのニーズも多種多様に変化し、今後も超高齢化社会が続いていくことが予想され、地域力の低下が危惧される中、質の高いサービス提供と適切な給付を保持し、健全な介護保険事業運営を維持してまいります。

介護が必要となる高齢者がふえ、また、島内に家族や親族などがいない独居高齢者もふえていくと想定されます。高齢者の安全な生活を見守っていくためにも各関係機関と情報を共有し連携していく必要があります。

また、介護不要の元気な高齢者社会を目指すためにも、健康診断や健康体操、ゲートボールやグランドゴルフなどスポーツやボランティア活動、公民館講座などを通して健康意識の向上を図り、地域における自発的な取り組みなどへの支援を行ってまいります。

子育て支援、障害を持つ人の社会参加と自立支援、ひとり親家庭の支援を行い、次世代育成社会の実現のため「共につくる生きがいに満ちた福祉のまちづくり」を目指します。

町民の健康増進と医療費の抑制や触れ合いを目的に運営する温泉保養センターは、今後も多くの町民に御利用いただくため経年劣化により窓や外壁、屋根など大規模改修を行い、安心して御利用いただけるための整備を進めます。

介護保険制度の改正に伴い、本町でも平成 29 年度から介護予防・日常生活支援事業を開始しており、また新たに包括的支援事業に位置づけられた在宅医療介護連携推進、認知症総合支援、地域ケア会議、生活支援体制整備の事業にも順次取り組みます。

医療・保健関係では、近年の急速な高齢化や生活習慣の変化により、疾病構造も複雑化し、生活習慣病の症例が増加しつつあります。

疾病の早期発見、早期治療を目的に、各種健診事業に取り組み、健康寿命の延伸による町民生活の向上とともに、社会保障負担の軽減促進につなげてまいりたいと考えます。

平成 30 年度からの新たな国保制度により、県も国保の保険者となり、財政運営の責任主体として、安定的な財政運営や効率的な事業運営の確保において、中心的な役割を担っているところでございますが、本町もこれまでと同様に、地域住民と身近な関係の中、資格管理、保険給付、保険税の決定、賦課、徴収、保健事業など、地域におけるきめ細かい事業を進めてまいります。このことにより医療介護等のサービスを身近な地域で包括的に確保できる体制を構築していきます。

後期高齢者医療についても年々医療費が増加傾向にあるため、保健事業の拡充を図り、後期高齢者医療広域連合との連携を密にしながら、被保険者の健康意識の向上をサポートし、高齢者社会の安心と健康づくりを目指してまいります。

生活基盤の整備につきましては、町道や町有施設など、町民が最も身近に利用する施設であり、要望は多岐にわたっています。

整備が必要な路線が多数存在する中で国道及び県道整備については、県への要望を強く働きかけるとともに、町道については、安全性と地域の要望などを踏まえ地域の幹線道路を優先し整備を実施していきます。

令和元年度は、継続事業として防災安全交付金事業による美座阿高磯線御新田橋、広ヶ野中之町線前田浦橋の修繕事業を実施します。

起債事業で、大平中山線、梶潟 1 号線、坂井熊野線、原之里線の計 4 路線を継続して整備し、また、単独事業として、中之町猪鹿野線維持補修工事、満足山広ヶ野線維持補修工事を実施します。

河川等整備は、畠田集落内の排水路を自然災害防止事業により継続して整備し、農地、宅地等への被害防止、生活環境の改善を図ります。

町民の憩いの場となっている中央運動公園につきましては、公園長寿命化対策事業で、陸上競技場スタンド改修工事、テニスコート観覧席の改修を実施するほか、単独事業でテニスコートの芝張り替えなどの改修工事を実施し、町民の皆さんの利便性の向上と安心安全の確保を図ります。

町営住宅管理は、シロアリの予防駆除、老朽化した流し台、給湯器、風呂がま等の更新を行い、入居者の利便、快適性など住環境の向上を図ります。

また町営住宅の改修工事、改築工事の解体工事を実施します。

地域公共交通等の維持確保対策としては、平成 29 年 4 月にいわゆる有人国境離島法が施行されたことから、法に基づく交付金を積極的に活用した事業の取り組みにより、法が目的とする国境離島の地域社会維持推進を図ってまいります。

本町のような有人国境離島地域は、本土から遠く離れ交通に要する時間や費用の負担が大きいという条件不利地域性に鑑み、離島での継続的な居住が可能となる環境を整備するため、住民の航路航空路の運賃を低廉化し、住民生活環境の利便性を向上させてまいります。

また、町内島内において高齢者や障害者など交通弱者と言われる方々の通院や買い物の日常生活における移動手段を確保するため、コミュニティバスや路線バスなど地域公共交通網の整備、充実に努めます。

西之表港及び種子島空港につなぐ島内の広域バス路線については、利用率の低さから国庫補助対象路線に該当しないため、運行会社の経営に影響を及ぼしています。本路線は高齢者、障害者及び高校生の通院や通勤通学はもとより、島外からの船便利用のビジネス観光客にとって必要な路線であることから、バス運行会社へ一部助成を行い、現行路線、便数を維持し、交通弱者である住民の島内交通手段を確保するとともに、観光など島外からの利便性を図り、種子島のイメージの改善を図ってまいります。

地域の活性化や定住促進対策は、過疎化及び少子高齢化の進行により集落における環境整備、伝統芸能の継承など、地域活動の維持存続が困難になりつつあるとともに、いわゆる限界集落化により集落組織自体の存続も危惧されます。

また、住民の生活パターンの多様化により、協働による活動が困難になりつつあります。このような中で、行政事務の専門化、多様化により集落等の地域課題に対し、行政が全ての課題に直接関与できない状況となっており、今後は自助・共助・公助による課題解決への取り組みが必要であると考えます。

特に、集落等の地域内での共助の取り組みは、防犯、防災、福祉、教育、環境衛生など多方面において期待されることから、集落や校区、さらに地域問題に取り組むNPO等の組織の育成、活動支援が必要となります。

このことから、集落活動育成支援として活動に要する財源と、活動を実践する人材の確保が不可欠であり、活動事業に対する補助金の交付及び活動のサポートを行うこととします。

地域住民が主役の地域づくりや地域の創意工夫を生かした特色ある地域づくりの推進を目的とし、地域みずからが取り組む地域活性化に資する活動に対して、地域活性化交付金を引き続き交付します。

集落に対しては、組織活動の維持を含む事業も対象として、校区、その他の団体については、新規事業及びその継続となる事業を交付金の対象とします。

地域活動の主体はそこに住む地域住民ですが、その活動を実践するにはアイデアとそれに取り組もうとする熱意を持つ人の力が必要であることから、校区を単位とし、そこに住みながら地域活動のサポートをしてもらうため、都市圏からの地域おこし協力隊を引き続き募集・配置していきます。

市街地を除く地域での地域後継者となる若者等の定住による地域活動の活性化や小学校の小規模化対策を推進するため、住宅を取得し定住する者に補助するとともに、義務教育就学児以下の子どもを有する世帯への加算を行います。

学校教育については、県及び地区教育行政の施策を踏まえ、豊かな心、たくま

しく生きる能力、みずから学ぶ意欲、学力向上対策、小人数教育、いじめの早期発見及び未然防止対策、土曜授業のさらなる充実や教職員の資質向上など起こりうる問題解決とその対策に積極的に取り組みます。

学校施設設備の改修や更新、教職員住宅の整備、普通教室へのエアコンの設置などを行い、安心安全な教育環境づくりや施設の保全管理に努めます。

特別支援教育支援員の配置やうみがめ留学推進など引き続き支援してまいります。

社会教育の分野では「風に向かって立つ中種子の人づくり」、「郷土の教育的な伝統や風土を生かした全人教育・生涯学習の推進」を基本目標としながら、町民一人一人が学習することができる生涯学習社会の実現に向け、町民の多様な学習ニーズに対応するための生涯各期における学習機会の拡充と、生涯スポーツ、芸術文化活動の推進に努め、学校、家庭、地域社会、関係団体等と緊密な連携を図りながら各施策を展開し、社会教育の充実に努めます。

本町の水道事業は、給水人口、給水量の減少に伴い料金収入が減少しており、かつ施設の老朽化に伴う修繕料等維持管理費が増大し、厳しい財政状況ではございますが、健康で文化的な町民生活や社会経済を支える生活基盤として適切な施設管理を行い、質の高い安心安全な水を安定供給することに努めてまいります。

平成 30 年から簡易水道事業を上水道事業に経営統合し、施設管理を一元化しておりますが、より一層効率的にかつ未曾有の災害等を想定した危機管理対策の向上も含め、ライフラインとして欠かせない水道事業の経営安定を図ります。

老朽化が進む浄水場は施設の規模を見直し、災害に強く効率のよい浄水場とするため、浄水場改良事業を実施します。

水道水の安定供給及び有収率向上による経営改善を図るため、引き続き、石綿管の更新を行い、耐震性のある水道管を使用した安定的な水道水の供給を図ります。

最後に、安心安全なまちづくりとして、ガードレールやロードミラーなど交通安全施設の整備を図りながら、町民の交通事故防止と交通マナー、交通安全意識の高揚に努めます。

消防防災対策では、消防団員の処遇改善を図りながら団員の消防技術と資質の向上に努めます。

また、災害時のライフライン確保に向けた取り組みや緊急避難所など、避難所での生活等も考慮した避難所指定の見直しなどを含めたハード面、ソフト面での検討を進めてまいります。

申し上げてまいりましたさまざまな施策や業務の遂行に当たっては、多様化する住民ニーズや地方分権に対応した行政推進を進めながら、行財政の健全化を図り、職員の資質向上と町民に愛され時代に即した人材の育成に努めてまいります。

以上、令和元年度の施政方針を述べさせていただきましたが、厳しい財政状況の中、より効果的な施策の遂行に努めてまいりますので、町民の皆様、議会議員の皆様の御指導御理解御協力を賜りますよう切にお願いを申し上げます。

それでは、議案第 32 号から議案第 37 号について、一括して説明をさせていただきます。

だきます。

まず、議案第 32 号について説明いたします。

今回の補正予算は、骨格予算であった当初予算に今回の補正で肉づけを行うもののほか、職員の人事異動に伴う人件費の調整、当初予算以降必要が生じた経費の追加と国県支出金などの内示決定による調整が主なものでございます。

まず、歳出予算から御説明いたします。

総務費は、公共施設活用計画策定業務委託と地域活性化支援交付金の追加などによる増額。

民生費は、プレミアム付商品券販売事業と中種子児童クラブ施設整備事業補助の追加などによる増額が主なものです。

農林水産業費は、サトウキビ機械導入等支援事業補助と産地パワーアップ事業の追加による増額。

また、地籍調査事業につきましては、補助金内示による事業費の減額を計上しております。

土木費は、町道坂井熊野線ほか 2 路線の工事関連経費と屋久津川及び熊野川の護岸工事の追加などによる増額。

教育費は、各小・中学校の体育館トイレ洋式化工事と中央体育館のマイクロバス購入経費追加などによる増額が主なものでございます。

次に、歳入予算について御説明いたします。

国県支出金は、交付決定内示による調整が主なものでございます。

納入金は、各種事業に充当するため、文化スポーツ振興基金及びふるさと応援基金を増額。

また、財源調整のため財政調整基金を増額しています。

町債は、事業の追加により増額調整を行っております。

その結果、歳入歳出予算にそれぞれ 4 億 8,824 万 2,000 円を追加し、補正後の予算総額を 65 億 8,224 万 2,000 円とするものでございます。

以上の歳入歳出予算補正のほか、債務負担行為補正及び地方債補正もあわせて計上しています。

なお、詳細につきましては後ほど総務課長に説明をさせます。

次に、議案第 33 号について説明いたします。

歳入については、歳入調整に伴う基金繰入金 167 万 1,000 円の減額。

人事異動に伴い事務費繰入金 368 万円の増額、前年度繰越金 377 万円の減額。

県支出金は、保険給付費の増に伴う普通交付金 499 万円の増額、特別交付金 577 万 8,000 円の増額が主なものです。

歳出につきましては、人事異動に伴い一般管理費 368 万円の増額。

保険給付費は、年間見込みによる療養諸費 435 万 5,000 円の増額、高額療養費 63 万 5,000 円の増額、保険事業費は保健指導に伴う疾病予防費 59 万 7,000 円の増額。平成 30 年度調整交付金の精算に伴い償還金 71 万 7,000 円の増額、年間納付決定の額決定に伴い、国民健康保険事業費納付金 105 万 4,000 円の減額が主なものです。

その結果、歳入歳出予算それぞれ 900 万 7,000 円を増額し、歳入歳出の総額をそれぞれ 12 億 3,085 万 4,000 円とするものでございます。

次に、議案第 34 号について説明いたします。

今回の補正は、歳入につきましては、前年度実績に伴う西之表市の負担金 37 万 9,000 円、前年度の繰越金決定による 47 万 3,000 円を増額するものでございます。

歳出につきましては、前年度繰越金の精算を行うもので構成市町村への精算金として、85 万 2,000 円の増額、中種子町への精算分 76 万 5,000 円の増額が主なものです。

その結果、歳入歳出それぞれ 85 万 2,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 408 万 4,000 円とするものでございます。

次に、議案第 35 号について説明いたします。

歳入については、前年度の追加交付として支払い基金交付金 851 万 2,000 円増額、県補助金は決定通知により 10 万 5,000 円増額です。

繰入金では、人事異動により人件費が減額となったため一般会計繰入金を 593 万 9,000 円減額、前年度の介護サービス保険給付地域支援事業における国県負担金の返納金などとして、基金繰入金 2,553 万 5,000 円の増額です。

歳出については、人事異動に伴い、総務管理費を 578 万 4,000 円減額、介護保険準備基金積立金 846 万 1,000 円の増額です。

前年度の国及び県負担金の精算返納金として、償還金及び還付加算金 2,553 万 6,000 円の増額です。

その結果、歳入歳出それぞれ 2,821 万 3,000 円を追加し、補正後の予算総額をそれぞれ 12 億 2,314 万 5,000 円とするものでございます。

次に、議案第 36 号について説明いたします。

歳入については、後期高齢者医療保険料 459 万 4,000 円の増額。

人事異動に伴い事務費繰入金 595 万円の減額、前年度繰越金 166 万 8,000 円の増額が主なものです。

歳出については、人事異動に伴う一般管理費 595 万円の減額。

概算額の決定に伴い後期高齢者医療広域連合納付金 461 万 4,000 円の増額、一般会計繰出金 166 万 8,000 円を増額するものです。

その結果、歳入歳出予算それぞれ 33 万 2,000 円を増額し、歳入歳出の総額をそれぞれ 1 億 4,812 万円とするものです。

最後に、議案第 37 号について説明いたします。

今回の補正予算は、収益的支出の営業費用で人事異動に伴い原水及び浄水費の給料 202 万 4,000 円、手当等 29 万 7,000 円、賞与引当金繰入額 25 万 3,000 円、法定福利費 112 万 8,000 円をそれぞれ増額し、配水及び給水費の給料 457 万 7,000 円、手当等 164 万 4,000 円、賞与引当繰入額 65 万 4,000 円、法定福利費 283 万 6,000 円をそれぞれ減額するものでございます。また、総計費の手当などを 36 万 4,000 円増額するものです。

その結果、収益的支出を 564 万 5,000 円減額し、収益的支出の予算総額を 3 億

690 万 3,000 円とするものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（徳永留夫君） 総務課長。

○総務課長（阿世知文秋君） それでは、令和元年度中種子町一般会計補正予算第 1 号について事項別明細書の歳入歳出予算の主なものについて御説明させていただきます。

人件費につきましては、人事異動に伴う調整でございますので省略させていただきます。

まずは歳出から説明いたします。

12 ページをお願いします。歳出の 12 ページでございます。

中ほどの、目の 5 財産管理費、節の 13 委託料、増額 965 万 1,000 円は、公共施設等総合管理計画に基づき、施設の評価を行い改善化更新を計画的にするための委託料の増額でございます。

次の、目の 6 企画費、増額 284 万 6,000 円は、全国離島甲子園大会の負担金が主なものでございます。

次のページ、13 ページをお願いします。

上から 3 番目の、目の 14 地域開発費、増額 1,500 万円は、地域活性化支援交付金で集落校区等に交付するものでございます。

次に 15 ページをお願いします。

15 ページの上の段、目の 1 社会福祉総務費、増額 7,084 万 2,000 円は、プレミアム付商品券事業の経費が主なものでございます。

次のページの 1 番上、目の 4 保養センター運営管理費、増額 221 万 9,000 円は、改修に伴う設計委託料が主なものでございます。

次の、目の 1 児童福祉総務費、増額 2,314 万 7,000 円は、中種子児童クラブ施設整備に対する補助金が主なものでございます。

次の、目の 4 保育所運営費、次のページ、17 ページをお願いします。工事請負費、増額 449 万 3,000 円は、腐食している園庭フェンスとサッシ工事費でございます。

次に同じページの下段、目の 3 介護保険事業費は、介護保険特別会計への繰出金の減額 593 万 9,000 円でございます。

次に、目の 2 予防費、節の 13 委託料、209 万 7,000 円は、風疹予防接種委託料が主なものでございます。

2 段下の、目の 8 保健センター管理費、増額 6,077 万 9,000 円は、大規模改修の工事費でございます。

次の、目の 9 後期高齢者医療費は、後期高齢者医療特別会計への繰出金の減額 595 万円でございます。

次に、19 ページをお願いします。

19 ページの中ほどの、目の 3 園芸特作振興費、増額 4,051 万円は、産地パワーアップ事業の補助金でございます。

次の、目の 4 畜産業費、増額 150 万は、地域畜産低コスト生産対策事業の補助

金でございます。

次の、目の 5 甘味資源振興費、増額 1,779 万 8,000 円は、サトウキビ生産組合に機械等の導入補助金が主なものでございます。

次のページ、目の 13 地域畜産振興事業費、事業費の変更による 526 万 2,000 円の増額。

次の、目の 15 農村婦人の家管理費、増額 129 万 1,000 円は、老朽化した蒸気回転釜の購入費でございます。

次の森林振興費は、種子島森林組合への貸付金 2,000 万円、その次の森林環境整備事業費は、森林台帳管理システムの導入委託料 143 万円が主なものでございます。

次に 21 ページをお願いします。

1 番上の、目の 1 農地総務費、節の 13 委託料、増額 650 万円は、星原地区土層改良計画書作成業務委託の増額、その次の農道農地等維持補修費、増額 1,645 万円は、岩岡南部、原之里地区の農道整備に伴う設計委託料及び町単独事業で 3 路線の農道舗装経費、次の農道基盤整備促進事業費は、工事費から委託料への組み替えを行うものでございます。

次のページをお願いします。

目の 11 地籍調査費は、内示により事業費の減により、調整面積を縮小するための減額 1,072 万 7,000 円でございます。

次の農業・農村活性化推進施設等整備事業費、増額 1,738 万 7,000 円は納官浦地区の設計及び工事費が主なものでございます。

次に 24 ページをお願いします。

24 ページ、目の 4 道路改良舗装費、増額 1 億 2,971 万 8,000 円は、梶潟 1 号線、下馬通線測量設計委託料、町道 3 路線工事費、用地費が主なものでございます。

次のページ 25 ページをお願いします。

下段の、目の 1 河川費、増額 1,250 万円は屋久津川、熊野川、2 河川の護岸工事でございます。

次のページ、目の 1 非常備消防費は、油久小敷地内の防火水槽の防水工事費 129 万 6,000 円、次の災害対策費は、各消防団に発電機、灯光器の備品購入費 257 万 2,000 円を計上してございます。

次のページ 27 ページをお願いします。

中ほどの、目の 1 学校管理費、増額 190 万 3,000 円は、南界小学校の火災報知機の修繕、次に、教育振興費、増額 133 万 8,000 円は、タブレット等の使用料、次の学校建設費、増額 1,150 万 1,000 円は、野間小学校体育館改修工事設計委託料と各小学校体育館のトイレの洋式化の工事費でございます。

次のページの中ほどの、目の 4 学校建設費、増額 230 万 6,000 円は、中学校体育館のトイレ洋式化の工事費でございます。

1 番下の、目の 3 芸術文化費の、節の 13 委託料、増額 725 万 2,000 円は、自主文化事業の講演委託料でございます。

次に 29 ページをお願いします。

1 番上の、文化財保護費、増額 384 万 5,000 円は、歴史民俗資料館のトイレの洋式化、エアコンの更新、展示ケースの更新。

次の種子島こりーな管理費、増額 267 万 4,000 円は、トイレの洋式化の工事費でございます。

次の、目の 1 保健体育総務費は、送迎用マイクロバス購入費 848 万 1,000 円、次の学校給食費、次のページの、節の 19 負担金補助及び交付金は、給食 1 食当たりに 20 円の補助金を増額するものでございます。

次に、目の 3 体育施設管理費、増額 449 万 5,000 円は、町立体育館にランニングマシンと大型ファンの購入費が主なものでございます。

次に歳入を御説明いたします。

7 ページをお願いします。7 ページでございます。

7 ページの中ほどの、目の 1 民生費国庫補助金は、増額 3,703 万 9,000 円は、節の 13 児童福祉費国庫補助金で中種子児童クラブ施設整備事業及びプレミアム付商品券事業国庫補助金が主なものでございます。

次のページ 8 ページをお願いします。

8 ページの 1 番上の、節の 7 子ども子育て支援整備交付金、増額 370 万 7,000 円は、中種子児童クラブ施設整備事業の県補助金、2 段下の、目の 4 農林水産業費県補助金、増額 4,329 万 2,000 円は、各事業の増減により補助金の調整を行うものでございます。

下段の、目の 4 土木県委託金は、空港管理県委託金の内示による減額。

次のページの 1 番上の、項の基金繰入金、目の 1 財政調整基金繰入金、増額 769 万 1,000 円と、目の 2 その他特定目的基金繰入金 7,760 万は、財源調整によるものでございます。

次の、項の特別会計繰入金は、過年度精算による各会計の繰入金でございます。

次の、款の 19 繰越金、増額 1,320 万円は前年度の繰越金でございます。

次の、款の 20 諸収入、目の 1 雑入、節の 4 雑入、増額 5,809 万 9,000 円は、畜産事業個人負担金及びプレミアム付き商品券事業販売売上金が主なものでございます。

次に、10 ページから 11 ページにかけての、款の 21 町債は、各起債事業の事業費決定に伴い増減調整をするものでございます。

次に 5 ページをお願いします。

5 ページ、第 2 表、債務負担行為補正でございます。1 の追加ですが、公共施設管理計画策定業務を業者に委託する経費を限度額を 1,447 万 6,000 円とし、期間を令和元年度から令和 2 年度までとするものでございます。

次のページ 6 ページをお願いします。

第 3 表、地方債補正でございます。

1 の追加ですが、起債の目的は、災害対策費で購入する備品を緊急防災減災事業で、限度額を 180 万円とし、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりでございます。

次に2の変更ですが、補正後の限度額で、一般単独事業6,920万円に辺地対策事業を2億5,660万円に、過疎対策事業を2億1,270万円に、公営住宅建設事業を5,090万円にそれぞれ変更するものでございます。

起債の方法、利率、償還方法に変更はございません。

最後に1ページをお願いします。

第1条第1項は、既定予算に4億8,824万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ65億8,224万2,000円とするものと規定するものでございます。

第2項は、補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によることと規定するものでございます。

第2条で債務負担行為の補正、第3条で地方債の補正についてそれぞれ規定するものでございます。

以上で説明を終わります。議決方よろしくをお願いします。

○議長（徳永留夫君） これで施政方針及び提案理由の説明を終わります。

なお、施政方針に対する質問は、一般質問として19日の本会議で行います。

これから、日程第20、議案第32号、令和元年度中種子町一般会計補正予算（第1号）について、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 討論なしと認めます。

これから、議案第32号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第32号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第21、議案第33号、令和元年度中種子町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 討論なしと認めます。

これから、議案第33号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第33号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第22、議案第34号、令和元年度中種子町と畜場特別会計補正予算（第1号）について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 34 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 34 号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 23、議案第 35 号、令和元年度中種子町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第 1 号）について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 35 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 35 号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 24、議案第 36 号、令和元年度中種子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 36 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 36 号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 25、議案第 37 号、令和元年度中種子町水道事業会計補正予算（第 1 号）について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 37 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 37 号は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

○議長（徳永留夫君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

あすから 18 日までは、委員会開催などのため本会議は休会とし、19 日午前 10 時から本会議を開きます。

委員会会議は、会期日程により開催されるようお願いいたします。

本日はこれで散会します。御苦勞様でした。

—————○—————

散会 午後 0 時 9 分

令和元年第2回中種子町議会定例会会議録（第2号）

令和元年6月20日（木曜日）午前10時開議

1. 議事日程（第2号）

第1 会議録署名議員の指名

第2 一般質問

-----○-----

2. 本日の会議に付したる事件

議事日程のとおりである。

-----○-----

3. 出席議員は次のとおりである。（12名）

|      |           |      |            |
|------|-----------|------|------------|
| 1 番  | 浦 邊 和 昭 君 | 2 番  | 橋 口 渉 君    |
| 3 番  | 池 山 喜一郎 君 | 5 番  | 永 濱 一 則 君  |
| 6 番  | 蓮 子 信 二 君 | 7 番  | 濱 脇 重 樹 君  |
| 8 番  | 下 田 敬 三 君 | 9 番  | 迫 田 秀 三 君  |
| 10 番 | 日 高 和 典 君 | 11 番 | 戸 田 和 代 さん |
| 12 番 | 園 中 孝 夫 君 | 13 番 | 徳 永 留 夫 君  |

-----○-----

4. 欠席議員は次のとおりである。（0名）

-----○-----

5. 説明のため出席した者の職氏名

|                    |             |         |             |
|--------------------|-------------|---------|-------------|
| 町 長                | 田 渕 川 寿 広 君 | 副 町 長   | 松 原 孝 三 郎 君 |
| 総 務 課 長            | 阿 世 知 文 秋 君 | 町民保健課長  | 横 手 幸 徳 君   |
| 福祉環境課長             | 上 田 勝 博 君   | 農林水産課長  | 里 重 浩 君     |
| 農地整備課長             | 池 山 聖 年 君   | 企 画 課 長 | 下 村 茂 幸 君   |
| 会計管理者兼<br>会 計 課 長  | 池 端 み どり さん | 税 務 課 長 | 春 田 功 君     |
| 水 道 課 長            | 牧 瀬 善 美 君   | 保 育 所 長 | 山 田 和 春 君   |
| 空港管理室長             | 石 堂 晃 一 君   | 行 政 係 長 | 徳 永 和 久 君   |
| 財 政 係 長            | 鮫 島 司 君     | 教 育 長   | 北之園 千 春 君   |
| 教育総務課長             | 浦 口 吉 平 君   | 社会教育課長  | 園 田 俊 一 君   |
| 選 挙 管 理<br>事 務 局 長 | 阿 世 知 文 秋 君 | 農委事務局長  | 遠 藤 淳 一 郎 君 |

-----○-----

6. 職務のため出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 田 中 晋 二 君 議事係長 榎 元 卓 郎 君

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（徳永留夫君） おはようございます。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りした日程表のとおりであります。

-----○-----

○議長（徳永留夫君） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、6番、蓮子信二君、7番、濱脇重樹君を指名します。

-----○-----

○議長（徳永留夫君） 日程第2、「一般質問」を行います。

順番に発言を許します。

まず、10番、日高和典君。

〔10番 日高和典君 登壇〕

○10番（日高和典君） おはようございます。

町の発展と町民の豊かな暮らしを求めて、令和元年度最初となります一般質問を行います。

さて、4月21日の選挙結果について、町長より施政方針の中で、お喜びの言葉をいただき感謝を申し上げます。

我々町議会議員選挙は、今期より2名の定数減少となり、また、立候補者も多く、大変厳しい選挙戦でありました。

投票していただいた清き1票を大切にしておごることなく、感謝の気持ちを忘れず、町民生活に重要な課題の声をしっかりと自信を持って、町政に届けなければなりません。福祉向上のために、町政運営に対し、徳永議長、園中副議長を中心に日々取り組む所存であります。

さて、7日の新聞に総務省は、深刻化する地方議員のなり手不足の打開に向け、新たな有識者検討会の設置を決め、地方議会をめぐり、別の研究会が昨年3月、少数の議員による集中専門型と兼業兼職制限を緩和する多数参加型という二つの仕組みを投入する改革案を公表しました。しかし、地域の実情を踏まえていないとの地方側の反発がおさまらないため、具体化を断念し、仕切り直しを図ると掲載されていきました。

人口減少に伴い、この地方議員のなり手不足は今後も検討課題であります。

本町でも、国の地方創生法に基づき、本年度までの5カ年、総合戦略を掲げて取り組み、職員の仕事がふえ責任も重要となります。

財政も厳しい状況ではありますが、一般質問することにより、本町の活性化と発展につながることを信じ、この場に立っております。

また、本町と交流のあるさつま町議会の定例会において、定数16人中1人だけの一般質問ということで、町民から議会の質低下を懸念する声が出ています。

毎回質問する議員もいれば、いまだにゼロの議員もあり、一般質問は行政全般について、施策の現状や方針を首長に質す機会が議員活動の柱の一つです。

それぞれ議員、町民の考え方がありますが、本町の活性化のためにも、いろいろな課題に向け、議論を交わすべきです。一般質問の答弁書の作成は大変ですが、1年に4回の定例会です。せめて数名の一般質問者は必要ではないかと私は考えます。

なお、平成32年度で終了します第5次長期振興計画を基本に考え、「人の和と豊かな実りに新たな希望が持てるまちなかたね」の実現のために、町民の健康で豊かな生活と所得の向上を目指し、効果的に健全な行政運営になるよう、町長の手腕に期待をいたします。3月定例会でも述べましたが、首町と議会は癒着も不毛な対立も避け議会を討議と決定の場にすることが必要であります。

令和元年度の新しい行政体制となり、町長の施政方針が定例会初日に述べられ、2期目の町政運営のスタートとなりました。掲げているマニフェストの達成実現に向け、行政と議会が一致団結して、さまざまな課題の解決にしっかりと取り組み、優先順位を慎重に考えて、本町の発展に努めていただきたいと思います。

それでは、通告書に従い、景気回復対策、町公共用地利用対策、津波対策、行政改革の推進について質問をいたします。

まず1点目は、景気回復対策について町長に御答弁を伺います。

広報なかたね6月号で、町長就任の御挨拶の中に、5点のマニフェストがありました。その中に、観光産業などの充実による町内景気回復を町民の視点に立ち、民意に寄り添いながら実現しますと述べております。

具体的な対策について、町長の御答弁を伺います。

あとの質問は質問席より行います。

○議長（徳永留夫君） 町長。

〔町長 田淵川寿広君 登壇〕

○町長（田淵川寿広君） おはようございます。

ただいま日高議員からの質問でございますが、観光産業などの充実による町内景気回復、町民の視点に立ち、民意に寄り添いながら実現しますと述べているが、具体的な対策とはという御質問かと思えます。

観光産業の充実による景気回復対策の具体的な対策ということで、予算委員会、令和元年度の当初予算、そしてまた補正予算等で、予算委員会等で説明をしており、中身については、詳細については重複する部分もあるかとは思いますが、再度、この場をお借りして詳しく説明をさせていただきたいと思えます。

本町は議員も御存じのとおり、観光交流人口の拡大による、産業振興を長期振興計画及び地方創生総合戦略に掲げているところでございます。

本町は、鉄砲に代表される西之表市と、宇宙開発に代表される南種子町の間に位置をしており、他の市町に比べまして、観光資源が乏しく、滞在時間が短い、いわゆる通過型の観光となっている状況でございます。

しかしながら、自然景観、歴史と伝統、有形無形の資源など観光及び交流人口の増加に期待が持てるところでございます。

地域の魅力を最大限引き出し、特色ある観光の創出や発掘を図ることにより、通過型観光からの脱却を推進していきたいというふうに考えているところでござ

います。

このような中、体験型の観光、これが求められる傾向にございますので、自然レクリエーション村をおかげさまで整備をさせていただいておりますので、観光拠点施設の中核として、またその周辺に点在する国指定文化財の古市家住宅、阿獄川のマングローブ林など町の南部の周遊エリアなどを生かした観光資源のまずは情報発信に努め、また地区そして町のグリーン・ツーリズム推進協議会であったり、関係団体と連携をしっかりとりながら、農林漁業の体験型、いわゆる農業林業漁業、そういった家での民泊、また、総合運動公園を活用した、現在も引き続き行っておりますが、スポーツ合宿への旅費、宿泊費の助成などを行いながら、交流人口の拡大を図ってまいりたいというふうに考えておるところでございます。

運動公園に隣接されましたふれあいの里では、農家ロッジ、黒糖伝承館、農園など滞在体験型施設の積極的な活用到现在まで以上に努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

そして、全国規模のプロのサーフィン大会やラブウェーブ、アロハフェスティバルなど中身については割愛させていただきますが、種子島特有の魅力あるイベントを開催して、愛好家や観光客など、交流も含めた誘客に注力していきたいと考えているところでございます。

また各種イベントを開催することにより、イベント情報発信することで波及効果を生み出したり、中種子町活性化のため御協力をいただける事業課とのつながりもでき、経済効果とは別な新たな事業展開の可能性も秘めております。そこら辺も含めて積極的な対応をしていきたいというふうに強く考えているところでございます。

種子島の真ん中に位置します本町の観光振興でございますが、種子島は一つという考え方もございまして、1市2町からなる種子島観光協会を事業主体とする各事業の影響も大変強うございます。

そういったことも含め、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

特に有人国境離島法が制定されてからは、滞在型の観光促進事業において、新たなターゲットの誘客促進、来訪促進、滞在期間の延伸につなげるサイクルツーリズム事業、外国人観光客滞在促進プロモーション事業、アニメツーリズム事業などを展開しながら、積極的に観光客の誘致と、それから受け皿体制づくりに努めて観光産業の振興を図ってまいりたいというふうに考えております。

この受け皿という観点でございますが、町民の皆様のアイデアや町民の皆様が今活動しておられるようなこと、そういったことも積極的に活用させていただくような方向で考え、そういったことで、町民の皆さんの観光に対する思いに寄り添っていけるということになるのではないかとというふうに考えているところでございます。

しかしながら、このような観光事業というものに関しましては、なかなか即効性というものは期待できない部分も多ございますので、しっかり地道に継続しながらやっていく必要があると思います。

観光産業分野は大変幅が広うございますが、観光を通して事業が展開され、観

光以外の分野にも波及していくような、そして、その上で景気が良くなるように、これからはしっかりと推し進めてまいりたいと考えております。

若干具体的な部分と申しましても広うございますので、具体的にどれこれというのはもう先ほど申しました内容で御勘弁いただければというふうに考えます。

以上でございます。

○議長（徳永留夫君） 10番、日高和典君。

○10番（日高和典君） ただいま取り組み等につきまして、詳しく説明をいただきました。観光産業ということで、景気回復を実現するということは大変厳しいことだと思います。

これまで観光産業に関する町長の施政方針ということで、ただいまの説明と重複するかと思えますけれども、27年度におきましては、方針の中で、宿泊、飲食、交通、運輸など、さまざまな産業と関連するとともに、近年はグリーン・ツーリズムによる農林水産業も巻き込む総合産業となっており、観光の振興は地域経済を活性化させる重要な施策の一つと述べております。

28年度は、自然レクリエーション村、地域交流施設整備事業、合宿誘致活動に努める。

29年度はさまざまな分野で、中種子町が、種子島観光の拠点となるよう、スポーツ合宿などを含め、本町の自然の景観、農林水産物など食の魅力を体験していただきながら、交流人口の増大を図り、あわせて移住希望者などと情報交換を視野に入れながら、商店街も一体となった活性化につなげたいと述べております。

30年度と令和元年度はほぼ同文でありまして、本町の観光資源としては他市町に比べ乏しく、島内観光ルートにおいても、滞在時間が短く、通過型となっていることから、観光に関連する産業の形成は小規模となっている現状で、このような中、観光形態が体験やグリーン・ツーリズムなど自然・文化・歴史等に触れ、学ぶ観光を求める傾向にあることから、国指定文化財となっている古市家住宅や自然レクリエーション村、及び、阿獄川マングローブ林を活用した観光、さらに農林漁家での民泊、総合運動公園でのスポーツ合宿や趣味を生かしたイベントなどの体験、交流活動に向けた取り組みと、地域おこし協力隊の活動による島の魅力の情報発信を推進します。

また、種子島はサーフィンの適地として周知されてきていますが、まだまだ全国的な浸透に至っておりません。全国規模の大会を開催し、サーフアイランドとしての情報発信を国内外に向け行い、サーフィン愛好家や観光客の増加を図ってまいります。

さらに、来島により、島の魅力に引かれた移住定住者の増加による地域の活性化が期待されます。観光や各種ツーリズムによる交流人口の拡大は、その経済効果、商店街のにぎわい等短期間で大きな効果が望めない部分も否めませんが、地道に取り組んでいかなければならない施策の一つであると考えますと、このように述べています。

私もこれまで観光振興につきましては、4年間において企業誘致への取り組み、アンテナショップの設置、特産品の開発、観光ルート、観光物産館、グリーン・

ツーリズム、LCC、地域おこし協力隊、宿泊施設、アロハフェスティバル、離島甲子園イベント等の交流人口対策、アニメツーリズム事業、情報発信対策など、たくさんの一般質問をしてきました。しかしながら、この質問にどれだけの取り組みがなされ、成果が出て景気回復につながったことでしょうか。宿泊施設もなく、島に来て滞留時間が短く、素通りの状況です。サーフィン大会、アロハフェスティバル等のイベントが開催され、交流人口を図ってきましたが、本町においてどれほどの経済効果があったのでしょうか。

観光産業などの充実による町内景気回復を実現しますと、町長は述べています。

新しい観光資源としていろいろなアイデアを出し合って積極的な取り組みが必要です。観光協会に任せ負担金を納めるだけでなく、視察にも足を運んで常に前向きな情報の収集が大事です。観光客数を増加させるのみならず、その観光客による消費を地元産業へと波及させることが重要であります。

私は、平成29年12月に本町の活性化を目指して、前鹿児島県観光アドバイザーの奈良迫英光氏を招き、観光産業についてパネルディスカッションを開催してはと町長に提案書を提出しました。提案書に似たような何かしらの取り組みがあったような気もしますが、鹿児島県において観光振興の専門分野の方にアドバイスをもらい、地域活性化を目指して観光振興にどんどん取り組むべきだったと思います。

また、4月27日に竹屋野海岸、太陽の里運動公園を見学に在日中国企業協会の王会長が来島され、リゾート開発の可能性を探るという新聞記事を読みました。

町長は、交流人口増のためにはリゾート施設が欲しいところだが、地元資本家には投資余力がない。島に関心をもってもらえるのはありがたいとコメントしていました。このリゾート開発の進捗状況について、島内の方からもどうなっているのかと聞かれました。

観光産業と関連がありますので、できる範囲での進捗状況の説明を求めます。

○議長（徳永留夫君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） ただ今これまで1期4年間、行ってきた観光産業に対する成果が見られないという議員からの厳しい御意見ではございましたが、確かに、先ほど申しましたように、なかなか一足飛びで人口が、交流人口が倍増するような観光ではない。というのが現実的なものではあります。限界をつくることは意味がないことではございますので、毎年毎年さまざまな旅行社への営業活動であったり、網羅すれば当然議員が御存じない部分も多々あるかと思います。

そしてまた議員のほうから奈良迫さんを招いてということですが、こういった観光関係でのアドバイザーというのは、この地方創生法が施行されてから何人の方が役場に営業にお見えになります。

そういった中でやはり必要なのは、やはり地元我々行政、そしてまた議員の皆様方、町民の皆様方が体を張って動いていくことだろうというふうに私は認識しておりますので、そのアドバイザー的な要素というものは、ネットとかそういったもので情報がしっかりとれますので、強いてでもそれをということはどうなのかなというふうに思いますので、いい御意見ですばらしいアドバイザーという

ことを議員がおっしゃっているということで理解をしていきたいと思います。私もその奈良迫さんに関しては存じ上げておりますし、新聞等でもよく拝見しておりますので、そこら辺は十分認識しているつもりでございます。

そしてまた今まで行ってきた、各種イベント等につきましては、議員の皆様方からもしっかり理解をいただき、そして満場一致で予算も通過させていただいており、その実施についてももしっかり監査もしていただいておりますし、そういったところでは決算委員会の中でも、その結果等についても詳しく説明をさせていただいていると思いますので、そこら辺の説明は控えさせていただきたいと思いますが、在日中国企業協会の会長さんがお見えになった件につきましては、この件につきましては、まだアンダーで動いていることでございますので、かもしか、たればでの発言は控えさせていただきたいと思いますので、ご容赦いただければと思います。

以上です。

○議長（徳永留夫君） 10番、日高和典君。

○10番（日高和典君） はい、わかりました。

本町への観光の振興への満足度ということで、平成 27 年のアンケートの結果が出ております。満足度 15.9%となっております。

さらなる観光客をおもてなしする環境を整備していただき、人口減少対策の一環として企業誘致活動や各種ツーリズム活動等を中心に、町民の景気回復のために観光産業の充実に努めていただきたいと思います。掲げているマニフェストが少しでも実現できるよう、新しいアイデアや資源の活用による充実を目指していただきたいと思います。

あと、町長の後援会便りでの第2号の中に、観光産業の充実として、私がつとるべき対策の中に、観光バスの停留所、お土産センターや道の駅の設置の検討等ありました。

この対策につきましても関連がありますので、できる範囲で御見解を伺いたいと思います。

○議長（徳永留夫君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 現時点では中種子町に観光物産館というものということを考えたときに、私も、1カ所どうしてもいずれはできるといいんではないかなと、もしくは空港の近くではどうなのかなというところで市場の調査をしますが、なかなか今のところの空港あたりの乗降客数の問題も含めまして、売店での利用率がまだまだ思ったより空港内ですら上がっていない状態であります。

そういったところも含めまして今一生懸命対応をお願いしている直行便関連の問題、こいうったことも協議をする段階にしか至っていないわけでございますが、そういったところも含めて、ある程度の需要の見込みとそういったもの、それからまた、中種子町の商工会の皆様方の意見とかも当然参考にしながらやっていく必要があるというふうに今現時点では考えているところでございます。

以上です。

○議長（徳永留夫君） 10番、日高和典君。

○10番（日高和典君） 地元の商工会の方々の意見も聞きながら、取り組んでいく必要があらうかと思います。

それでは、次の町公共用地利用についての質問に入ります。

平成 28 年 12 月定例会で、熊野干拓跡地の今後の対策について質問しました。

適正管理に努めながら、有効活用策も調査研究するとの答弁でありました。

2 年半が経過しておりますので、これまでの取り組みと活用策について町長の御答弁を伺います。

○議長（徳永留夫君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 熊野干拓地のことなんですが、熊野、塩屋の住民の皆様方とも多々話す機会の中で、やはりどうしても荒れてしまうと。鹿も住んだり、非常に安全上もよくないのではないかという話がある中で、こういったのをきれいな広場にして、ソフトボールもやったりすればいいよねというような話の中で、確かにそういう使い方ができるといいし、町民の皆様、地域の皆さんも喜んでいただけるのではないかなあというような話を確かに私のほうもさせていただいたことがあります。そういったことで、ちょっと調査もさせてくださいと。いう答弁をさせていただいたつもりでございます。

簡単に説明をいたしますと、熊野干拓地につきましては、平成11年の10月20日の競売によりまして、1億1,827万円で購入して、面積が20万7,164平米でございます。20町歩、というところでしょうか。

一部を分譲地として 14 区画を整備をいたしまして、1 区画は、熊野分団の詰所、それから 8 区画は分譲されている状況でございます。

また、太陽光発電用地として平成 25 年から 2 万 4,351 平米、約 2 町 5 反を賃貸借しております、年間 69 万 4,500 円。1 キロワット当たり 2 円が寄附されまして、平成 30 年には 284 万 832 円が寄附をされているところでございます。

また、平成 26 年から地域の皆様方の要望等もあったかと思われませんが、排水路の土砂撤去をはじめ、道路補修や竹や草の草払い作業、整地作業などを行っている状況でございます。

今後の利活用といたしましては、先ほど私も申し上げましたように、何とか景観の問題であったり住民の皆様のためにもと思い、喜ばれるような有効な利活用を模索してきたところでございますが、現在の 1 区画が約 2 万 1,000 平方メートル、2 町ですね、あり、これを簡単な整地それから、芝を張るだけで概算で工事費を積算いたしました結果、約 1 億近く、1 億を超えるような金額になります。

当然のことながら、簡単でございますので、なかなか簡単でいいものかどうか排水のこともございます。いろんなことを考えますと、この金額ではとてもではないがおさまりそうにないというのが現状でございます。

補助事業等ないものか、いろいろ調べさせましたが、この件に関しましては、該当する補助事業が現時点では有効な補助事業が見つからないというような状況でございます、私も頭の中には、当然ある案件ではございますが、現状としては苦慮しているような状況であるということをお伝えしておきたいと思っております。

以上です。

○議長（徳永留夫君） 10番、日高和典君。

○10番（日高和典君） 20万7,164平方メートルという莫大な面積でありますので、管理も大変であろうかと思えます。年間に何度か、今町長述べられたように、草木の伐採作業を行っており、感謝をするところでございます。

平成 23 年 7 月に町の公共用地跡地利用検討委員会が設立されていると思えますけれども、年間この検討委員会の活動というのはされているのでしょうか。

○議長（徳永留夫君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 副町長に答弁をさせます。

○議長（徳永留夫君） 副町長。

○副町長（松原孝三郎君） 跡地利用関係につきましては、南界中学校、それから、星原中学校こちら辺については検討はしてきております。

それぞれ先ほどから言われます干拓跡地についても、町長からの指示もございましたけれども、なかなか経費がかかるというふうなこと等で今のところは、一部、電力発電や太陽光発電をしているところでございました。

年に 1 回あるかなかったんですけれども、そういうふうなことで跡地の利用については、中学校、星原中、南界中学校進んでおりますので、あと、干拓跡地問題、苦浜川の跡もあろうかと思えます。そこら辺の検討していきたいと思えます。

○議長（徳永留夫君） 10番、日高和典君。

○10番（日高和典君） 検討委員会のメンバー構成ということで、議員の方も入っていただけるんですよね。

○議長（徳永留夫君） 副町長。

○副町長（松原孝三郎君） 確か議員の方は、議員での委員はいなかったと思えます。

地元とそれから各関係機関の課長。だったというふうに思えます。

自然レクリエーション村の場合には、建設がからんでおりましたので、そういった意味では、いろんな方々に呼びかけをして検討してたところでございます。

以上です。

○議長（徳永留夫君） 10番、日高和典君。

○10番（日高和典君） はい、わかりました。

今後ますます跡地等利用検討委員会において充実した協議ができますようすばらしい取り組みに期待をいたしたいと思えます。

次の質問になりますが、熊野、新町、塩屋地区の町民から、このままでは雑草が生い茂って景観も悪いし、雑草の種や害虫が飛散して鹿の隠れ場所になる可能性があります。環境を整備して活用すれば、鹿被害対策にもつながるとの声があり、その中で事業費も多くはかからない合理的な土地利用として、先ほど町長の答弁にもありますけれども、子どもたちや高齢者、そして地域住民や町民の皆さんがいつでも気軽に立ち寄れて、また、ゲートボール、グランドゴルフ、サッカー、ソフトボールなどのいろいろなレクリエーション活動として、利活用できるよう整備してほしいとの要望が出ました。

地域の衛生、防犯、景観上の対策にもつながりますので、多目的広場等に活用する考えはないでしょうか、町長の御答弁を伺います。

○議長（徳永留夫君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 内容といたしましては、先ほど答弁したとおりでございます。今苦慮している状況でございますということだけお伝えしておきます。

○議長（徳永留夫君） 10番、日高和典君。

○10番（日高和典君） 苦慮している状況であります、すばらしい検討結果が出るように期待をしたいと思います。

現在、軟弱地盤でもありながら、水害対策の活用と太陽光発電設備として活用されております。今後も太陽光発電設備等の計画は財政面においていい取り組みであると思います。積極的な営業取り組みを図るよう希望いたします。

そして建設課の資材の整理に必要な土地活用としても、利用されていることも当然であり、これからも秩序ある整備と安全性、公共の福祉を考えていただき、熊野干拓地跡のさらなる有効活用の整備に努めていただきたいと思います。

あと先ほど副町長の答弁にありました、現在の南界中跡地の利用状況、そしてまたこれからの活用計画等があれば、説明をお願いをいたします。

○議長（徳永留夫君） 町長。答弁できますか。

副町長。

○副町長（松原孝三郎君） 建物そのものについては、一時社協が、福祉センターが大改築というふうなことで、一時おりましたけれども、その後は入ってなかったと思います。

それと南界校区の女性部の作っている朝市ですか。あの人たちのメンバーが勉強したいというふうなことで、申し出があって貸しているというふうに思っております。

それからグラウンドにつきましては、南界校区に管理をしていただいて、そして、そこで南部ソフト等もやっていただいているようでございます。

以上です。

○議長（徳永留夫君） 10番、日高和典君。

○10番（日高和典君） 町民の要望等あるかと思いますが、適切な活用ができるよう、しっかりと検討をしていただきたいと思います。

それでは次の津波対策について質問に入ります。

この質問も地域町民からの以前からの要望であります。

18日に新潟県、山形県においても震度6の地震が起きましたが、幸いに死者もなく、津波も発生せず正しく避難指示等誘導がなされていたと思います。

私たちの熊野、新町、塩屋は御存じのとおり海拔3メートルから4メートルです。地震津波大雨等災害時はヒヤヒヤドキドキしなければならない地域です。

大雨のたびに浸水被害がでないか心配で、熊野消防団員は、大好きな晩酌も我慢して家に待機している状況であります。

本町でも毎年地区を指定して、自主防災組織を中心とした地域防災訓練を実施しております。この活動は、一人一人の災害に対しての意識改革につながるすばらしい取り組みだと思います。

また、日ごろからの消防団活動につきましては、御理解をいただき、本年度も、

災害対策として、発電機、投光器が各消防団に設置され、大変な協力をいただいている状況でございます。

こういった中、平成 29 年 12 月定例会におきまして、防波堤計画をとの声がありましたので要望をいたしました。地元からの要望は真摯に受けとめ、国や県に強く要望活動、要請活動が続けるとの町長の答弁でありました。

南海トラフ地震による津波到着時間は、地震から 30 分で到着すると予想され、30 年以内には、70%の確率で南海トラフ地震が発生すると言われています。

まずは高い場所に避難するのは当然であります。

海岸沿いに少し高目の防波堤があると、津波や高潮の被害から陸域を守り、あるいは海岸の侵食を防ぎ、津波災害から生命を守ることが可能となり、絶対に必要であります。

大雨になると排水ができず畑等に流れ込み土砂の撤去が必要なカ所もあり、1 昨日も地域住民からの依頼があり、早速役場職員の方に連絡したところでございました。

本町では、災害に強いまちと安全安心のまちづくりの推進を掲げているので、ぜひとも防波堤計画に取り組んでいただきたいと思います。

地元からの要望は真摯に受けとめ、国や県に強く要望活動、要請活動が続けるとの答弁でありましたので、現在の活動状況について町長の御答弁を伺います。

○議長（徳永留夫君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 地元からの要望は真摯に受けとめておりまして、県にも、国や県にも要望活動、また、会議の際に要請はしているところでございます。

以上です。

○議長（徳永留夫君） 10 番、日高和典君。

○10 番（日高和典君） 南海トラフ巨大地震が起きた際の死者、行方不明者数については、国は 2018 年度のデータで試算したところ、およそ 23 万 1,000 人となっています。

県の施設でもあるので、補助事業を活用できるように、県や国にどんどん足を運んでいただき、町長は、国とのパイプもありますので、計画的に対策を推進するよう取り組むことが重要であります。

国は、災害対策については、先手先手の取り組みが必要だと言っています。

既設の防波堤も古くなってきているので、ぜひ県国に早目の要望をしていただき、自然災害、防災の意識啓発を図り、自然災害から町民の生命財産を守るために、関係機関が一体となって取り組んでもらいたいと思います。

また、平成 28 年の熊本地震に伴い、災害に対応した避難行動マニュアルの中に、車中泊避難についての自治体の対応も必要となってきております。

さらなる地域の自主防災管理体制の強化に努めるよう期待をいたします。

それでは、最後の行政改革の推進についての質問に入ります。

大変財政運営の厳しい中に事務事業の削減に努め、財源を有効活用し、職員の適正な配置が必要であります。

平成 27 年に創設された、まちひとしごと創生事業についても引き続き予算が

確保され、防災、減災、国土強靱化のための三箇年緊急対策の事業費も計上されております。

自主財源の確保として、事務事業の見直し、組織機構の簡素合理化等により、経費全般についての徹底した見直しを行い、歳出の抑制と財源の捻出に努めていかなければなりません。課ごとに作業量、事務量の調査を実施し、適材適所になっているのか、再度見直しも必要であると思います。

施政方針において、町長はさまざまな施策や業務の遂行に当たっては、多様化する住民ニーズや地方分権に対応した行政推進を進めながら、行財政の健全化を図り、職員の資質向上と町民に愛され、時代に即した人材の育成に努めますと述べています。

I C Tの利活用も解決策であり、他の自治体でも利活用され成果も出ているようですので、これからの本町の意向について町長の御見解を伺います。

○議長（徳永留夫君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 大変申しわけないんですが、先ほどの津波対策について若干補足をさせていただいてもよろしいでしょうか。せっかくの機会でございますので。要望はしてるんですが、要望活動で「はい、わかりました」と、国や県が現状ではしてくれていない状況です。

それを御報告しないといけなかったんですが、もう1回、議員のほうから質問が来るかと思ってお待ちしていたんですが、ちょっと申しわけございませんが、津波対策について、大事なことでございます。説明をさせていただきたいと思います。

引き続き、行革の問題について、答弁をさせていただきますのでお願いいたします。

熊野漁港の周辺の海岸につきましては、河川、浜川の河口から河川熊野川の河口までの区間について、農地海岸保全区域としての町の管理区間が約333メートル、水産庁海岸保全区域としての県管理区間が624メートル、合計で957メートルとなっているのが現状でございます。

町が管理している農地海岸保全区域におきましては、防波堤の新設改良などを実施する際の補助事業につきましては、事業内容の趣旨では、農地保全に係るものとして沿岸域の農地とそこで展開される農業生産活動を守り、食料の安定供給の確保と安全の農村地域の形成を図るというのがございます。

町の管理区間は直近の背後地が雑種地となっておりまして、農用地としての利用がないものですから、保全する干拓農地まで約900メートル1キロ弱離れておりまして、事業趣旨に合致する要件に足りておりません。海岸保全施設による補助事業での実施、これは大変厳しい状況であるということでございます。

現在公表されております県の資料によりますと、南海トラフ地震による熊野海岸周辺の想定最高津波水位これは9メートル程度と想定されております。

現在の熊野漁港岸壁天端から約7メートルの高さの津波が予想されるということでございます。

前回の議員の質問に対しましては、本町で管理する区間での事業費試算で御提

示いたしましたとおり、堤防の中央高7メートル、この津波に対応する7メートルという想定は津波に対応する。もしくはその想定以上かもしれません。津波は。

とりあえずこの想定に対応する7メートル、地標高7メートルと防波堤を想定した場合、概算事業費で約8億円となり、この区域全体では約26億円以上の経費が見込まれるとされているところでございますが、これは令和元年度現在の事業費試算によりますと、本町の管理区間で約10億6,000万、区域全体では約30億4,000万の事業費となるようなことが想定されます。

事業実施には県道の付け替え工事であったり景観などを考慮しますと実現するには非常に厳しい現状ではないかなというふうに、県と協議をしながらも、私も認識をせざるを得ない状況にあるのかなというふうな考え方ではございます。

要請は続けていきます。が、現状の認識としてはそういうふうな認識を持たざるを得ない状況にあるということを御理解をいただきたいというふうに思います。

鹿児島県が策定した薩南諸島沿岸海域の海岸の保全基本計画によりますと、津波対策を講じるために想定すべき津波レベルと対策の基本的な考え方といたしまして発生頻度が極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす津波に対する対策としては、先ほど来、議員がおっしゃっておりますように、住民の生命を守ることを最優先として、住民の避難を軸にソフト、ハードの取りうる手段を尽くした総合的な対策を確立して被害の最小化を主眼とする減災の考え方に基づき、海岸保全施設等のハード対策によって津波による被害をできるだけ軽減するとともに、それを越える津波に対しては、ハザードマップの整備や避難路の確保など、避難することを中心とするソフト対策を実施していくこととしているということでございまして、現段階ではレベルⅡの津波の津波対策としての防波堤の整備計画は現時点では県のほうはないというようなことでございまして、最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く、津波高は低いものの、大きな被害をもたらす津波に対する対策としては人命、住民財産の保護、地域経済の確保の観点から海岸保全施設等を整備して、施設の効果が強く発揮できるような構造物への改良も順次していく計画であるということを県としては考えているようでございますので、このスピードがどの程度のスピードで行われていくのかというところは、まだ私どものほうでは断言できないところでございますが、そういうふうな回答をいただいているところでございます。

先ほど来、議員おっしゃいますように、町民の皆様の強い要望があるということでございますので、これは真摯に受けとめ、県への要望は続けてまいります。

当然のことだから。

しかしながら、現実的な県への要望活動としては、当然議員のおっしゃる7メートルを超える防波堤ということをまず最初には出しますが、当然、今、説明したような回答をいただきますので、最低でも毎年開催されております熊毛の土木事業連絡会などにおきまして、熊野漁港の台風の際に波が堤防を越えてくることがあります。これは私も見ております。これの対策のための消波ブロックの設置であったり、防波堤の改良延伸、港内の定期的な浚渫、漁港利用のバリアフリー化など、熊野漁港全体の整備について要望活動、これは続けておりますので、県

といたしましても、そういったところを熊野漁港の整備要望、施設整備の要望を重点的にやっていっていただけるという回答をいただいておりますので、ということだけ御報告をさせていただければと思います。

今後は係留施設等の整備も熊野漁港について行っていくという計画であるというお話もいただいておりますので、県有漁港は、熊野漁港だけではございません。浜津脇漁港もございますよ、というようなことも含めて要望活動はしっかりやっていきたいというふうに考えておりますが、議員のおっしゃる7メートルを超える津波をとめるような防波堤の設置ということは、現状では大変厳しく非現実的な要望であるということは認識していただきながらも、我々は7メートルを超える津波に対応できる防波堤を設置してくれという要望は続けてまいりたいというふうに思います。

以上です。

続きまして、行政改革の推進という観点でございますが、本町では定員管理計画、本町の定員管理計画に基づいて、職員数につきましては年次的に管理を行っております。

地方分権改革における権限移譲などによりまして業務量が大変増加傾向にございます。また住民サービスの向上、また多様化する住民ニーズへの対応などを考えるときに現状の機構組織体系では、現状にそぐわない部分も見られるということで、平成19年度に機構改革を行っております。これから10年以上が経過しております。本町を取り巻く情勢も日々変化してきております。そのような現状を踏まえ、平成30年度から令和2年4月実施に向け、機構改革の準備に取り組んでいるところでございます。

これまでの経過を御説明いたしますと、中種子町例規集の管理を委託しております株式会社ぎょうせいというところがございます。

そこと業務改善計画策定業務委託を平成30年12月に、議員御存じだと思いますが締結しております。その後に実施に向けた今後のスケジュール方向性などの基本的事項について協議を行ってきているところでございます。

年明けには係長を中心とした推進委員会を開催して取り組みの概要などについて説明を行い、情報の共有と意識の統一を図ったところでございます。2月から3月にかけては、業務の現状を把握することが重要でございますことから、各課各係、個人の現時点で対応している業務について、年間の業務量、これを細かく調査しまして、役場全体の業務量の集計、これを行ったところでございます。

今年度につきましては業務量調査の結果を踏まえ、さらに細かく状況を確認するため、調査結果、事務分掌などを参考に各係ごとの聞き取り調査を実施します。

その後の調査内容を踏まえた業務改善計画案を作成した上で推進委員会、課長などを含め、内容の検討精査を行っていく予定でございます。

今後の検討精査の内容により、どのような機構改革となるかまだはっきり明確にはなっていない状況でございますが、今後将来の中種子町を見据え、また事務の効率化はもとより、より一層の住民サービスの向上を図るための改善計画を策定していく必要がありますし、そのように進めてまいりたいというふうに考えて

いるところでございます。

以上です。

○議長（徳永留夫君） 10番、日高和典君。

○10番（日高和典君） これからの本町の機構について、ただいま見解を伺いました。

大変運営の厳しい状況の中であります。職員の資質向上や効率的業務執行体系の確立、組織化が必要となってきました。総務省も地方公共団体が、自主的に適正な定員管理を推進することとしていますので、仕事の迅速化を図り、町民サービス向上に努めていただきたいと思います。

少子高齢化が進む中、2045年には人口が4,600人になるというデータもあるようです。ICTの利活用を図り、健全な財政運営をしなければならないと思いますが、人でなければできないことも多々あるかと思います。

こういう点も含め、今後行政を推進していく上で見きわめ、将来の中種子町の姿を想像して、機構改革に取り組んでいただきたいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（徳永留夫君） ここでしばらく休憩します。

再開をおおむね11時10分からとします。

-----○-----

休憩 午前10時55分

再開 午前11時06分

-----○-----

○議長（徳永留夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

副町長から発言を求められていますので、これを許可します。

副町長。

○副町長（松原孝三郎君） 先ほどの検討委員会の中に、議員が入ってるかどうかということでございましたけれども、2名入っておりました。

訂正しておわびを申し上げます。

○議長（徳永留夫君） 一般質問を続けます。

次に、1番、浦邊和昭君。

〔1番 浦邊和昭君 登壇〕

○1番（浦邊和昭君） 私は、農業施策について質問をさせていただきます。

まず初めに、近年のキビ、芋作の不作の要因は、自然災害等多数考えられますが、一つの大きな要因として、長年にわたる地力低下が別紙のような理由により上げられると思います。資料をごらんいただきます。

先にお断りしますと、上からまいりますと、カンショ交付金。19年度より、御存じのように、品目別経営対策のために、その前ですので、合算した形の平均単価です。それ以降、20年度よりは、原料代を除いた交付金だけの計上となっております。下から3番目の作付面積においては、産業振興会の資料に基づいて作成させております。

その中で、葉たばこ面積は除かれておりますけれども、その理由としましては、

その下の化成肥料、鶏糞、その数字に、葉たばこは耕作名等で全て行われますので、省かせていただいております。

残念ながら、その前の平成 10 年のこの肥料の計算方式も欲しかったんですけども、農協の統合関係でこの 22 年が限度となりました。

非常に残念なところでしたけども、御協力に深く感謝いたします。

そこで、ご覧のように年々、年々といいますか、2 年しか施用料の計算が出ておりませんけども、化成以上の多様化の傾向にあります。

当然そこに単収は増えていいはずなのに、残念ながら、ご覧のように、芋にしても、キビにしても、やはり減少の方向に入っております。

これについてまず町長の考えをいただきたいと思います。

お願いします。

○議長（徳永留夫君） 町長。

〔町長 田淵川寿広君 登壇〕

○町長（田淵川寿広君） 私の考えについてというところの御質問でございますが、ここ数年来、台風等、自然災害などによる単収の減というのは十分認識しておりますつもりでございます。

地力低下ということが大きな要因になっているのではないかなというようにことではないかと思いますが、確かにそれは大きな要因の一つではないかと私も考えているところでございます。

以上です。

○議長（徳永留夫君） 1 番、浦邊和昭君。

○1 番（浦邊和昭君） 同じ考えで大変うれしいです。

ただ、私がまだ言いたいのは、化成の多様化、これが進むと、当然農家のコスト高にもつながりますし、いろんな面で農家の経営の圧迫になってきます。

この見直しというのが非常に私は大事なところでないかと考えるわけです。

地力というのは、回復というのは、ほんの 2、3 年でできるものでなくて、長年にわたって私たちは取り組まなくてなりません。

その中で、ぜひ指導業務、そういったものの中に堆肥の投入とか、そういったものをいただきながら、これに取り組んでいただきたいと考えるわけですが、そうした計画等というのは御存じございませんでしょうか。

○議長（徳永留夫君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） ここ数年の不作の要因については、先ほど来申し上げておりますように、いろいろ考えられるところでございますが、先ほど申し上げましたように、地力低下、これは大きな要因であると考えます。ここ数年のサトウキビ増産基金事業などによりまして、土づくり対策として、新植に堆肥散布、深耕作業、土壌改良資材散布、また、株出しに土層改良資材投入を実施しておるところでございます。

天候不良や台風襲来などでなかなか収量が上がらない状況が続いておるところでございますが、完熟堆肥を投入し有機物の活性を図った上で化学肥料を散布することで、効率的な土づくりができるのではないかなというふうに考えていると

ころでございます。

しかしながら、農家によっては自分の畑がどのような状態なのかわからないまま資材の投入をしている農家もいらっしゃるようでございまして、化学肥料の投入のみで、土づくりというものが実際できていない状況が見受けられるのではないかとというふうな判断を私はしているところでございます。

昨年実施しましたサトウキビ生産性向上支援事業で土壌診断を実施をして分析結果を各農家に通知しておりますので、土づくりの参考にさせていただきたいと思うところでございます。

完熟堆肥は価格が高く、基金事業の補助等がないとなかなか投入できない農家も多く見受けられますので、そういったものを安くできないかというのを、例えば、検討しているところでございます。

以上です。

○議長（徳永留夫君） 1 番、浦邊和昭君

○1 番（浦邊和昭君） さらにありがとうございます。

やはり、問題の土づくりの1 番の基礎はやはり堆肥から来るんじゃないかと思っています。

それもキビには増産基金事業がありまして、それなりに安価で散布までしてもらえるそういった事業ございますけども、他作物においては、約、キビの倍、倍まではいきません。キビと同じぐらいの面積以上が他作物になるわけですから、そういった面でもっと堆肥というものに力を入れてもらえたらなというふうに思っているわけです。

町長の考えの中にもそういった計画があるように伺えますけども、これはやはり早急に手を打たないと。1 年でも早くそれに取りかかっていただいて、対策に取り組んでいただきたいと思いますと思いますけども、そういう急ぐ考えというものはございませんか。

○議長（徳永留夫君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） この堆肥というものは、堆肥を入れればよくなる。という一言では片づけられない問題であって、堆肥も生堆肥があったり、完熟堆肥があったり、完熟堆肥によっても、60度まで温度が上がってるもの、80度まで上がってるもの、いろいろございます。そういったこともしっかり勉強しながら、現在ある農協の堆肥センターなどをもし利用できるものであれば有効活用して、地元畜産農家の牛ふん、またサトウキビのケーキなどを利用して、安く販売できないかという協議をしているところでございます。

また堆肥の需要というのは特にサトウキビ、カライモ植えつけ、その前に需要が集中します。御存じのように。堆肥が不足しないように、農協の堆肥センターなどに、ストックできるような形ができればなという考えるところであります。

本町の作付面積の比率で計算したときに、町内の畜産農家から排出される堆肥のみではとても賄える量ではないというふうな判断をしておりますので、当然、島外からの完熟堆肥の搬入も必要であろうというふうに考えています。

この島外から持ってきたものと島内のいわゆる生堆肥を混ぜて、またさらに完

熟させていくようなことができないのかということは今検討しているところでございます。

そして尚かつ、大規模農家の皆さん方におかれましては、自分で散布もできたりとか、そういう機械を持っておられたりとか、そういったこともあろうかと思いますが、やはり 1 町歩から 2 町歩程度の小規模のサトウキビ農家、でん粉原料用甘藷農家の皆さん方におかれましては、散布までを委託しないといけないような状況ではないかなということで把握をしております。それを解消するために、小袋でその完熟堆肥の散布ができないかというようなことも含めて検討して、要するに作付け例えばサトウキビで言いますと、新植する時期というのは、その時期で、ほんのひと月間ぐらいの期間しか適期というのではないのではないかなというふうに考えております。

適期に畑が土づくりができ上がったところに、新植していく。ということがとても大切なことで、それをやることによって化学肥料の投入の抑制にもつながっていくものではないかというふうに考えているところでございます。

そういったことも含めまして、島外からの堆肥の購入につきましても、調べますと、運賃の占める割合が大変高うございまして、そういったことも含めまして、いわゆる特定有人国境離島の地域社会維持推進交付金などに、こういった堆肥の堆肥であったり、化学肥料、そういったものの移入に関しましても、こういった措置がとれないかということも含めて、国や県に働きかけてまいりたいというふうに考えております。

今現時点では、試験的に令和元年度にその堆肥の実証試験をやってみようというふうに計画を進めてございます。

中の設備につきましても、今農協等含めて検討しているところでございます。

県の事業等を使いながらの試験になろうかと思いますが、そこら辺も、県と協議をしながらしっかりやっていきたいというふうに考えております。

議員のおっしゃる堆肥の大切さというのは十分認識しているつもりでございます。

あと適期に土づくりをしていく、適期に植えていくということで、茎長、茎数、そういったものが改善、より改善されるのではないかなというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（徳永留夫君） 1 番、浦邊和昭君。

○1 番（浦邊和昭君） 確かに、町長のおっしゃるとおり、ありがとうございます。

しかしながら、キビにおいては、先ほど言いましたように、増産基金事業がありますから心配ないことだと思いますけれども、他作物においては、農協の行っている堆肥センターの堆肥では散布まで、当然言われましたように、なかなかできかねておりませんし、非常に高いというふうな印象があります。

そこで、堆肥の材料となるものと言いますけれども、畜産農家もたくさんいますけれども、やはり、サトウキビの、最近のはかま等を焼却しないような運動とか、そのようなものも聞かれますし、そういったものの利用とか、そういったもので

何とか他作物にも十分行き渡るようなやり方の堆肥センターの設置というものを急いでほしいと思いますけれども、ぜひこの点なんかをお約束ごとできませんでしょうか。

○議長（徳永留夫君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 御存じだと思うんですが、このサトウキビの基金事業、これの発動というものは、サトウキビの不作、何らかの原因によって不作によって、見込みの数字が幾ら以下であれば基金の発動します、ということでその基金を使っている事業ができるようになっております。ですので、毎年基金があるわけでは、基金の発動があるわけではないんです。もう要するに、平均単収が8トン以上、糖度が13.5度以上、基準値と糖度以上の場合は、この基金の発動がなされません。

そうなりますと当然他作物と同じ金額で堆肥を投入していくということになるということを御理解まずいただきたいというふうに思います。

あくまでも今事業で、基金事業で導入している堆肥等に対する助成ってというのは、基金事業が発動されたときのみということで御理解を賜りたいというふうに思います。

当然のことながら、完熟堆肥の高性能な土をしっかりと良好な状態に持ってこれる品質の堆肥を投入することによって、当然単収は上がってくるものと我々は見込んでいるところでございますので、当然のことながらしばらくは何らかの対策が必要になってくるとは思います。当然、単収が伸びてくれば、ある程度の金額で農家の皆さんもそれを購入する意欲がでてくるものではないかなというふうに考えるところでございますが、当初、そういったものが事業にのせかけたうちは、まずお試し期間というのも必要かと思っておりますので、そこら辺では、皆さん方のまた御理解をいただきながら、サトウキビに限らず他の品目につきましても、その堆肥の生産堆肥の購入というようなところで何らかの措置ができればいいなとは思っておりますが、現状ではそういう効果的な堆肥の生産が、本町においてできるのかどうかというところの、今試験的なことを考えているところでございますので、今の時点でそのものがどうなるかということも含めまして、今どうするかというお約束というところまではできかねない状況ではございますが、議員おっしゃる堆肥の問題というのは十分重いものだというふうに認識をしておりますので、しっかり実証検証してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（徳永留夫君） 1番、浦邊和昭君。

○1番（浦邊和昭君） 増産対策事業のあり方というのは、確かに私もあまり考えていなかったんですけど、しかしながら、この平均を見ても、ここ6年あるいはさかのぼると、もうちょっと前8トンという数字はとて出ないわけです。5トン6トンの世界です。7トンが時々あるぐらい。

こういうところから見ると、今の増産対策基金事業というのは、今後もぜひ取り入れていただくような方向で一生懸命町長には頑張ってください、堆肥センターの早急な開設というのをぜひ心がけていただきたいと強く要望いたします。

ところで、次の質問に入ってよろしいでしょうか。

同じく、キビ、芋作の不作についてでございますけども、町長は施政方針の中で、キビ芋などの不作による影響の回復に努めることが急務であり、各種事業を導入し、農業振興を図るとあるが、交付金の大幅アップこそが中種子町全体にとっても生産農家にとっても最速の方策と考えます。

1市2町もちろんのこと関係市町や県と連携し、国等関係機関への要望はできないでしょうか。

お伺いいたします。

○議長（徳永留夫君）町長。

○町長（田淵川寿広君） 施政方針の中でキビ、芋などの不作による影響の回復に努めることが急務と申し述べておりますが、各種事業導入して農業振興を図っていききたいというようなことでございまして、これの中にも含まれるのが、先ほど申し述べました堆肥等の研究であったり、そういったことも含めて、またサトウキビの増産基金事業の発動もあります。それ以外にも、町単独でのいろいろな対応、予算措置もさせて、皆様方の御協力をいただいております。

そういったことをしながらも、単収をあげていく。収量を上げていく施策を持っていく必要があるというふうに考えておりますので、御理解を賜ればというふうに思います。

農業の町という私の認識でおりますので、農業が振興され、農家の皆さんがやはり活性化することで、町自体の商工業含め、全体的な活性化が図られていき、またそういったものが観光産業にも波及していくものではないかというふうに考えておりますので、ここはやはりこの農業の町としては何をしていくべきかということをしつかり考えながら進めていく必要性はありますし、そういったものの予算措置に関しましては、議員の皆様方の御理解を賜ってまいりたいと思うところでございますので、御協力方よろしくお願い申し上げます。

また、交付金の大幅アップというのは本当にそのごとくでございます。

交付金が、トンの5,000円、1万円上がれば農家は本当に楽だと思います。それは十分わかります。これはあの、町で交付金を上げるというのはできないわけございまして、それと、かわりにこういう低単収低糖度、当然増産基金も発動されているので、また新植もふやしてもらいたいのだというなことで、新植事業に対しての予算措置をさせていただいているところでございます。

町としては、議員の皆様方が一体となって、キビ振興には、キビや芋の振興にはお力をいただいているのではないかと考える中でございます。

若干説明をさせていただきますと、サトウキビ、でん粉用甘藷の交付金については、議員も御存じだと思いますが、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律、これで取り決めがされておるところでございます。

この法律は輸入に係る砂糖及びでん粉などの価格調整に関する措置、甘味資源作物及びでん粉原料用芋及び国内産でん粉についての交付金を定めることにより、甘味資源作物及びでん粉原料用芋に係る農業所得の確保並びに国内産砂糖及び国内産芋でん粉の製造事業の経営の安定その他関連産業の健全な発展を通じて国内産糖及び国内産芋でん粉の安定的な供給の確保を図り、もって国民生活の安定に

寄与することを目的とするとなっていて、いるところでございます。

また、砂糖調整基準価格でございますが、輸入にかかわる砂糖の価格がその額を下回って低落した場合による甘味資源作物の生産の振興及び国内産糖の製造事業の健全な発展に及ぼす悪影響を緩和するため、輸入に係る砂糖の価格を調整することが必要となると認められる価格として、甘味資源作物が特に効率的に生産されている場合の生産費の額に国産糖が特に効率的に製造されている場合に要する費用の額を加えて得た額を基礎として粗糖国際価格の動向を考慮して、定める額を基準として粗糖の輸入価格に換算して定めているところでございます。

砂糖調整基準価格は内外の砂糖の需給事情、物価、その他の経済事情に著しい変動が生じ、または生じるおそれがある場合において必要があるときは、改定することができるというふうになっているのが現状でございます。

このように交付金については国内外との粗糖国際価格の動向及び輸入価格による関税の問題もございまして、大幅なアップというのは、現状では大変厳しい状況である。というふうに私どもも認識をしております。

そういった中身については詳しく我々も説明をされる中で、現状として、ただ単に交付金のアップをお願いしますということは正直言えないような現状でございます。

しかし、国は、農家を守っていくために、農家は守らないといけないという立場から、サトウキビ増産基金、これも国の予算でございます。これを積み立てて、なおかつ、その他の各種補助事業などを多岐にわたり実施をしていただいております、農家の所得安定に努めております。

現状としては、交付金がこれ以上下がらないように、関係機関に一生懸命お願いを現状ではしているところでございます。

あと、各種補助事業を利用できるものはなるべく利用して、農家の皆さん方の負担を少しでも軽減するよう努力をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（徳永留夫君） 1 番、浦邊和昭君

○1 番（浦邊和昭君） 丁寧な御説明ありがとうございます。

確かに、この交付金につきましては、詳しくは知りませんが、そういったことを私どももわかっております。

しかしながら、今ここにおいて、機械化が進む中、あるいは、高齢化の中、そしてまた生産意欲が少々落ちている中、そういった中で、何が必要かといえば、やはり生産意欲を高めるためには、所得のアップです。所得率のアップです。

そのために、いろんな事業と申されますけども、その事業というのは正直言って大変感謝しております。しかしながら、助かっております。

でも私たちの農家の所得には直接かかわっていないです。正直なところ。

その所得のアップこそが私たち農家の今望むところでして、そこにはいろんな農家の思いといいますか。汗を流した、流す分、それが私たちの所得に直接つながってほしいとか、ただそれだけの願いではなくて、私たちの暮らしというもの

が今のままでは将来に向けて農家は後継者も思うように育たない。そんな生活の将来的な姿というのは余り考えたくないところです。

やはり町長がここはとても無理という言葉でなくて、私たちの町の代表者ですから、一つ、他の市町村や沖縄、そういったところにもいろんな形で呼びかけながら、これが、交付金のアップというものを、何とか取り組んでいくような方策はないものか。

もう一度考え直してみてもいいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（徳永留夫君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 先ほど来申しておりますように、交付金が上がればありがたいことだというふうに思いますので、そういった意味では、議員も御存じのように、国会議員の先生方何人も、この不作に、サトウキビの不作についてここ何度も来られております。

そういった中でも小出しではあるんですが、要望といいますか、こういったのはどうなんでしょうかっていう話をしますと、君はあのこの砂糖の糖化調整法であつたり、さまざまな今国が、農水が行ってる、いろんなことを理解しているのかという事まではっきり言われます。

それだけ国も一生懸命やっていたいているということ。まずは御理解いただきたい。当然のことながら要望すればいいというものではないんです。僕はそう思います。

国が今していることをしっかり我々がしっかり噛み砕いて農家の皆さんがしっかりそれを使ってしっかり所得を上げていくことがまず先決事項であり、当然交付金を上げる、上げていく、ほしいという要望は片隅でちょろっということはできるかもしれませんが、それは1市2町もしくは、鹿児島県全体、県の農政部とも一緒に国にお願いに行きましょうと言ってもこれは間違いなく却下されることではないかというふうに、現実はどうだということを議員にも御理解をいただいて、農家の皆さんにもその旨しっかり、現状の交付金に対する考え方、各種事業に対する考え方、そういったものを御理解をいただければというふうに考えます。

あくまでも、昨年度より、町単独事業により、サトウキビの新植事業補助、それから生産支援、補助、そういったのも少なくとも農家の皆さんには直接届いているはずで。それは、当然御理解いただいていると思います。

これは議会の皆さん方が御協力をいただいて、大変な時期だから、これはしっかりしないといけないということなんです。それで御理解をいただいて事業をやっているところでございます。

ですから、要は、当然そういった要望事項私も頭の中に入れておきます。可能性があれば、そういうチャンスがあれば申したいと思います。

しかしながら、財務省との農水省とのやりとりの中では、サトウキビだけなぜこんなに事業を出しているのかというようなこともあるように聞きます。

そういったところを含めると、現状としてはこれ以上交付金が下がらないようお願いをまずすること。

そして、我々、中種子町、そしてまた、中種子町の農家の皆さん方もより一層の自助努力、そして、先ほど議員がおっしゃるように堆肥であったり、要因、不作の要因を一つずつ消していく努力。これが自治体を中心となり、議員の皆様方とともに、解決していく。1番手っ取り早い対策、ではないかなというふうに考えるところでございます。

あくまでも交付金をとというのは、私としては、現状としては、ほかの首長さんたちと一緒に交金金を上げてくれというお願いは、今は正直できないような現状である。ということだけ御認識いただければと。言う分は簡単です。いいと思いますが、それが結果として、どういうふうになっていくかということを考えたときに、なかなか軽々にそういう要望を出せる状況ではないということをお理解いただければと思います。

○議長（徳永留夫君） 1番、浦邊和昭君。

○1番（浦邊和昭君） 先ほどの資料もごらんいただきたいように、20年たっても、30年たっても、100円も上がっていない。100円もし上がったとしても、100トンとる人が1万増になるだけです。

今では、芋にしては、何十円の世界、サトウキビにしても、わずか何百円の世界、これで農家というのは今、何を1番望んでいるかというのは、先ほど言いましたように、交付金のアップです。

それは確かに町長の言われるように、とても難しいことだったということだということはわかりますけども、私どもはそれを、あえて臨んでいただく町長であってほしいというふうに強く望みます。

そのことに、私どもは期待しながら、残念ながら今回はこれで質問を閉じます。以上です。

○議長（徳永留夫君） ここでしばらく休憩します。

再開をおおむね13時10分からとします。

-----○-----  
休憩 午前11時38分  
再開 午後1時00分  
-----○-----

○議長（徳永留夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に8番、下田敬三君。

〔8番 下田敬三君 登壇〕

○8番（下田敬三君） 平成最後の4月の月に議員選挙に望み、3度目の挑戦となりました。そして本日令和に入って最初の一般質問ができることをうれしく、また緊張もあるところです。

第2回定例会の初日11日に町長から議員に対しまして、当選の祝福の言葉をいただき、また町長も、幸いにも無投票であるが、2期目の町政に励むと挨拶がありました。

しかし、町長は選挙カーによる初日の選挙運動に10台前後の支援者の車を引

き連れて回っていたことに、町民から無投票だからまるで前祝いのようにお祭り騒ぎをしているみたいだという非難の声が上がっておりました。

町長の意志ではなく、取り巻きの支援者や後援会の動きだったかもしれません。

しかし、そのことが、その後の議員の選挙運動に、警察から選挙カーは1台のみと説明していたのにと選挙管理委員会を通して厳しい警告とまではいきませんが、注意を受けました。私は3日間、1台のみでしたが、このような警察からの指導は過去にはありませんでした。

今回の議員選挙は4名の候補者がこの場に入ることができない厳しい選挙でした。まるで警察の監視下にあるようで、ほかの候補者も水をさすような運動になり、つらい思いもあったと思います。

どうか町長はおごることなく、1期目以上に町政に真摯に臨んでいただきたい。それでは通告しております施政方針について3点質問いたします。

まず初めに、サトウキビについて質問します。

基幹作物のサトウキビについては、ここ数年、面積、収穫量ともに減少が続く中でも、国県そしてほかの自治体を大きく上回る町単独事業を展開しながら、農家のやる気度アップを応援しております。

特に中種子町は、単独事業をこのように、財政的にも厳しい中で、補助事業を続けなければならない現状です。

施政方針に、町単独、県営事業等によりキビ作の振興を図るとありますが、具体的な事業展開の説明を求めます。

あとは質問席で行います。

○議長（徳永留夫君） 町長。

〔町長 田淵川寿広君 登壇〕

○町長（田淵川寿広君） 事業展開の説明を求めるといことでございますが、その前に、4月の統一地方選で、私の陣営が車を10台連ねて選挙公報をしたといことでございますが、10台という事実はないといことを確認しておきたいと思ひます。

確かに前後に台数はあったかもしれませんが、10台といことは事実ではないといことをまず議員のほうに確認させていただきたいと思ひます。

そういった点で若干多かつた車の台数によって、町民の皆様に迷惑をかけたといことであれば真摯に受けとめ反省すべきことだといふふうに認識をしております。この場をお借りしておわびを申し上げたいと思ひます。

令和元年度のサトウキビの振興につきましては、町単独事業として、採苗は用原種苗供給事業で二芽苗が126万本分、地力増進対策事業で深耕作業、土壌改良資材を150ヘクタール、収穫コスト支援事業で4月分収穫量に対しまして1トン当たり510円、増産支援緊急対策事業で昨年の夏、秋植え、ことしの春植えに対しまして、10アール当たり1万2,000円の補助を計画しているところでございます。

次に、県単事業として、優良種苗供給確保事業3.5ヘクタール分、機械導入等支援事業で8生産組合3法人に乗用管理機及び全茎式のプランター、ハーベスタ

一機能向上など、また、国の直接採択事業として、ハーベスターのリース事業を計画しているところでございます。

またソフト面におきましては、サトウキビの生産性向上に向けた取り組みとして適期適切な植え付け管理作業を行うための自宅体制の仕組みづくり、土づくりの推進及び優良品種の普及、TOPS3,000の活動を促進して、地域の特性を反映した農業経営体系を踏まえ、生産施設等の整備、省力化や環境に配慮した技術の普及を進めるとともに、高品質低コスト生産性の確立のため、種子島地域で取り組む計画でございます。

またサトウキビのハーベスター、また大型運搬車両の出入りを考え、農道網の整備、そういったものも、今期しっかり進めていく計画でございます。

以上でございます。

○議長（徳永留夫君） 8番、下田敬三君。

○8番（下田敬三君） 先ほどの10台で回ったということじゃなくて10台前後ということで、私も直接数えておりませんので、人のいうことを聞いて喋ったことで失礼しました。

中種子町が、昨年度から1億近い単独事業を実施してほかの近隣の市町に比べ、ほかの市町がうらやむような事業を展開していることで私も感じ取っております。

作付面積、栽培農家の減少が依然としてずっと下がっております。

私が一般質問のおり何回も言ってきておりますが、中種子町だけ頑張っても、西南がどういう方向になっていくかという問題でありまして、いつか中種子町も力つくことにもなりかねません。財政的にですね。

だから私はいつも種子島1市2町でサトウキビについて、真剣に意見を出し合い、補助事業のすり合わせも含め、所管課や課長に任せきりでなく、我々議会も含め農協、新光糖業等関係機関で協議する場をつくるべきではないかと私は思います。町長はどのように思われますか。

○議長（徳永留夫君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 種子島地区の糖業振興会を含め、生産者の皆様方とも、当然意見交換をしながら、また1市2町首長、担当課長、相まつの会議等は、再三にわたり開いているところでございます。

そういった中で意見集約をしながら、また先ほど要請活動という話が出てまいりましたが、こういったものに関しまして、基金事業の発動の時期的なものによって、なかなか有効活用できない事業もあつたりするということで基金事業の早期の発動のお願い、そういったものも含めて、随意会議等も開きながら行っているところでございます。

出はなといたしましては、町単独での単独市町単独での事業としては中種子が先行しましたが、今年度また来年度に向けて、西之表市、南種子町も、ある程度足並みがそろってくるものではないかというふうに考えておりますし、それぞれの首長さんたちもサトウキビ、でん粉用甘藷等の基幹作物に対する危機感というのはしっかり意識は共通認識として、理解できているというふうに考えております。

○議長（徳永留夫君） 8 番、下田敬三君。

○8 番（下田敬三君） 今ずっと、面積、収量は別として面積が依然として下がっております。

どこかで1回足をついて、跳び上がるようなこういう形をとっていかないと、いつまでもいつまでも海底の中に沈んでいくようなことでは大変心配ですのでどうか、町長も言われたように、首長等も一緒に話をさせていただいて、何かと前向きな方法になるようにするべきではないかと思います。

二つ目に子牛損耗について質問をいたします。

畜産については、地域防疫対策の連携強化を図り、子牛損耗防止対策を推進するとありますが、その内容と子牛の事故等を含めて現状はどうか、説明を求めます。

○議長（徳永留夫君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） サトウキビ、でん粉原料用甘藷などの作目が大変不作が続いている中で、現在、畜産業については、堅調な安定取引が続いておるところでございます。

特に肉用牛の肉用の子牛の競りにつきましては、継続して、若干の上げ下げはありますが、高値で安定して推移をしているところでございます。

この推移を維持するためにも、今だからこそ、こういういいときだからこそ地域の家畜自衛防疫体制を強化していく必要があるというふうに考えております。

これに関しましては、中種子町家畜自衛防疫協議会を中心に、ワクチン接種事業や家畜衛生指導などを行いながら、現在、東海地方で継続して発生している豚コレラであったり、近隣諸国で発生している口蹄疫など、海外悪性伝染病の種子島管内への侵入防止のため、種子島家畜衛生連絡協議会と連携し、畜産関係車両を中心に、西之表港に設置している消毒液ゲート利用などを徹底を呼びかけているところでございます。

これに関しましては、口蹄疫とか、そういった疾病がもし県内、種子島に入ってくることになれば、全頭殺処分というような事も想定した中で、強い危機感を持って対応していくべき問題ではないかというふうに考えているところでございます。

そういう中で、そういった悪性の伝染病が今のところ侵入していないわけですが、引き続き徹底した防疫体制を整えていく必要があるのは当然のことですが、平成 23 年度時点において種子島管内の子牛の死亡頭数、これが 300 頭を超えている現状でございます。

死亡要因の 8 割、これが呼吸器病及び消化器病などワクチン接種により予防可能な疾病であったことから、23 年の 10 月より管内家畜獣医師の協力のもと、分娩前の親牛や出生後の子牛へのワクチン接種を行った農家に対し助成を行う子牛損耗防止対策事業を開始し現在に至っているところでございます。

内容につきましては、ワクチン1回当たり3分の1以内の助成を行っており、当初は3種類のワクチンを肉用牛飼養農家限定で実施しておりましたが、疾病の多様化と農家の要望などを踏まえ、現在では6種類までふやし、乳用牛飼養農家

も対象として実施をしているところでございます。

接種率についても多頭農家を中心に利用が多く、肉用牛飼養農家に限ってですが、全体では 37%、30 頭以上飼育してる農家については 92.9%の実施率となっており、年々増加傾向にあるところでございます。

その効果は顕著でございまして、30 年度における子牛死亡頭数に占める呼吸器病及び消化器病を要因とする死亡割合は、35%程度まで減少してきております。

ワクチンを実施している農家からも重症化する子牛が減ってきているというような話も伺っているところでございます。

ただし現在でも本事業で実施しているワクチンだけでは対処できない、申請事情などにより、昨年度だけでも、本町で 205 頭の子牛が死亡しており、特に子牛販売を主とする肉用牛繁殖経営にとって経済的な損失、これは大変大きなものとなっているところでございます。

子牛の疾病につきましてワクチン接種だけで予防できるものでもなく、畜舎環境の改善もあわせて行う必要があるため、引き続き各関係機関及び獣医師と連携して飼養衛生管理基準の指導などを行いながら、家畜伝染病の侵入防止子牛損耗防止対策事業の利用拡大を図り、畜産農家の所得向上に努めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上、簡単でございますが、説明とさせていただきます。

○議長（徳永留夫君） 8 番、下田敬三君。

○8 番（下田敬三君） 先ほど町長も言われました子牛の死亡はほとんどが死産か出生後の病気が原因です。

平成 30 年度の共済組合への共済金支払い対象の子牛頭数は、熊毛管内で 538 頭です。

中種子町が、今町長が言って 205 戸、これについてはあくまでも共済に入っている頭数の農家さんの死亡の頭数ですので、もしかしたら、未加入の農家の子牛が死んでいる可能性もありますので、これよりちょっと多いかもしれません。

単純に競り価格を前の競りが大体平均 70 万円でしたので、熊毛管内で死亡した子牛が成牛になっておれば、3 億 7,600 万ぐらい。

中種子町で 1 億 4,300 万ぐらいの損失です。死亡したことによって。

また病気で治療した子牛の件数が熊毛管内で子牛の件数が 9,583 件、中種子町で 3,873 件と大変多く発生しております。

病気の中で 1 番多いのが死亡につながる腸炎や、呼吸器など消化器の病気が多いのが課題となっております。

獣医師は基本、病気の治療を仕事として専念します。

しかし、もちろん獣医師も治療も含め、予防的な指導もしておりますが、まず農家が率先して対策を実践し、役場、農協畜産課、家畜保健所など技連会等の指導支援が必要です。

しかし今中種子町には中心となる、農協の畜産課の技術員がおりません。

これらも含め、今まで以上に子牛損耗の防止にどう取り組むのか、答弁を求めます。町長。母牛は農作物で言えば畑です。畑と一緒にです。

どんなに、母牛が良くても、サトウキビ、甘藷と一緒に、子牛が生まれて競りに出さないと何の意味もありませんので、畜産はですね。

その辺も含めて、今説明された事業以上に何かする必要性はないか。

答弁をお願いします。

○議長（徳永留夫君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 今説明をさせていただきましたが、それ以外に農協の指導員の数の問題、民間事業所の中の経営の考え方の問題なので、我々が口を挟むことではない部分がありますが、確かにそこに依存していた部分もこの畜産関係では多いものがあるかと思いますので、本町でも全国に向けて、畜産関係の獣医師含めた指導能力のあるそれなりの学校等を出た職員の募集とかもかけながら、当然農業の町でございますので、そういったところでは当然農林水産省本省とも連携をとりながら、ことは今年度やっていきたいというふうに考えるところです。

これはまた次の議会でどうになりましたか、と言われてもなかなか即答できかねる部分ではございますが、そういったことも大事な要素になってくるのかなというふうに考えています。

先ほど、1回足をとめて、しっかりてこ入れをする時期ではないのかということとは私も同じ認識でございますので、そこら辺に関しましてはまた議員さん、議員の皆様の御理解とそこら辺、御支援を賜ればと思うところでございます。

具体的にどれをこれをというところはございませんが、今その農協の指導員の問題等含めて、そういったことでの補助事業の目的方、そういったところも含めて、しっかり県や国と連携をとって再度そこら辺を私どもやり直しの時期だと、てこ入れの時期だということを前面に要請をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（徳永留夫君） 8番、下田敬三君。

○8番（下田敬三君） 確かにある農協は民間の組織ということで町が口出しできることじゃないということは私もわかります。

ただ役場も私はいつも言うんですけども、専門的な担当が事務的なことでもですけど、やっぱり畜産は今1番大事な時期になっておりますので、なるべく損耗減らして、農家さんが潤うようなことになるにはやっぱりそういう専門的な技術員が役場の中にいても別におかしくはないと私は思いますので、9月に同じことを聞きません。元気であれば1年後ぐらいに質問させていただきます。

次に先ほど同僚議員からも堆肥について質問しております。

どうしようかなと思ってますけど、一応、町長も分けて、もしかしたら答えるかもわかりませんので、一応、通告どおりに質問いたします。

施政方針に畜産排せつ物の適正処理と堆肥の安定供給へ向けた調査研究を進めるとありますが、具体的な説明を求めます。

○議長（徳永留夫君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） はい、若干ダブるところがございますが簡潔に答弁をさせていただきますと、牛糞の適正処理という問題も含めまして、先ほどの疾病防止の観点からも、この牛糞の適正処理というのは大変大事な要素になってくるのか

なというふうなこともありまして、堆肥の安定供給、ここをあわせ持って、環境に配慮した処理を行い、適正に処理した牛糞で適正な堆肥を製造して、その堆肥を畑に還元していくシステムというのをできないかということで、今調査研究をしているところでございます。

先ほど申し述べましたように、本町の作付面積に対する必要堆肥の量というのは、本町の畜産農家が排出する生堆肥の量では足りません。

なので当然島外からの堆肥と混ぜ合わせてそれにバカスやケーキ等混ぜながら良質な堆肥ができないか、その堆肥の効果がその科学肥料の効能をしっかり引き出せるような要素を持っているのかということも含めながら、検討していきたいと思っていますところでございます。

具体的にはそういったところで進めていこうというふうに担当課と検討し協議を進めているところでございます。

○議長（徳永留夫君） 8番、下田敬三君。

○8番（下田敬三君） 今、農協の堆肥センターが肥育センターで堆肥の生産じゃないけども、一応、堆肥をまくような形でやっておりますが、まずその町長が言われる畜産排せつ物の適正処理、これは農家さんが始まりだと思います。

その堆肥センターを町でつくるとしても、その排せつ物をどうやって町の堆肥センターまで持ってくるのか。

他に何のどの原料を使うのかということ、大変一応問題点は多くあるかと、今調査研究だということ言われますけど、はっきり答えなくてよろしいんですけど、町単独の堆肥センターをつくる考えがあるのかどうか。

○議長（徳永留夫君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 新たに、堆肥センターを建設するとなると、町単独であろうが何であろうが、それなりの予算がかかります。

今私も考えているのは、今ある農協の堆肥センターの有効利用であったり、そういったところでコストを抑えて、イニシャルコストを抑えてすることで、そこに雇用もしやすくなりますし、堆肥の改修をするのか、もしくは生堆肥を持ってくれた農家に完熟堆肥を還元するのか、そういったことも含めて考えていく必要があると思います。

少なくともランニングコストに関しては、これは逆に言うと町民の農家の皆さんがサトウキビに限らずほかの作物で使える堆肥ができるようなイメージをしておりますので、これに関しては、その運営費の一部助成、そういったものもしながら、そこでプロパーでも雇用してもらって、雇用もつくり出し、そういったことも一つの公共事業の一環としてしていくような要素も必要なのではないか、それによって完全な安心できる堆肥を農家に供給、安くで供給できるシステムそういったものをつくるのが大事であるというふうに考えます。

そしてまた先ほども説明しましたように、トン袋で捲く堆肥だけではなく、20キロ入りの袋に入れた完熟堆肥を個人の各家庭には、いわゆる荷重トラクターが各家庭には、農家にはあると思いますので、これで散布できるような堆肥の供給することで、時期を逃さない土づくりができていくものではないかということも

含めて検討させていただきたいというふうに考えております。

○議長（徳永留夫君） 8番、下田敬三君。

○8番（下田敬三君） 酪農家で個人で堆肥に乾燥させてやってる酪農家さんもおられますけど、そこはもちろん個人ですので、町が単独でまた先ほど言った堆肥センターをつくってということには予算的に厳しいということですが、肥育センターを補助して、何かと大方していくかそういうのもまた今後検討していただいて、どうしても堆肥は大事だということで、先ほどの同僚議員が話しております。

前からもそういうこと言ってる議員さんもおられますので、どうか、ぜひそういう方向性ですぐすぐじゃなくても、計画を立てられるようにしていただきたいと思います。

次に、施政方針についての質問は終わりました、最後に、産業廃棄物の処分施設について質問いたします。

平成 29 年 4 月 1 日に今既存の産廃事業者と産業廃棄物の搬入を島内から県内に変更し、県の許可も受けた中で、町長はその事業者と協定を結んでおります。

協定期間を令和 2 年 3 月 31 日までの 3 年として、協定書で結ばれている搬入体制、犬城川の水質検査、環境保全等の報告が定期的に報告するという事となっております。

稼働状況を含め、その報告の説明を求めます。

○議長（徳永留夫君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 平成23年 8 月に鹿児島県から産業廃棄物処分業の許可を受けた安定型最終処分場につきましては、同年12月から安定 5 品目の受け入れを行っておりますのでございます。

営業開始から平成 28 年度まで、島内の産業廃棄物のみの処分を行っていましたが、県内の廃棄物も受け入れを行いたい旨の意向により、中種子町と締結している協定書の変更の申し入れがあったところでございます。

町といたしましては、会社側が町の要請により住民に対する説明会を実施していること、これまでも安定 5 品目以外の廃棄物持ち込みがないこと。月 1 回の水質検査や県の実地検査においても異常は見られないことから、平成 29 年 4 月に新たな協定書の締結を行ったところでございます。

営業開始から平成 30 年度までの埋立実績は 3,719 立方メートルとなっておりまして、立方メートルというわかりにくいので、3,719 m<sup>3</sup>。となっており、協定の変更後の埋め立て量でございますが、2,365 m<sup>3</sup>でございます、そのうち島外の廃棄物は 1,502 m<sup>3</sup>となっているところでございます。

変更後の協定書により、事業者は廃棄物の搬入を午前 8 時から午後 5 時までと制限し、運搬車両の通行は夜間は絶対行わないことなど搬入時間の遵守に努めており、また水質の検査につきましては、年 1 回国の定める水質検査の方法により、処分場周辺の地下水、浸透水の水質検査を月 1 回の浸透水の水質検査を実施しておりますが、鹿児島県環境技術協会の検査結果に基準値を超える結果は出ておりません。

地下水及び浸透水以外でも、犬城川支流の水質検査を実施しており、いずれも

異常な数値は検出されてございません。

なお、月1回の浸透水の検査を行う際の試料採取は福祉環境課職員立ち会いのもとで行っているところでございます。

県におきましては、独自の水質検査、県独自の水質検査、これが許可事業主体としての検査となろうかと思えます。

独自の水質検査を年1回委託した検査機関と試料採取し実施しているということですが、この検査においても基準値を超える検査結果は出ていないと、熊毛支庁で確認をさせていただいているところでございます。

以上です。

○議長（徳永留夫君） 8番、下田敬三君。

○8番（下田敬三君） 許可、協定を結ぶ段階において以前から住民に説明をしたということで、理解を得られたのかと言われれば、100%無理でしょうから、それはそれとして、私たちも議員でその施設に視察というか行って、きれいにして、大丈夫だなという感覚ももったんですが、引き続き、町民に何か不安なことがないように努力していただきたいと思えます。

現在国内では、東日本大震災初め熊本大震災他西日本大水害、ここ10年の中ですね、次々に大きな自然災害に見舞われております。

その中から発生する土砂や瓦れきなど多くの廃棄物が行き先がなく、国、自治体も苦慮している現状です。

またそれ以外に日本の企業や工場から出る産業廃棄物が年間4億トンを超えて年々増え続けているそうです。4億トンと聞いてどれぐらいの、全くわかりませんが、そういう数字が出ております。

一般廃棄物の処理は自区内処理が原則なので市町村に責任があります。

町のごみは町で、島内のごみは島内で処理という姿勢で中種子町は今までできております。

一方、産業廃棄物の処理は全国どこでも良いことになっておりますので、日本の産廃処理場のほとんどは、過疎化の進んだ農山村に押しつけられております。

10年ぐらい前だったんですが、東京都のごみを群馬か栃木か山奥に工事が進んだ中で、町民にその県のその近辺の人などに説明がないということで、急遽と東京都から職員が出向いて説明の中で、絶対安全ですから、きれいな泥ですからということで言ったら、住民の方が、そんな安全できれいな泥だったら東京都庁の前に捨てろ、といったことを私は思い出したんですけど、離島もその中の対象候補にもなりかねないと思いますが、今度は中種子町、種子島に第2第3の新規産廃業者の参入動きが見られた場合、町として町長としてどのような対応ができるのか、答弁を求めます。

○議長（徳永留夫君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び鹿児島県産業廃棄物等処理に関する指導要綱により、産業廃棄物、産業廃棄物処理施設のことだというふうに思いますが一応確認でございますが、指導要綱によりまして産業廃棄物処理施設設置を行おうとするものは、許可の申請の前に処理施設設置等事前協

議書、当然ここ議員御存じだと思いますが、念のため、知事と協議を行う必要があります。

日本全国どこでもいいと言うのは、どっからどこに持ってっていいというものではなくて、その持っていく処分場を建設するところの知事のまず、許認可になる。というところでよろしいですかね。そういうところで知事と協議を行う必要がございます。

知事は市町村長に対しまして事前協議書の写しを送付しまして、生活環境の保全の見地からの意見を聞いた上で、処理施設の設置により生活環境に影響が生じる地域や関係者を決定する必要があるなど、市町村長や住民の意見を段階に応じて聞く必要があるという要綱になっているところでございます。

また設置予定者につきましても、市町村長及び関係者との協議や関係地域内での説明会の開催も必要となり、許可申請に至るまでも多くの手順を踏む必要がございます。

新たに産業廃棄物処理施設設置の意向があった場合でも、事前協議の段階から町へ意見が求められますので、その際に関係する地域の状況や地域の方々の意見を踏まえて意見書を送付することになるのではないかと思います。

また説明会を開催した後の関係者意見報告書でも、より具体的な内容の把握ができると思いますので、意見書のほうに反映をさせていただくということになるのかと思います。

町といたしましては、県に対して地域の方々の意見を十分に踏まえた意見書、これを提出することができるよう地域の実情の把握に努めてまいりたいというふうに考えております。

しかし、県といたしましては、地域の中で、特段の考慮すべき事案もなく、また技術上の基準を満たしていた場合には、法律上許可をしなければならない。ということが出てくるため、技術上の基準を満たしていて、地域の中で特段の考慮すべき事案もなく、というような場合には法律上、県は許可をしなければならないため、生活環境の保全に関する協定の締結を市町村、設置市町村との締結を設置予定者に求めていくというような流れになるようでございますので、町としてはどうするのかっていうところはあくまでも見られた場合ということでございますので、事前の協議並びに、そういったものが上がってきて、その中身を精査し、また町民の意見を聞く中で答弁すべきことであって、第2第3の新規産廃業者の参入の動きが見られた場合というのは、現時点で対応としては、県の産業廃棄物の施設等の処理に関する指導要綱、これにのっとって法にのっとって行うとしか今のところ答弁はできない現状でございます。

○議長（徳永留夫君） 8番、下田敬三君。

○8番（下田敬三君） ということは、そういう産廃新規事業者が手を挙げてきた場合は、県が最終的な判断するということで、町長見られております。それは当然だと思います。

ですけど、やっぱり中種子町に限らずですけど、そういうのが出たとき、やっぱり町民の意見も聞いたり、前のそういう話もしたり、校区の話、説明会もあつ

たように聞いておりますが、ただそれが投票をして反対賛成とかという問題では私はないかと思いますが、町としてもやっぱり県が中種子町はどういう感じおるかっちゅう感じでした場合、そういう町民はちょっと不安がってるとか、そういうのも声に出すべきじゃ、とりあえず中種子町が声を出すべきであって、県が遠いところから見てOKというわけいきませんので、そういうのも含めて、確かなもしそういうことが出てくれば、町民の声もちゃんと聞いてしてやっていただきたい。

今あの離島、ここも種子島は離島ですけども。対象候補なりかねないと、先ほど言いましたが、離島への産廃問題で余りにも有名なのが瀬戸内海にある香川県の豊島産業廃棄物不法投棄問題が過去にありました。

1975年に豊島の業者が香川県に産業廃棄物処理業の許可の申し出があり、その後あらゆる廃棄物を収集しまして、有害物質26種類が検出、基準値を上回るダイオキシンの検出、土壌地下水の汚染、島民は香川県に反対署名を集め中止要請をするも県が対応しませんでした。

その後、向かいの兵庫県の兵庫県警が1988年に豊島の産廃経営者を廃棄物処理法違反容疑で強制捜査を行い、1991年に有罪判決が下され、不法投棄はその時点でとめられ現状は回復に今も動いております。

ちなみに、そのときの兵庫県警の捜査を主導した本部長は、後に狙撃事件だった国松元警視庁長官だったそうです。

しかしその現状回復に今600億円近くの膨大な費用をかけて処分が続いているそうです。

そもそも日本において産業廃棄物の処理は排出者の責任、つまりその廃棄物をつくり出したものが自分ですとなっていますが、ここまでは私たちが出す一般廃棄物の処理と一緒にですが、企業などの産廃排出業者には、自分が自分でどこかで処理をしようと言われても、不可能なことです。誰にどうするか、じゃあ専門処理業者に処理を委託します。

当然排出業者は安くしてくれる処理業者に委託することとなるはずです。

安く委託を受けた産廃処理業者は赤字になる可能性もあるので、何らかのマイナスな企業努力を目指すかもしれません。

もともと災害の産廃は別にして、ほとんど産業廃棄物は日本の大都市を含めたその近辺地域から出されるものであって、都市地域は生産と消費のメリットのみを受け、過疎地域の弱者、種子島も離島とかですね、山奥とか。廃棄物汚染の被害を受けるといって社会構造になっております。

先ほども話しましたが、国内で年間4億トン、これからまだ増加傾向にある廃棄物は行政の力では抑制できないものです。

まず私たちが、廃棄物の問題の現状を理解し意識を高めることが必要であり、行政もその義務を全うする必要があると思います。

先ほどから町長も答弁していただいておりますけど、行政のあり方というのを、町長、最後に一言何かあれば、お願いします。

○議長（徳永留夫君）町長。

○町長（田淵川寿広君） この御質問に関しては、最初の質問と関連があるという認識で説明をさせていただきますと、協定を結ぶことによって、我々も立ち入り検査もできるようになっておりますし、検査も提出してもらい、厳しい条件をクリアしてもらいようとなっております。

なおかつ許認可をしている県のほうの検査もしっかり受けておりますし、持ち込んできた物の、マニフェストっていうのは御存じだと思いますが、どこから排出されて、どこを経由して、誰が運搬して、ここまで持ってきたというのをしっかり証明する書類がございます。

これに関しても、立ち入ってのを確認をさせていただいておりますので、県で、私どもは協定書の範囲の中で確認ということになりますが、水質検査も含めて、違法なことは行われていないということでございますので、あとは産廃事業者の経営が安定することを望むばかりでございますが、第2第3のいうところでございますは、先ほどありましたように、産業廃棄物処理施設の要綱の中で我々法律に基づいて、しっかりやっていく必要性はあると思います。

そして、そうしないといけないのが行政の立場であるというふうに考えております。

また違法にそういった廃棄物、産業廃棄物、廃棄物一般廃棄物でも、どこに行っても山とかそういったところに看板が立てられていると思いますが皆さんお気づきだと思いますが、一般ごみの廃棄はこれは違反になります。

そういったことも含めて、町民に不快感を与えたり、町民の生活、生命に不安を与えたり、もしくは害を脅かす場合は、我々は毅然とした態度で対応していく。それはもう大前提でございます。

そのような、行政の考え方、行政の姿勢というのは、それが基本ではないかというふうに私は認識しているところでございます。

以上です。

○議長（徳永留夫君） 8番、下田敬三君。

○8番（下田敬三君） 協定を結んだあとは、しかるべき姿勢というか、悪いなんかなければ、県がする、許可を出してच्छゅうことですが、その協定を結ぶ前に、町民の声も聞いたり、町民目線に立って、そういうことをもし出てきたときには、そういう方向にそこに力を入れていただきたいと思います。

協定を結んだから、何かあったら調べるからじゃなくて、その協定を結ぶ前の仕事が一番大事だと思いますので、町民の声も聞いて、姿勢を正していただければと思います。

○議長（徳永留夫君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 説明が足りなかったのかもしれませんが、協定を結んでいる限りは、最初の質問に関してはしっかりと管理をさせていただいているのではないかというふうに認識しております、というところです。

そのあとの話ですが、違法に町民の生活に不安を与えるような、廃棄等が見られた場合は、毅然とした態度でやりますと、いうことを申し上げておりまして、町民の声を聞くとは当然のことでございます。

ただ、あくまでもたらればで、それに対して我々がどうこうというのは、動けないというのは議員わかってることだと思います。だからこうしたらこうします。ああしたらこうします、ということが議論できないことでございますし、確定したものに対して、対応していく必要性が当然あるわけでございますので、あくまでも、この議場の場で議論すべきものではない部分もございますし、当然議論すべきことでもありますし、最初の、今議員のほうからありましたように、4月1日、29年の4月1日以降の搬入状況説明せよ。水質検査の状況を説明せよ、そういったこと、当然、町民がどうなってるんだろうかという不安があったりすることもある質問だと思いますので、それに関してはきっちりと対応させますし、そういったところでもし町民の声が、あれちょっと違うの捨ててるよっていうような声があれば御指摘があれば、我々は当然調査に出向いていきますし、そういったことをまず御理解いただくことと、それ以降の第2第3のというようなことに関して、現時点で言及はできないことでございますし、先ほど申し上げましたように、第2第3の新規産業廃棄業者が参入があった場合は、事前協議というのがあります。ということの説明しました。その中で町民の意見が全部カ条書きにして、1人残らず全てをカ条書きにして我々は県に提出をします。そういったことで御理解を賜ればと思います。

そういったことで町民の声を県に報告をしていくという形はしっかり取れることでございます。

以上です。

○議長（徳永留夫君）8番、下田敬三君

○8番（下田敬三君）これで終わりますが、その事前協議に町民が出した意見をカ条書きに出して、あとは、県のほうで判断願うということになれば、なんで、町長じゃなくてもいいんですが、行政のほうもそういう基本的にはもう新規事業者はもうだめだと。町民の声を聞いてカ条書きにして、その中で、町もやっぱり町民がこういう意見出して、賛成に見てないからということで、そういうのを町は、町の意見を出せないんですか。

○議長（徳永留夫君）町長。

○町長（田淵川寿広君）何と言いますか。

農業という業、漁業という業、建設業という業、商工業という業、そういった仕事があるわけでございますが、これは産業廃棄物の処理業というのは、一つの仕事でございますが、これはあくまでも、第2第3の産業廃棄物処理業者に町民の声として、反対だから町も反対です。仮に、仮にそれはもう町民の声ですから、町長としても、同意できかねますと、いう答えを出したにしても、県は先ほど申し述べましたように、そういう環境がしっかり整ったものであれば許可しないわけにはいけない。というようにところもありますので、町が言えいいのではありませんかという議員の声だと思いますが、意見書として、町民の意見はこうですと。

こういうふうに具体的にこういう御意見がありますということをしつかり提言して、町としても、そこら辺は十分慎重に検討していただきたいというような意見書の提出ということになるかと思っています。

○議長（徳永留夫君） 8 番、下田敬三君。

○8 番（下田敬三君） 本当に最後です。今度が。

町長言われるのがわかります。

最終的には県がするからということもわかりますが、町民の目線に立ってある程度、町も、先ほど言った事前にカ条書きに出して、それ幾ら出せば町の動きしてるのかっちゅうのはわかりませんから、町も、町長がやっぱり町民の話を聞けばちょっと反対だなあという。

近隣施設がどこにできるかっていうことになれば近隣の住民にも説明があるかと思しますので、ぜひそういうことがもし出てくるんだったら、たれば、たれば言うな、というようなことを町長言われますけど、やっぱりそれに危機管理をもっていないと、さあ今からどうしようかじゃ困りますので、ぜひ、町民の声を聞いていただきたいと思います。

○議長（徳永留夫君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） しっかり声を聞いていきたいと思ひますし、議員にお伝えしたいのは我々行政としてはあくまでも法律をしっかりと遵守していくということが基本でございます。

法を犯した者、法が犯されるような計画、そういったものには当然県に厳しく追求していきますし、許可は出せないよう旨の陳情も行っていくつもりであります。

ただ、法にあくまでものっとったものに対して、あくまでも強い意見が僕らが言えるかという先ほど業の問題ということもありますので、そこら辺は慎重にならないといけない部分もあろうかと思いますが、そこら辺は議員皆様方も法をしっかりと守って議員活動をされておられるわけでございますので、法律がどうあって、どういうことも法律なのかということをしかり認識していただいて、町民の皆さんの不安にまたそういったそこら辺は、議員としての立場で安心をさせていただくような言葉をかけていただければと思ひますし、我々も町民がそういうことであれば、大変丁寧な対応はしていきたいと考えておりますが、あくまでも行政、私の立場からとしたら、たればでは話はできない部分もございますが、現実的にそういう話が進みそうな状況であれば、そういったことはしかり対処していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（徳永留夫君） 8 番、下田敬三君。

○8 番（下田敬三君） すみません。

許可が出る段階での書面での申請とかそういうことですから、何か施設をつかって、さあ検査をしてくださいじゃなくて、書面の検査が最初ですから、何回も言ひますが、町民の目線で町民のことを考えながら進んでいただけたらありがたいと思ひます。

以上で終わります。

○議長（徳永留夫君）　ここでしばらく休憩します。

再開をおおむね 14 時 5 分からとします。

-----○-----

休憩　午後 1 時 53 分

再開　午後 2 時 02 分

-----○-----

○議長（徳永留夫君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に 3 番、池山喜一郎君。

〔3 番　池山喜一郎君　登壇〕

○3 番（池山喜一郎君）　初めての一般質問で大分緊張しておりますがよろしくお願いいたします。

私のほうからは、通告の 1 番目に、水稻育苗施設の整備について質問をいたしたいと思います。

現在、使用している施設については、南種子町長谷地区に種子島農業公社が事業主体となり、平成 7 年に経営基盤確立農業構造改善事業で、建物 1 棟、育苗ハウス 11 棟、播種プラント一式、廃液処理プラント一式を整備し活用しておりますが、整備から 24 年が経過し、育苗ハウスについては老朽化、播種プラントのたび重なる故障、それに 24 年も経過したということから播種プラントの部品もないことから、育苗の継続が危惧されております。

平成 30 年の供給実績としましては、2 万 180 箱、91.7 ヘクタールをカバーしております。全体の 29.2%、委託農家数は 328 戸で町全体の 30.2%となっており、今後さらに利用率は上がっていくものと思われます。そのことから、対応を急ぐ必要があります。この対応についてお伺いいたしたいと思います。

以後、質問席のほうから質問させていただきます。

よろしくお願いいたします。

○議長（徳永留夫君）　町長。

〔町長　田渕川寿広君　登壇〕

○町長（田渕川寿広君）　池山議員からの質問でございますが、水稻育苗施設の整備についてというところで、池山議員におかれましてはこの中身については十分御存じかと思いますが、水稻育苗施設につきましては平成 7 年に整備をして、老朽化に伴う播種プラントなどの故障などにより、毎年、対応に苦慮していると聞いており、早急に対応しなければならないというふうに理解をしております。

現場のほうにも、私も数度出向いて、確認はしているところでございます。

しかしながら、施設の整備には多額の費用であったり場所の選定など、さまざまな課題もありますので、来年植え付け予定の水稻、令和 2 年の春の利用につきましては、何とか現在の施設を修理等しながら、現状で対応していきたいというふうに考えております。

新しい施設につきましては現在南種子町にあるため、農家の利便性等を考えれば、地元中種子に整備するのがベターなのかなというふうに考えているところで

ございます。

農業公社が事業主体でございますので、南種子でも構わないわけでございますが、それぞれの町の利用率を見たときに、中種子町の水稻農家の利用が大変多ございます。

そういった中で、場所の選定を含め、中種子に整備するのが1番いいのかなというふうに考えているところでございますが、当然、新たなものというよりは、建屋も含め、施設設備については新しい施設が設備が必要かとは思いますが、建屋等含め、現在松原山にある農協の育苗ハウスなど、こういったものの施設がございます。こういったものの有効利用等含めながら、農協などに関連機関と協議をしながら検討している次第でございます。

何とかして、令和3年の春には新しい播種プラントが使用できるような体制をとるよう、現在、しっかり調整しているところでございます。

当然今ある施設の建屋の鉄骨等に関しましても利用できるものは利用し、なるべくイニシャルコストを抑えていけるような検討をしているところでございます。

来年の利用の際は、何とか整備をしながら、修理をしながら、乗り越えたいと思いますが、それが限界ではないかという認識も十分思っておりますので、御理解のほどよろしく願いをいたします。

以上です。

○議長（徳永留夫君） 3番、池山喜一郎君。

○3番（池山喜一郎君） ただいま、町長のほうから具体的に令和3年ごろにということで、目途をお伺いいたしまして、一つ安心はしたところでございます。

やはり、水田の荒廃化というのが、やはり、直近のですね、問題にもなっておりますし、農家の生産意欲とか、そういうものも大事ですので、スピーディな対応をしていただくというのが1番だというふうに思います。

これに関しまして、町のほうとしても、相当予算化をしていかなければならないと思うんですけども、補助事業等は活用できないものか。

その辺をちょっとお聞きしたいというふうに思います。

○議長（徳永留夫君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 公社が運営している事業でございます。

これに関しましては、町単独の一般財源からの繰り出しというのは、全額というわけにはいかないわけございまして、当然補助事業を使い、進める必要があるというふうに考えております。

○議長（徳永留夫君） 3番、池山喜一郎君。

○3番（池山喜一郎君） 農業公社としまして、公益財団法人というようなことで、なかなか資金面で難しいというふうに思いますので、補助事業プラス町の負担金負担も、それと、やはり、農協等の支出もお願いをしながら事業展開していただきたいというふうに思います。

育苗施設の設置の段階においては、国の事業で約2億でした。50%ということで、1億ぐらいの、町とその他というような、負担割合になっておったわけですけど、補助事業をどんなやつが使えるかわかりませんが、町のほうも、それ

から農協のほうも一緒になって育苗施設の建設に当たっていただきたいというふうに思います。

具体的な数値が、目途が立ちましたので、この辺で終わりたいと思いますけど、水田農業の安定化を図るということと、農家の不安を払拭するために全力を期していただきたいというふうにお願いをして、この件については終わりたいと思います。

次に、堆肥及び混合粗飼料を供給する施設の整備についてということでなんですが、先ほどから3件目ですが、堆肥についてなんですけども、質問の要旨を読んで説明いたします。

基幹作物サトウキビの低単収が続き、長いトンネルを抜けられない状態である。

その要因として台風等の気象災害やハーベスター収穫での株傷み等も列举されるが、1番の要因は地力の低下により収量が回復しきれない圃場が多く見受けられることであるということです。

毎年6トン、7トン、キビを収穫して畑から持ち出している。

そういう現状の中で、その分有機質堆肥を施さないと土壌がやせてしまうのは当然であります。

堆肥を散布したくても、JAの購入堆肥、これについては鹿児島からの移入堆肥なんですけども、トン当たり1万2,500円程度かかりますが、その70%運賃というような状況であります。そういうことで、1反歩当たり、2トンの散布をいたしますと、散布代含めて、3万780円。税込みになりますけども、ということで高額になっておるということでなかなか手が出せない状況にあります。

このような状況から、地元の牛糞を活用した安価な良質な堆肥を供給する施設の整備が急がれます。この対応について伺いたいというふうに思います。

よろしくお願いします。

○議長（徳永留夫君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） たび重なるサトウキビの低単収等に関する質問でございますが、皆さん、非常にキビ、甘藷等に対する危機感を持っておられるということは私も同じでございます。

先ほど説明しましたように、農協の堆肥センターなどを含めた有効活用により、安価な堆肥が供給できるようにしっかり検討を進めてまいりたいと思います。

あとやはり、交付金の御質問も含めまして、我々そういうハード面、それから、さまざまな補助事業、そういったものをしっかり見つけ出して農家の皆様方に還元することが我々のとても大事な役割だという認識はしておりますが、昨年も一昨年もやはり単収8トン、糖度13。何度という農家が、やはりいらっしゃるといふこの現実も農家の皆さん方がしっかり考えていただかないといけない部分であり、適期の肥培管理、そして、完全な管理作業、それができないのはなぜか。適期に植えつけられないのはなぜか。

そういったことからもう1回再度先ほどありましたように、しっかり腰を落ちつけて、考えて、皆さん方と協議をしながら見直していく必要があるのではないかというふうに考えております。

これに関しましては、我々も可能な限りの努力を惜しまないわけですが、やはり農家の皆さん方もただ単に事業で安くなるから、交付金ちょっと上げてくれればという、大事な部分ではあるんですが、それ以上にやはり、どうこのこれから先の農業経営、キビ、でん粉用甘藷、どういうふうな輪作体系を保ちながら、私たちの畑ではこういう体系が向いている土質なのではないかとか、そういったことも含めて、やはり、検討研究していくことも大切な要素ではないかなというふうに昨今では感じるところでございます。

全員が単収 5 トン以下、全員が糖度 11 度台というのであればまだ話はわかるんですが、何割かの人は、高単収を去年もおとしも得ている。ていう農家の人たちの事例も参考にしながら、我々も研究し、また、農家の皆さんとともに研究勉強していかないと根本的な要因の一つである、徹底した完全なる肥培管理というものに結びついていかない要素もあるのかなというふうに感じているところでございます。

以上です。

○議長（徳永留夫君） 3 番、池山喜一郎君。

○3 番（池山喜一郎君） 中種子町におけるキビの新植春植えについては、大体 300 町歩程度をいつも計画をしてるわけですけど、それに必要な堆肥の量が 6,000 トンです。

それで施用するのが 12 月から 2 月ぐらいの 3 カ月間に渡りますけども、その期間ですね、昨年もサトウキビ増産基金事業を行ってきたんですけども、年末年始やはり貨物船が、フェリーが堆肥を運べないというようなことでですね。堆肥を散布したくても、堆肥が回ってこなくて諦めたという人もおありまして、事業の変更を行った方もたくさんいたわけです。

それで、先ほども町長言われまして、備蓄ですね。

取れるとき時に取ってちゃんと備蓄して、使えるときに使えるような体制ですね、そういうのもちゃんとやっていかなければ、そのときになってから、ということになってみてもですね、生活物資のほうを先に優先してやるものですから、堆肥を運べないというふうなことになります。

また、今働き手が少なくてですね。堆肥を運搬するトレーラーの運転手さえ少ないような状況として、やはり余裕を持った、やはり備蓄をしてですね、作業ができるような体制をとっていかなければならないんじゃないかなというふうに思いますから、既存の農協の施設を使ってにしても、今の施設では手狭ということになります。新しくということもなんでしょうけど、増築です。

それと、袋物でというようなことになると、ペレットの問題とか、それから、バラでも袋詰め機械の増設とか、いろいろな観点から、考えていかなければならないというふうに思います。

そういうことで、雇用を出すというようなことで、この堆肥の事業についても、今後真剣に考えていくというふうに思っておりますけども、先般、調査研究のために、どこか見に行かれたということでしたけども、何か参考になる点があったでしょうか。

そういう点があれば、教えていただきたいというふうに思います。

○議長（徳永留夫君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 5,000頭肥育をしている肥育農家さんの堆肥をどのように処理をしているかというところを、祁答院町。祁答院町の高崎畜産というところにお邪魔をして、どのような、その堆肥の処理をしているのかというのを見てきたところです。

非常に 80 度を超える温度まで堆肥完熟していく上で温度が上がっておりまして、草の根がほとんど、草の種が焼けて捲いても草の種が出てこない状況にあるというような説明を受け、においも全くしない状態です。

手で握ってちょっと落とせば、ちょっと汚れるかなという、別にそのまま缶コーヒー飲んでも何でもいいぐらいの、においと汚れの状態になった完熟堆肥がございまして、それにはちょっと菌を使って、培養した菌を使ったもので、完熟していくわけですが、完熟するまでの期間もそんなにかかっていないようでした。

そういったところを含めると、その堆肥、そこと限定するわけないんですが、そのような堆肥を半分は移入して半分は地元の畜産農家の畜舎の衛生環境のためにも畜産農家から集めて、それを混ぜ込んでまた完熟化させていくというようなやり方が今のところ 1 番いいのではないかなというふうに考えているところでございます。

その堆肥を使用することによって、そこは畜産肥育農家ではございますが、水稻 20 町歩ほどつくっている農家だそうです。

そこに投入したところ、非常に単収のいい米がとれたというような話を聞いておりまして、人に聞くと、田んぼに肥やしは入れるなという人もいらっしゃるということなんですが、それ現実的な数字として、非常に効果が出ているという話も伺いましたので、水稻のみならず、当然、キビ、甘藷、ほかの作物等に関しても、そういった良質な堆肥を捲くことで、おんなじ作業する中でも、良質な堆肥をまいて、化学肥料を抑制して、土の安定を保ちながら、作物の成長を進めるような土づくりというもの、そして肥培管理ができるような形づくりができればなと考えております。

ちょっとまだそこら辺に関しては具体的に言えない部分もちょっとありますので、この程度で御理解いただければと思います。

○議長（徳永留夫君） 3 番、池山喜一郎君。

○3 番（池山喜一郎君） はい、ありがとうございます。

町長におかれまして、土づくり、それに対する良質な堆肥が必要だという認識が伺えましたので、ありがたく思っております。

今後また、良質な堆肥をですね、安価で生産できるように地元の牛糞も使いながら、そして、新光糖業のバカスも、原料堆肥を供給する農家に優先して供給できるようなことも含めながらですね、考えていっていただきたいというふうに思います。

堆肥の件についてはもう何人も聞いておりますので、この辺で終わりたいと思

います。

次に、種子島耕畜連携システム推進協議会では、和牛農家の高齢化や担い手不足により減少していく中、今後は多頭化が進むと想定し円滑な規模拡大と効率的な畜産経営に対応するため、混合粗飼料供給施設についての協議が進められている。このことを踏まえてですね、今後の畜産振興策について町長のほうにお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（徳永留夫君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 今後の畜産振興策について伺いたいという非常にワイドな御質問でございまして、この事前の混合粗飼料等についての部分での考え方を一点だけ説明させていただきますが、耕畜連携システム推進協議会につきましては今後の畜産振興についていろいろと協議を進めていると伺っているところでございます。

畜産飼料を安定的に供給して、その牛糞を堆肥として畑に還元するために混合粗飼料供給施設整備について協議をしているようでございますが、施設整備についてはあくまで事業主体は民間事業者でやるという話でございます。

しかし、畜産農家に対する混合粗飼料の利用及び牛糞の提供等についてアンケート調査を実施しているようでございますが、結果につきましては、まだ思ったほどの需要がなかったように聞いているところでございます。

今後の耕畜連携につきましては、サトウキビの新品種が導入されれば牛の敷料としてバカスが今まで以上に出るという話を聞いておりますので、先ほど答弁いたしました地力増進、土づくりを図るため、現在ある原料置き場にバカスをストックして、畜産農家が搬入して牛糞と交換するような仕組みづくりができないか検討を考えているところでございます。

今後の畜産振興につきましては、肉用牛は、増頭推進巡回による優良牛導入保留など繁殖基盤の維持拡大を推進し、乳用牛は環境と調和した酪農を推進するとともに、規模拡大であったり、多岐需要の生乳生産の促進、乳用後継牛の普及などの計画的な確保など酪農ヘルパー制度の利用促進などを推進、また受給飼料の生産基盤の拡大や単収向上技術の推進を図り、飼料基盤に立脚した経営体の育成を推進、家畜伝染病の侵入を防止するための研修会であったり、定期的な畜舎消毒を推進し、堆肥舎等の施設を整備するとともに、家畜ふん尿由来の有機物の活用を促進したいと考えているところでございます。

混合粗飼料の供給の問題でございますが、とても大事なことであるし、低価格で安定的でなおかつ安心できる粗飼料というのは必要なものであるというふうな認識をしておりますが、まず急ぐのは、バカスも敷料として使ったりどうするためには、やはりキビ等の振興、こういったもののまず収量アップを狙うべきことであり、優先順位としては、まずはこの当然堆肥も、耕畜連携の中の一環に入ってくるわけでございますが、粗飼料の前に堆肥の方をやっつけていこうかなというふうに考えているところでございます。

順番を追って整備促進がしていければなというふうに考えているところでございますので、御理解のほどお願いしたいと思います。

○議長（徳永留夫君） 3 番、池山喜一郎君。

○3 番（池山喜一郎君） ただいまもありましたように、耕畜連携ということで、総合的に順番を踏まえてですね、やっていくということでありましたので、よろしく願いいたしたいと思います。

和牛子牛生産農家と飼育頭数についてはですね、平成 20 年に、飼育農家は 285 戸、母牛が 3,322 頭、平成 30 年が 184 戸、2,894 頭というようなことで、10 年間で 100 戸、101 戸ですか。飼育農家が減っております。母牛で 428 頭というふうなことの減少であるようでございます。

やはり、混合粗飼料等の生産も含めながらですね、供給に努めながら、和牛農家の農家数の維持拡大をですね、図っていくということで、やはり、粗飼料生産にかかるコストや労力の提言を努力していつて本町の畜産の維持に努めていただきたいと、維持拡大に努めていただきたいというふうに要望いたしまして、これで終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（徳永留夫君） 次に 2 番、橋口渉君。

〔2 番 橋口渉君 登壇〕

○2 番（橋口渉君） 選挙も終わりました、明日はちょうど 2 カ月ということで、初めてのこういった場所での一般質問ということで大変緊張はしております。

そういった中で質問をさせていただきたいと思えますけれども、通告書に沿って質問させていただきたいと思えます。

まず初めに、平成 12 年度からスタートしている介護保険事業で、実施しながら考えていく保険からスタートしてきました。

現在町内では、要介護者の増加と、そしてそれには逆に介護支援専門員の減少が見られている現状でございます。こういった現状の中で、介護支援専門員の今後について質問をいたしたいと思えます。

町長の施政方針の中で、福祉において超高齢化社会を迎えることに対し、質の高いサービスの提供と適切な給付の保持、健全な介護保険事業の運営を維持していくとありますが、具体的な説明をよろしくお願いいたします。

これより先は質問席で行いたいと思えます。

○議長（徳永留夫君） 町長。

〔町長 田渕川寿広君 登壇〕

○町長（田渕川寿広君） 介護保険制度を含めた全般的な御質問であろうかと思えますが、具体的な説明をとということでございますが、これも具体的にやりましても、2 時間ほどから 3 時間ほどかかるかと思えますので、質問の趣旨といいますか、おおむね概略といいますか。そういったところで具体的なのかどうなのかちょっと疑問が残るところでございますが、説明させていただきますのでお願いいたします。

介護保険制度は超高齢化社会を迎えた日本におきまして、高齢者を家族などの個人ではなく社会全体で支えるという理念のもと、議員がおっしゃったように、平成 12 年に創設されました。

当初の制度では介護を必要とする状態になることを防ぐ介護予防及び在宅介護の考えが重要とされていたようでございます。

その後、国におきましては、3 年を 1 期とした制度運営を進めながら、法改正を行い、高齢者の自立支援、要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図るとともに、制度の持続可能性を確保することに配慮し、サービスを必要とする方に必要なサービスが提供されるようにするという方針を示しているところでございます。

本町におきましても、介護を家族だけでなく社会全体で支えるという制度の基本理念を踏まえ、平成24年には高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じた日常生活を営むことができるよう、地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みが開始されたところでございます。

平成 27 年には地域包括ケアシステムの構築に向けた見直しとして、在宅医療、介護連携や認知症施策の推進が位置づけられたほか、費用負担の公平化を図るため、一定以上の所得のある人は支払いの能力に応じて、負担が引き上げられるとともに、介護の度合いに応じたサービス提供体制の構築が図られました。

また、要支援者向けの介護予防、訪問介護、介護予防、通所介護が介護予防日常生活支援総合事業に移行されました。

そのような中、本町の 5 月末時点での人口が 7,968 人、そのうちの約 37%に当たる 3,005 人が 65 歳以上となっており、熊毛地域の中では最も高い高齢化率となっているところでございます。

また、65 歳以上の高齢者の数の国の見直しとして 2025 年には団塊の世代が全て後期高齢者となり、2042 年に高齢者のピークを迎える予測を立てており、本町の将来推計でも高齢化率は増加の傾向を示し、急速な高齢化により、やがて 1 人の若者が 1 人の高齢者を支えるという厳しい状況が予想されているところでございます。

今後増大が予想される介護保険の給付費については、町民一人一人に介護保険や医療保健分野の理念を町民と共有することができるよう取り組んでいくことが超高齢化社会を迎えることに対し、質の高いサービスの提供と適切な給付の保持、健全な介護保険事業の運営を維持していく重要なポイントではないかというふうに考えるところでございます。

現在、中種子町内で介護保険サービスを受けている方の区分は、要支援 1、2 と認定された方が 110 人、要介護 1 から 5 と認定されている方が 459 人います。

サービスの内容といたしましては、それぞれ認定を受けた方の希望する在宅や在宅サービス、施設サービス地域密着型サービスの利用をしているところでございます。

本町の自立支援重度化防止の取り組みといたしましては、平成 30 年の 10 月から歯科医師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、管理栄養士、歯科衛生士の方々を助言者として、自宅で生活していくために専門的視点に基づく助言を通して自立に資するケアマネジメントの支援やサービスなどの提供に関する知識技術を習得することを目的とした地域ケア個別会議を開催しているところでございます。

このことが質の高いサービスにつながっていくものと考えているところでございます。

毎月、個別事例を出し合い、個別課題の解決、地域包括ネットワークの構築、地域課題の発見、地域づくりの資源開発、政策の形成の五つの機能が発揮され、自立支援介護予防が図られるよう努めているところでございます。

今後、高齢者の望む生活を実現するために、高齢者を取り巻く地域全体の課題解決のために取り組んでいきたいと考えているところでございます。

また、地域で支える仕組みづくりといたしまして、生活支援体制整備事業を実施しており、町内に4人の生活支援コーディネーターを配置し、高齢者の地域における生活支援サービスの充実と高齢者の社会参加を促すことにより、介護予防を図ることを目的に、地域包括支援センターが実施する介護予防活動と連携をとりながら活動しているところでございます。

これらの取り組みによって、将来的に元気な高齢者をふやし、要介護者を減らすことで、介護支援専門員、介護サービス事業所スタッフの負担軽減にもつながるものではないかというふうに考えているところでございます。

具体的にというところが具体的に説明できたかどうかちょっとわかりませんが、以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（徳永留夫君） 2番、橋口渉君。

○2番（橋口渉君） 今、いろんな面からにおきまして説明を受けた通りでございますけれども、私もそういった類いでやってるんですけども、そういった中で、次の質問に入らせていただきたいと思いますと思いますが、介護保険事業を健全に運営していくために、中心的となる介護支援専門員の存在が必要不可欠であります。

そういった中で、現在、町内では5カ所の居宅介護支援事業所で在宅の要介護のケアプラン作成を行っている現状でございます。

平成12年度の当初は居宅介護支援事業所では、2名以上の介護支援専門員の配置が置かれておりました。しかし、現在町内5事業者とも1人の介護支援専門員の配置となっており、町内介護支援専門員の不足にて、現在は町外の事業者の介護支援専門員により、ケアプラン作成を行っている現状であります。

また今後、町内の介護支援専門員の減少の増というのは、難しいものがあるんじゃないかなと思われます。

このようなことについて、今後行政としても、今の現状を把握していただいて、この問題に取り組んでいく考えはないものかお答えください。

○議長（徳永留夫君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 町内の居宅介護支援事業でございますが、社会福祉協議会、種子屋久農協、南界園、おたつめたつ、中種子ケアプランセンター、これは中種子クリニックでございます。5カ所となっております。

それぞれの事業所におきましては、社協に2名、農協に1名、南界園1名、おたつめたつに1名、ケアプランセンターに1名が介護支援専門員の業務に携わっているというふうに認識しております。

町内には介護支援専門員の資格を有している方が36人いらっしゃるようでございます。そのうち居宅介護支援事業や施設等に勤務している方が31人と把握

しております。町外の事業所に勤務している方や包括支援センター職員を除くと、22人が町内のそれぞれの事業所に勤務しているところでございます。

しかし、資格を有していても、各事業所の勤務形態によることと思いますが、介護支援専門員の業務に携わっていない方もおられます。

実際には1人の方が居宅施設、それぞれで介護支援専門員の業務を行っているようでございます。

介護保険のサービスを利用するためには、介護保険係で介護認定の申請を行い、申請を受けた広域事務組合が調査の後、介護認定審査会において結果が出されるところでございます。

認定結果によりまして、要支援状態の方は地域包括支援センターが担当しますが、要介護の方は居宅介護支援事業所の介護支援専門員と契約を交わし、今後の生活に対する聞き取りを、本人や家族の方に行うことで課題を分析し、必要なサービスの種類や回数を決めた介護支援計画書ケアプランを作成するところでございます。

その後、サービス事業所も含めた担当者会議を本人とともに開催し、会議の検討事項を踏まえサービスが開始されていくところでございます。

介護支援専門員は介護保険制度の理念のもと、利用者の有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、利用者家族の気持ちを酌み取るための課題を整理し、希望する内容を明確にしたケアプラン作成を行っています。

作成されたケアプランは当初のケアプランでいいのか、必要な介護支援サービスが提供されているかなどの評価を行いながら、毎月利用者本人や家族の意向、サービス事業者からの情報を確認しながら、随時必要なサービス内容の変更を行っているところでございます。

町で把握している現状として、それぞれ居宅介護支援事業所は全事業者が1人の介護支援専門員で法律上可能な件数のケアプラン作成を行っており、1人にかかる負担、これも大きくなっているというふうに認識しております。

そのため事業所内での研修が難しいことから、包括支援センター主催による研修会において事例研究などを行いながら資質向上を図っているところでございます。

また、法定研修として5年ごとの専門研修や主任介護支援専門員研修などに参加をしているようでございます。

この介護支援専門員資格の更新に係る研修につきましては、法律で定められておりますが、受講しなければ当然業務を行えないこととなります。

しかし、研修期間が1週間以上必要になる場合もあり、研修期間中、専門員としての業務を行えないことから、利用者に迷惑をかけるのではないかという不安を感じている方もいらっしゃるの事実でございます。

包括支援センターとしてはケアプランの作成はできませんが、訪問などの支援態勢はできるということを、主催する研修の機会などを通じて介護支援専門員の方にお伝えしていますので、相談をしていただきたいと考えているところでございます。

また島内には種子島地区介護支援専門員協議会という組織もございます。

包括支援センターの職員も会員として協議会に加入しておりますので、種子島支部内での研修会などを通じて改善事項の検討協議を行うことも可能かと考えます。

今後協議会と連携を密に図りながら介護支援専門員の方の支援を行っていくことで、質の高い介護サービスの提供が図られると考えるところでございます。

以上です。

○議長（徳永留夫君） 2番、橋口渉君。

○2番（橋口渉君） ただいま、町長の答弁がございましたけども、社会福祉協議会が1名減ということで、現在1名で介護支援専門員の業務を行っているようでございます。

介護支援専門員は1人につき39名までの利用者を可能としております。

そういった中で介護予防をしています。包括支援センターの業務等々も、現在行っている現状でございます。ですから39名＋介護予防事業というふうなのケアプラン作成をやっている方々もいらっしゃいます。

そういったの考えたときに、現在先ほども申し上げましたけども、町外の介護事業所の方々のケアプランというのもありますけれども、やはり町民としては、町内の介護需要、支援専門員の方々からのケアプラン作成というのが緊急の場合にも、必要とされるんじゃないでしょうか。

答弁をお願いします。

○議長（徳永留夫君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 必要されるとは思っておりますが、現状として、今、社会福祉協議会のほうが1名減というところは、ちょっと私も把握してございませんで大変申しわけないんですが、介護支援専門員の数が足りないがどういうふうに考えているかという質問なのか、その介護支援専門員はその事業所で雇用をされているわけですが、専門職が少ないが行政にどういう対応するのかというような御質問であれば、行政としては可能な範囲のサポートはしていきますが、事業所の思い、事業所がどういう考えであって、行政に対してどういうことをしてほしいのか、そういったことも含めて、御教示いただき、行政でできることであれば、全力でサポートさせていただきたいと思っておりますし、ただ雇用というものに関しましては、行政が雇用するわけではなく事業所が雇用することになるかと思っておりますので、そこら辺の詳しい中身については、控えさせていただきますが、当然のことながら介護支援の資格を持った、役場職員の雇用なども含めて、協力体制を構築していく必要性はあるのではないかとというふうに考えております。

以上です。

○議長（徳永留夫君） 2番、橋口渉君。

○2番（橋口渉君） ただ今町長の申し上げたとおりでございますけれども、町として、事業所サイドにこの後、この問題について全て任せて今後いくのか。

そうした場合に、事業所側としても、この介護支援専門員を探すっていうのはとても今、大変なところがあるようでございます。そういった中で町としても幾

らかの話し合い、事業所としての話し合いというのも、設けていただければなと思っております。

そういった中で先ほど町長も説明がありましたが、介護支援専門員は5年間の有効期間がありまして、その後更新期間があります。更新研修というのもございます。

また、町長がおっしゃいました居宅介護支援事業所の管理者は主任介護支援専門員の研修を受けなければなりません。そういった中で、なかなかこの状況を踏まえた折に、介護支援専門員の増というのはかなり厳しいものがあるんじゃないかと思います。

そういった中で、先ほども出ましたけども、2025年団塊の世代の方々が後期高齢者になる2025年以降を考えたときですね、そういったときに、多分ふえ続けるんじゃないかなと思われる要介護者のケアをどのようにしていくか、そういった面も今後考えていく必要があるんじゃないかなと思います。

施政方針の中でもありましたが、健全な介護保険事業の運営の維持というのが、今後うまく可能していく事を望みまして質問を終わらせていただきたいと思います。

次に、福祉のまちづくりについて質問いたします。

子育て支援、障害を持つ人の社会参加と自立支援、ひとり親家庭の支援を行い次世代育成社会の実現のため、共につくる生きがいと満ちた福祉のまちづくり、私はとてもすばらしい構想が掲げられているなというのを感じております。

しかし、この福祉に関しましてはとても幅広いものがありますが、この福祉のまちづくりを推進していくに当たりまして、障害を持つ方々、そして、高齢者の方々が働ける場所の改革や地域で支え合う課題の構想の考えはないかお知らせください。

○議長（徳永留夫君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 本当に構想としてそういう、大きく町民にも希望が持てるような構想をかかげたつもりでございますが、本町のこの福祉の中心でございますが、改修が終わりました福祉センター、それから、養護老人ホーム、知的障害者・障害児施設、県立養護学校などが集まっている福祉の里でございます。

この福祉の里を拠点として、さまざまな福祉活動も当然議員におかれましては御存じかと思いますが、展開してきているところでございます。

こういった事業の展開等のまだ我々PRが足りない部分もあるのかなというふうには認識しているところでございますが、さまざまな活動を展開しているところでございます。

本町のまちづくりの最上位計画であります中種子町長期振興計画基本構想におきまして、共につくる生きがいと満ちた保健医療福祉のまちづくりとして、町民相互の助け合いの精神が生きる本町の特性を生かしつつ、人と人、団体と団体などのネットワークを構築しまして、全ての人が安心して生き生きと自立した生活を送ることができるように、ともに助け合い支え合う地域づくりを目指すこととしているところでございます。

高齢者に対する施策に関しまして、介護予防するための事業を推進し、元気高齢者の増加に努めるとともに、老人クラブの育成や活動の活性化支援、シルバー人材センターの活用による就労の促進など各種の生きがいづくり活動等を促進して、高齢者の生きがいと安心の向上に努めているところでございます。

障害を持つ方に対する施策については、障害者の就労支援、就労機会確保による自立支援対策や相談支援体制の強化などの各種施策を進めているところでございます。

基本構想でも掲げている支え合う地域づくりについては、現在、平成 30 年 3 月に策定しました高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画に基づきまして、地域共生社会実現に向けた取り組みを推進として、丸ごとの地域づくり、包括的な支援体制の整備の推進を図っているところでございます。

具体的には本年度は国の補助事業を活用しまして、主に集落単位で身近な場所に集える場所、サロンといいますか、の設置により、高齢者が地元で自分らしく暮らしていける交流の場の確保であったり、他機関の協働による包括的支援体制の構築として、町内全域で継続されてきた地域福祉ネットワークを見直し、地域住民による独居老人等の見守り体制の充実拡充を目指したいというふうに考えております。なお、この事業につきましては社会福祉協議会の委託事業として実施しているところでございます。

今後も社会福祉協議会や福祉関係団体と連携した福祉のまちづくりの推進を図っていききたいというふうに考えております。

また各種事業につきましてははっきり広報を行い、高齢者の方や、関連する皆さん方が参加しやすい環境づくりをつくっていくのも我々の仕事かというふうに考えますので、そこら辺は営利努力してまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議長（徳永留夫君） 2 番、橋口渉君。

○2 番（橋口渉君） 今説明がありましたけども、障害者の方々におかれましては、現在、NPO 法人コスモさん、そして社会福祉法人暁星会さん、百合砂さん等々の皆さんの方々の就労の場を提供されて、そこで障害を持たれてる方々が就労されているというのが現状のようでございますけども、あと高齢者の皆さんがたの就労の場の提供というのは、今後、町としても、働ける場所の改革というのは考えてないでしょうか。

○議長（徳永留夫君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 高齢者で元気な高齢者もいらっしゃって、本当にありがたいことだというふうに考えております。

週に 5 日とかそういう勤務体系であるとなかなか、足が重い、どうしても自分の都合のいいときというような環境になるのかなというふうに考えておりますので、シルバー人材センターに登録をさせていただいて、そういったところでそのような高齢者の皆さんのニーズに合ったような働く場所を提供できるような形が取ればというふうに考えており、ここは今年度よりまたシルバー人材センターのほうとも協議をしっかりと進めながら、高齢者の皆さんが働ける環境、少しでも

小遣いをちょっと稼ごうとか、孫にあげるお金を稼ぎたいという高齢者の皆さんのためにも健康づくりのためにもそういう形をつくっていただければと考えております。

以上です。

○議長（徳永留夫君） 2番、橋口渉君。

○2番（橋口渉君） 今シルバー人材センターのことですけれども、現在39名の方々の登録というふうな形で伺っております。

そういった中で今町長のほうから出ましたが、今後、そういった形で生きがいの持てる、また自分たちで時間体の持てる時間帯に仕事ができる。そういった生きがいつくりの場ってというのは、今後も設けていただければ、高齢者の方々が生きがいつくりにもなるんじゃないかなと思われまします。

できれば、町内の現在ドラックストアなり、スーパー等々もございますので、そういったところへももうちょっと声かけ云々等もしていただいて、障害者の方々、そして高齢者の方々が、働ける環境の場所っていうのをつくっていただけないものか。また今後そういったのはお願いしたいと思ひます。

それでは続きまして、現在、役場を利用する際に障害を持つ方々、そして高齢者の方々、子育て支援の方々の利便性を考えたときに、庁舎内へのエレベーター設置の考えはないか、お答え願ひます。

○議長（徳永留夫君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 今の庁舎でございますが、昭和40年に建設されております。

ということは約55年経過しているところでございまして、耐震対策を施しているんですが、耐震対策というのはあくまでも、大きな地震が来たときに、しばらくその崩壊しないで逃げうるまでの時間を稼げるということの耐震対策でございます。

そのような状況の中でこのエレベーターの設置というのが、建物の構造的に可能かどうか。そして、その建設費用、そしてまた、毎年点検が必要になってきます。そういったランニングコスト等含めてどうなのかということを考えましたときに、今、職員がなるべく2階に用事があつたりする人の場合、下にかけておりにくるように、町民課窓口で連絡をとって、2階に上がる用事があつて足の不自由な方とか、ちょっとという方には必ず添うようにさせております。

そういったところで町民との触れ合いであつたり、そういったことも大事にしながらか進めていく必要があるかというふうにか考えております。

どうしても2階に自分で行きたいんだという方は、この議場横にスロープがござひます。車椅子でも上がつていけるようになっております。

でもこの坂を自分で上がれというところもちょっときついかもしれませんので、職員にお声がけいただければ、職員が押して2階までお連れするように指示はしておりますので、今のところどうしてもこのエレベーターがないという不便というようなことがないように、職員対応させているところでござひますので、御理解いただければと思ひております。

以上です。

○議長（徳永留夫君） 2 番、橋口渉君。

○2 番（橋口渉君）今のところ、庁舎内へのエレベーターの設置というのは考えてないというふうなことのようでございますが、車椅子への方々の対応として、スロープが現在、中央公民館の間との設置がありますけども、途中までは屋根もあったりしてあるんですが、私もずっと見てるんですけども、屋根のない部分というのは雨の降った日は利用できないというふうな感じで捉えてよろしいんでしょうか。それとも、職員の方が傘を差して補助してくれるっていう捉え方でよろしいんでしょうか。

○議長（徳永留夫君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） はい、職員のほうで傘を差して対応させたいと思います。  
以上です。

○議長（徳永留夫君） 2 番、橋口渉君。

○2 番（橋口渉君） 屋根を設置するという考えはないですか。

○議長（徳永留夫君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 先程来申しておりますように、2 階に用事のある方は1 階で済ませるように書類から何から全部下に持って職員がおりにきて、1 階の窓口で対応できるようにさせていただいております。まずは基本的に。

1 階の窓口までは車椅子で上がってこれる状況にスロープがついておりますので、それもできない方の場合は、職員にご指示いただければ、伺って、ちゃんと1 階のロビーまでは車椅子で案内するようという指示をしております。

なかなか職員が気づかないときもあろうかと思っておりますので、もし、車椅子での役場へのお越しの際は事前に電話を入れていただくとか、そういったお願いもまたしていかないといけないのかなというふうに考えているところでございます。

○議長（徳永留夫君） 2 番、橋口渉君。

○2 番（橋口渉君） 利用される方はお願いするっていうのはとても心苦しい部分があると思いますけれども、職員の皆さん方に快く引き受けてもらえるような環境づくりというのは今後考えてもらっていただきたいと思っておりますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

そしてこの福祉のまちづくり構想を健常者の方々と障害者の方々が共存して生活できるまちづくりを目指して今後もらいたいなと思っております。

しかし、この問題にはまだまだたくさんのリスク課題が山積しております。

少しずつでも、この福祉のまちづくりが作り上げられていき、住みやすいまちづくりができることを願ひ、また、このことによって、人口増加もありうるのではないかなと考えられます。

そういったことで希望を持ちまして、私の質問を終了させていただきたいと思ひます。

○議長（徳永留夫君） ここでしばらく休憩します。

再開をおおむね 15 時 15 分からとします。

-----○-----

休憩 午後 3 時 00 分

再開 午後 3 時 10 分

―――○―――

○議長（徳永留夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に 11 番、戸田和代さん。

〔11 番 戸田和代さん 登壇〕

○11 番（戸田和代さん） 最後の質問になります。

まずは、平成から令和になって 2 カ月近くになります。

平成を振り返ってみますと、地震、噴火、水害、日本列島多くの生命と財産が失われました。1 日でも早く元の生活に戻れることを願いつつ、令和の元号に入り、穏やかな令和であってほしいと願うばかりです。

それでは、先に通告しておきました地域公共交通機関のコミュニティバスの見直しについて質問いたします。

地域公共交通機関として、将来の交通弱者または買い物弱者と言われる方々の通院、または買い物、日常の生活における移動手段としてコミュニティバス路線、バスが運行されることに、大変ありがたく思っているところですが、そのバスを今、コンパクトにして、集落内まで運行できる対策をうっていないと、全国的に高齢者の事故が多発しています。

町長は施政方針の中で、コミュニティバスや路線バスの交通網の整備、充実を図ると述べていますが、どのようなことなのか。聞きたいと思います。

あとは質問席でいたします。

○議長（徳永留夫君） 町長。

〔町長 田渕川寿広君 登壇〕

○町長（田渕川寿広君） 地域公共交通機関としての、本町の公共交通機関につきましては、現在民間路線バス、空港バス、スクールバス、コミュニティバス、予約型乗り合いタクシーが運行され、交通弱者の生活の足として利用されているところでございます。

コミュニティバスの運行経路につきましては、星原納官線、16 番増田線、坂井油久線、長谷岩岡線の 4 路線、予約型乗り合いタクシーについては、公立病院東回り線、公立病院西回り線、三浜線、秋佐野線、女洲線の 5 路線が運行しているところでございます。

しかしながら、公共機関の運行、これは人口減少に伴います利用者減少が減少してきておりまして、民間交通事業者の経営環境の悪化や町の財政負担の増加など、取り巻く環境は厳しさを増しているところでございます。

最近、高齢者ドライバーによる車の事故が連日のように報道され、さまざまな議論が交わされております。

これを受け、免許の自主返納であったり、追突防止、踏み込み防止の限定免許の導入なども取り沙汰される中から、本町におきましても、今後車を運転しない高齢者が増加していくことが予想されますので、ますます地域公共交通の果たす

べき役割が大きくなっていくものと思われるところでございます。

またこの地域公共交通をどのように運行していくかということですが、地域の活性化や地方再生においても重要な課題ではないかというふうに考えているところでございます。

このような現状を踏まえ、町民のさらなる利便性の向上を図るために、運行便数に対して利用者が極端に少ない場合や特定の便の利用が顕著に低迷している場合などについては思い切ったルート変更、ダイヤ設定、運行頻度の見直しなど、地域の実情に応じた対応を検討し、より身近で町民が利用しやすい生活バス、タクシーの運行に努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

なお地域公共交通の現状の問題に対応するだけでなく、地域公共交通が果たすべき役割などを考慮しながら、近隣市町、関係機関などとも連携し、幅広い視野に立った取り組みを進めていきたいというふうに考えているところでございます。

ところで地域公共交通という部分につきましては、地域幹線バス路線、いわゆる西之表南種子線、これが利用者が非常に少ないために国庫補助事業、これを受けることができておりません。

民間事業者への1市2町による赤字補填が現状でも続いているところでございます。

民間事業者からは、減便や路線撤退などの申し出がございましたが、高速船やフェリーへの接続、通院など、また、観光客の足となり、島を縦断する陸上交通路線としての意義からも必要不可欠ではないかと考えるところでございます。

そのようなことから、コミュニティバス及び空港バスをも含めた形で、昨年度から1市2町による検討会を重ねておりまして、その間、鹿児島運輸支局であったり、県の企画部交通政策課からも指導協力御提案をいただきながら協議を進めている状況でございます。

民間事業者を切り離し1市2町がそれぞれ事業主体となり、バスの小型化を初め、バスを購入するのか。路線はどう見直すかも含めまして、鋭意協議研究を進めていきたいと考えておりますし、その協議もすでに入っているということを御報告申し上げ、御理解を賜りたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（徳永留夫君） 11番、戸田和代さん。

○11番（戸田和代さん） 私は今回、選挙もありましたことから、自分も中山間地域に住んでいることから、ほとんど中間集落、そこら辺を回って、困っていること、住民が困っていること。悩んでいること。そういうのを対等で受けとめて、1番やっぱり高齢者が悩んでいることは、交通手段です。

内閣府が調査しました結果、80歳以上の方が4人に1人が車を運転して、高齢者が運転する機会は小規模の自治体ほど多いと言われます。まさに中種子町もそういう分野に入っているんじゃないかなと思っています。それはやっぱり交通機関が乏しいからだと考えます。

年間、町もコミュニティバスに5,000万の予算を計上して費用対効果までと言

いませんけど、せめて今町長、コンパクトなバスの検討していらっしゃる、していくと答えられましたけど、同じ、今のコミュニティのバスを見てみますと、月曜日から金曜日、土曜日までかな。ずっと同じコースを走っています。

それはやっぱりバスが大型だから、集落内の狭いところまで入っていかれないというところもありましようけど、バスの沿道に近い住民はバスに乗られますけど、そこから少し離れてたらなかなかバスの通る沿道まで歩いて行かれないっていうのが現状です。

今、資料をいただいたんですけど、上がりの乗車率はあるんですけど、くだりの乗車率がどの地区も減っているということは、買い物をしてバスに降りるところから自分の家まで荷物を持っていけないというのが現状で、恐らく上がりで行かれた方は、帰りはタクシーかなんかで恐らく帰っていることだろうなと私は思います。

ですから厳しい財政情勢の中から 5,000 万も投入しているわけですから、それをやっぱり密に動かして、これから先は恐らくスクールバスも同じだろうと思います。

子どもたちは恐らく今から先減少していきますから、スクールバスも同じ併用で今のコミュニティバスを使っているわけですから、そういうスクールバスも一緒に併用していく、検討していかないともったいない。

予算を投入するわけですから、少しはそれに予算に応じた住民に応じた、利便性を考えていくべきだろうと考えます。

町長お願いします。

○議長（徳永留夫君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） まず、今最後のほうにございましたスクールバスの問題は、一般質問の中身とは全く全然別の問題ということでございますので、これに関してはもうちょっと答弁は控えさせていただきますが、まず町長はコンパクトなバスを購入するという検討しているということですが、という議員のほうの今御意見だったんですが、まず最初に事業者を切り離すべきなのかどうなのかということから議論に入っていっています。

議論をする中で、今、せっかくそれだけ出しているんだから、もっと走らしたほうがいいんじゃないのかという御意見ですが、これも何路線、何往復、1日の走行距離が何キロということの試算に基づいて契約をしておりますので、勝手に町が明日ここ走れ、ここ走れっていうのが、基本的にできないという現状があるという認識をまず御理解いただきたいということでございます。

確かに、費用対効果というわけではないんですが、もう少しそれを効果的に使う使い方ができないのかということを検討する中で、事業者を切り離し1市2町それぞれの市町でそういうバス運行会社みたいなものがないのかとか、そういったことのほうが逆にイニシャルコスト、ランニングコストが抑えられるのではないのかというところの検証をしてみましようということで、今県の交通政策課などと連携して協議を進めているところでございます。

議員のおっしゃる意味は充分わかっております。

基本的には高齢者がこれからふえていく中で、やはり買い物も含めドアツードア、自宅から病院、自宅から買い物先、買い物先から自宅、そこまでいかないと、100メートル200メートル歩くのですらきつい高齢者の皆さん方の対応には、今の現状では即していないということで認識をしておりますので、運行に関する法的な問題もございますので、ここは県の交通政策課並びに陸運支局、運輸支局などと密にもう少し協議を進めていって方向性を打ち出して、またそのときにはまた議員の皆様方にもそういう方向性を御提示させていただくような方向になろうかというふうに考えているところでございますが、いかんせんその現状の利用率、そういったものが非常に少ないというところでございますので、そこも含めながら議員のおっしゃる意味は十分理解できておりますので、高齢者が1番大変だということもわかっておりますので、免許の自主返納もできればしてもらいたいと思っていますので、ぜひ、これからの協議を注視していただければなというふうに考えるところでございますので、どうか御理解のほどお願いいたしたいと思えます。

以上です。

○議長（徳永留夫君） 11番、戸田和代さん。

○11番（戸田和代さん） 今、予約型乗り合いは、コミュニティを使えない地域は予約型の乗り合いタクシーをとって言うあれで、地域が選定されているわけですけど、コミュニティの走っているところは使えないわけでしょう。

私の資料、企画からいただいているんですけど、この料金設定は距離で決まっているのか、決まってないのか。教えてください。利用料金。

○議長（徳永留夫君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 企画課長に答弁させます。

○議長（徳永留夫君） 企画課長。

○企画課長（下村茂幸君） コミュニティバスの件でよろしかったですか。予約型タクシーですか。

はい、距離で決まっております。

○議長（徳永留夫君） 11番、戸田和代さん。

○11番（戸田和代さん） 例えば4キロ以内、4キロ以内は何百円とか。

○議長（徳永留夫君） 企画課長。

○企画課長（下村茂幸君） お答えします。

5キロ未満が200円、5キロから7.5キロは300円、7.5キロから10キロ未満が400円。10キロ以上が500円となっております。

○11番（戸田和代さん） 10キロ以上が500円。

○企画課長（下村茂幸君） はい。

○議長（徳永留夫君） 11番、戸田和代さん。

○11番（戸田和代さん） これは、片道。

○議長（徳永留夫君） 企画課長。

○企画課長（下村茂幸君） はい。片道です。

○議長（徳永留夫君） 11番、戸田和代さん。

○11 番（戸田和代さん） 乗り合いタクシーが利用率が低いですね。

やっぱり年金生活されている方は、往復で 10 キロで往復すれば千円かかるということになりますので、そのところが利用率が低いのかなっていうのがうかがえます。

ですから近い将来、町長ですね。今大型バスがそれこそ、毎日のように私はバスを見かけるんですけども、前の方に 3 人か 4 人乗ってもう月曜日から金曜日ごろまで走ってますよ。もったいないなっていうのが本当の現状です。

ですから、とにかくこの問題は、契約はいつまででしたっけ。

コミュニティバスの契約、何年度まででした。

○議長（徳永留夫君） 企画課長。

○企画課長（下村茂幸君） 年度更新で毎年です。

○11 番（戸田和代さん） 毎年。

○企画課長（下村茂幸君） はい。

○議長（徳永留夫君） 11 番、戸田和代さん。

○11 番（戸田和代さん） 毎年ならば、今バスを購入して小型バスを購入してどうのこうの言っているのがかなり時間を要する、また予算等も要するでしょうから、とにかくそれをですね、もうとにかくスピーディに検討してほしい。もう高齢者がもう、もうそればかりを願ってるんですよ。なしかどんがそこにはバスはこないのかと言う高齢者がいます。

それは大型バスだからなかなか小さく小道までは入れないようになっているから、仕方がないからバスの通るバス停まで行かんばいけんろうと私は言うんですけど、早くそのバスをどんが周りまでも回してくれるようにしてくればよかて一って。だからこのコミュニティのバスが通っている集落は、乗り合いタクシーが使えないシステムになってるから、難しいところがあります。

それをコンパクトなバスの要件が、とにかくスピーディに検討してほしいんですけど、町長どうですか。

○議長（徳永留夫君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） ここだけ、この分だけっていう検討にはちょっとなりかねる部分もありますが、当然先ほど議員がおっしゃることは十分理解しておりますし、当然急ぐべき問題ではあると考えておりますので、可能な限り早目の対応ができるようなことを考えていきたいなというふうには考えております。

あと、日本全国的に、先ほど小規模の自治体のほうが運転の率が高いというのは、大都市においては交通網が整備されていますので、当然車に乗らなくても移動が割と容易にできるっていうことだと思うんですね。ただ、都会に行ってみると、結構駅まで歩きます。

そういったこともあるわけでございまして、だから、本当は僕は理想としてはドアツードアでいろんなものが回っていきけるような形づくりをしたいと思っておりますが、参考までに鹿児島トヨタっていうのは一つの民間企業なんですけど、ここが、トヨタ本社が今地域貢献できる何かがないかということで今考えておられるようでございまして。

そこで協議をした中で、日本の縮図として種子島を一つのモデル地域として、そういったメーカーさんが持ってる車を利用した乗り降りの際にも、キャッシュレス、100 円、200 円とかのお金を小銭を財布から出すのではなくて、老人パスみたいなやつをピッとかがせばそれで乗っていけるというようなこのシステムづくりが早急に必要であるので、我々の行政サイドの引き出しもその件に関してはあんまり多くない部分もございますので、そういう民間事業者の提案もまた、今、こちらからお願いをしてありますので、そういったところも含めて、民間企業とも連携しながらやっていく必要があるのかなというふうに考えております。

少しでも早く、そういう困った方が安心できるような形づくりをしていく必要があるというのは十分認識して、おりますので、それで御理解をいただければと思います。

以上です。

○議長（徳永留夫君） 11番、戸田和代さん。

○11番（戸田和代さん） コンパクトになれば、今同じ路線を月曜日から金曜日までずっと同じ路線を走っているわけですから、コンパクトになると、このコースは月曜日このコースを走って、校区を月曜日と水曜日を走る、この校区は。それから下に行ったらこの校区は火曜日と、重ならないような交通網の整備をされたら、住民もそれに自分の用事を合わせると思います。毎日走らなくても同じコースを。だから、コンパクトになればそれぐらいできると思いますので、ぜひぜひコンパクトなバスを近い将来に走らせるような施策をとってほしいと思います。

それでは私の質問を終わります。

○議長（徳永留夫君） 以上で一般質問を終わります。

-----○-----

### 日程第3 発議第3号 自衛隊誘致並びに馬毛島移設問題調査特別委員会設置に関する決議

○議長（徳永留夫君） 日程第3、発議第3号、「自衛隊誘致並びに馬毛島移設問題調査特別委員会設置に関する決議」を議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。

園中孝夫君。

〔12番 園中孝夫君 登壇〕

○12番（園中孝夫君） 趣旨説明を行います。

自衛隊誘致については、平成19年9月定例議会において採択しており、緊急搬送や大規模災害発生時における町民の安心安全につながり、さらには、人口減少対策や地域経済の活性化に寄与するものとする。

また、馬毛島問題については、今後も公平中立な立場で関係各機関から十分な説明を受け、町民に対して、移設問題の正確な情報が提供することが望ましいと考えるので特別委員会の設置を求めます。

議員各位の賛同をお願いいたします。

○議長（徳永留夫君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 討論なしと認めます。

これから、発議第３号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第３号は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。

ただいま設置されました、自衛隊誘致並びに馬毛島移設問題調査特別委員会の委員については、委員会条例第７条の規定によって、議長が指名したいと思えます。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 異議なしと認めます。

お諮りします。

自衛隊誘致並びに馬毛島移設問題調査特別委員会の委員に、議長を除く議員全員 11 人を指名したいと思えます。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 異議なしと認めます。

したがって、特別委員会の委員は、ただいま指名しました諸君を選任することに決定しました。

これより委員会条例第８条第２項の規定により、特別委員会の委員長及び副委員長を互選していただきます。なお、同条例第９条第１項の規定により委員会の場所を議員控室とします。

ここでしばらく休憩します。議員の皆さんは議員控室へ集まりください

—————○—————

休憩 午後３時 40 分

再開 午後３時 45 分

—————○—————

○議長（徳永留夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

特別委員会の委員長及び副委員長が決定した旨報告がありましたのでお知らせします。

自衛隊誘致並びに馬毛島移設問題調査特別委員会の委員長に濱脇重樹君。

副委員長に迫田秀三君、以上であります。

—————○—————

#### 日程第４、常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

○議長（徳永留夫君） 日程第4 「常任委員会の閉会中の所管事務調査の件」を議題とします。

各常任委員長から所管事務のうち、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました所管事務の調査事項について、閉会中の継続審査の調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----○-----

#### 日程第5、議会運営委員会の閉会中の所管事務調査の件

○議長（徳永留夫君） 日程第5 「議会運営委員会の閉会中の所管事務調査の件」を議題とします。

議会運営委員長から所管事務のうち、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました所管事務の調査事項について閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----○-----

#### 日程第6、議員派遣の件

○議長（徳永留夫君） 日程第6 「議員派遣の件」を議題にします。

お諮りします。地方自治法第100条第13項及び会議規則第129条の規定によって、お手元にお配りしました会議及び研修会等へ議員を派遣したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件は、派遣することに決定しました。

-----○-----

#### 日程第7、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○議長（徳永留夫君） 日程第7 「議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件」を議題とします。

議会運営委員長から会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

○議長（徳永留夫君） これで本日の議事日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和元年第２回中種子町議会定例会を閉会します。御苦労様でした。

-----○-----

閉会 午後３時４９分